平成 27 年度 大学機関別認証評価

自　己　点　検　評　価　書

［日本高等教育評価機構］

平成 27(2015)年 6 月

姫路獨協大学

目　次

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・　1

Ⅱ．沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　44

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　61

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・・　65

基準Ａ　地域社会との連携協力・地域社会への貢献・・・・・・・・・・・・・・　65

Ⅴ．エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

姫路獨協大学が属する学校法人獨協学園のルーツは、明治 16（1883）年西周らによって設立された獨逸学協会学校にある。獨逸学協会学校は、明治維新後の我が国にあって、当時ヨーロッパで急速に国力を伸ばし先進的であったドイツの文化と学問を学び取るという目的を持って設立された。その後は旧制獨協中学校となったが、長きにわたり我が国におけるドイツ語を教える唯一の中学校として知られ、医学界、法曹界及び教育界を目指す者の登竜門として、数多くの優秀な人材を輩出してきた。昭和 27（1952）年、第 3 次吉田茂内閣で文部大臣を務めた、獨逸学協会学校出身の哲学者天野貞祐博士の獨協中学・高等学校就任を転機として､｢大学は学問を通じての人間形成の場である｣との建学の理念のもと、昭和 39（1964）年に獨協大学が設立された。

現在、獨協学園は 3 大学（獨協大学、獨協医科大学、姫路獨協大学)、2 中学・高等学校（獨協中学・高等学校、獨協埼玉中学・高等学校)、2 専門学校（獨協医科大学附属看護専門学校、同大附属看護専門学校三郷校）からなる学校法人となっており、平成 25（2013）年には創立 130 周年を迎えている。

姫路獨協大学（本学）は、姫路市を中心とした西播磨 4 市 21 町 84 万余人の住民の「姫路に総合大学を」という長年の要望に応える形で、全国初の「公私協力方式」により昭和 62（1987）年に開学した。本学は、天野博士の理念を関西において新しい形で実践する場として、知育・徳育・体育の全人教育を通して、新しい国際感覚と視野を備え、情報化社会に対応できる、人間性豊かな、実践力に富む国際人を育成することを目的とし、地域貢献にも大きな期待がかけられた。

開学当初は、外国語学部及び法学部の文系 2 学部からスタートし、平成元（1989）年には経済情報学部を、平成 3（1991）年には大学院修士課程、言語教育研究科及び法学研究科の 2 研究科を、平成 5（1993）年には大学院修士課程経済情報研究科を設置し、さらに、平成 18（2006）年には医療保健学部を、平成 19（2007）年には薬学部を設置した。また、平成 28（2016）年には新たに看護学部を開設予定であり、文理総合大学として更なる充実を図っている。

総合大学となった現在も、特色ある教育の基本姿勢は変わらない。それは、外国語教育を重視する獨協学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することにより、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することである。より具体的には、多様化し流動化する社会を生きるために必要とされる幅広い教養と専門的知識と技能を確実に身に付け、自己表現力と自己責任能力を養い、播磨地域から国際社会に貢献できる人材や地域創生の担い手となる人材を育てることである。これが本学の教育目標であり使命である。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

昭和 61 年　12 月	姫路獨協大学　設置認可
昭和 62 年　4 月	姫路獨協大学を兵庫県姫路市に開学（外国語学部ドイツ語学科、英語学科、中国語学科、日本語学科、法学部法律学科）
平成元年　4 月	姫路獨協大学　経済情報学部経済情報学科　新設
平成 3 年　4 月	姫路獨協大学　大学院言語教育研究科　修士課程、法学研究科修士課程　新設
平成 5 年　4 月	姫路獨協大学　大学院経済情報研究科　修士課程　新設
平成 8 年　8 月	国際交流センター　設置
平成 9 年　10 月	姫路獨協大学　創立 10 周年（記念式典挙行）
平成 12 年　4 月	姫路獨協大学　経済情報学部経営情報学科　新設
平成 16 年　4 月	姫路獨協大学　法科大学院　新設
平成 17 年　4 月	姫路獨協大学　外国語学部スペイン語学科、韓国語学科　新設
平成 18 年　4 月	姫路獨協大学　医療保健学部（理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科、こども保健学科、臨床工学科）　新設
平成 19 年　4 月	姫路獨協大学　薬学部医療薬学科　新設
平成 19 年　5 月	姫路獨協大学　創立 20 周年（記念式典挙行）
平成 20 年　4 月	姫路獨協大学　外国語学部改組（6 学科を 1 学科 2 専攻体制に統合）外国語学部外国語学科　外国語専攻・日本語専攻　新設
平成 20 年　4 月	播磨総合研究所　設置
平成 22 年　4 月	学習支援センター　設置
平成 25 年　3 月	姫路獨協大学　法科大学院　廃止
平成 25 年　10 月	獨協学園創立 130 周年（記念式典挙行）

2. 本学の現況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

・大学名、所在地

大学名	所在地
姫路獨協大学	兵庫県姫路市上大野７－２－１

・学部等の構成

（人）

学部	学科		入学定員	収容定員
外国語学部	外国語学科	外国語専攻	70	280
		日本語専攻	30	120
	計		100	400
法学部	法律学科		130	520
	計		130	520
経済情報学部	経済情報学科		150	600
	計		150	600
医療保健学部	理学療法学科		40	160
	作業療法学科		40	160
	言語聴覚療法学科		20	80
	こども保健学科		50	200
	臨床工学科		40	160
	計		190	760
薬学部	医療薬学科		100	660
	計		100	660
合計			670	2,940

大学院	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
言語教育研究科	言語教育専攻	15	30
	計	15	30
法学研究科	法律学専攻	10	16
	政治学専攻	－	4
	計	10	20
経済情報研究科	経済情報専攻	10	20
	計	10	20
合計		35	70

・学生数、教員数、職員数（平成 27 年 5 月 1 日）

[学部　学生数]

学部	学科		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	計
外国語学部	外国語学科	外国語専攻	42	39	49	36	－	－	166
		日本語専攻	6	18	18	27	－	－	69
	計		48	57	67	63	－	－	235
法学部	法律学科		57	46	50	70	－	－	223
	計		57	46	50	70	－	－	223
経済情報学部	経済情報学科		46	55	92	111	－	－	304
	計		46	55	92	111	－	－	304
医療保健学部	理学療法学科		51	70	32	41	－	－	194
	作業療法学科		43	48	29	22	－	－	142
	言語聴覚療法学科		15	26	19	23	－	－	83
	こども保健学科		19	19	23	20	－	－	81
	臨床工学科		32	33	21	27	－	－	113
	計		160	196	124	133	－	－	613
薬学部	医療薬学科		123	133	69	71	42	96	534
	計		123	133	69	71	42	96	534
合計			434	487	402	448	42	96	1909

[大学院修士課程　学生数]

大学院	専攻	1年次	2年次	計
言語教育研究科	言語教育専攻	3	2	5
	計	3	2	5
法学研究科	法律学専攻	5	11	16
	政治学専攻	－	0	0
	計	5	11	16
経済情報研究科	経済情報専攻	1	6	7
	計	1	6	7
合　計		9	19	28

［専任教員数］

学長・副学長	3
外国語学部	23
法学部	20
経済情報学部	17
医療保健学部	53
薬学部	29
学部外組織	6
合計	151

［非常勤教員数］

外国語学部	28 (2)
法学部	8
経済情報学部	18
医療保健学部	59
薬学部	21
教職課程等	12
全学共通科目	5
計	151 (2)
言語教育研究科	5
法学研究科	1
経済情報研究科	0
計	6
合計	157 (2)

(　)の数は内数で大学院を兼務する者

［職員数］

専任	66
嘱託（パートを含む）	6
派遣職員	8
合計	80

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

(1) 1－1 の自己判定

「基準項目 1－1 を満たしている。」

(2) 1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1－1－①意味・内容の具体性と明確性

1－1－②簡潔な文章化

姫路獨協大学は、獨協学園長であった天野貞祐博士の「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を、関西地区において、新しい形で実践しようという構想のもとに設立された。この建学の理念をもとに本学は、多様化し流動化する社会を生きるために必要とされる幅広い教養と専門的知識と技能を確実に身に付け、自己表現力と自己責任能力を養い、播磨地域から国際社会に貢献できる人材や地域創生の担い手となる人材を育てることを教育目標としている。

姫路獨協大学学則第１条には、「本学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と規定している。【資料 1-1-1】

姫路獨協大学大学院学則第１条には、「姫路獨協大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することを目的とする。」と規定している。【資料 1-1-2】

さらに、大学の理念・目標・目的を踏まえ、学部・学科・研究科ごとに教育目的を定めている。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

(3) 1－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的などはホームページなどで具体的・明確に公開しているが、社会的役割と使命を担っている本学では、社会に向けての広報をさらに充実する。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

（1）1－2 の自己判定

「基準項目 1－2 を満たしている。」

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①個性・特色の明示

本学は、昭和 62（1987）年に姫路市を中心とした西播磨 4 市 21 町 84 万余人の住民の「姫路に総合大学を」という長年の要望に応える形で、この地域で初の 4 年制総合大学の設置を目指し、大学誘致を推進する姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により開学した。この設立の経緯から、本学は、教育研究活動を通じて、地域の繁栄に寄与することを使命とし、本学の使命・目的を達成するため、外国語学部、法学部、経済情報学部、医療保健学部および薬学部に加え、大学院修士課程言語教育研究科、法学研究科、経済情報研究科をそれぞれ設置している。

また、本学はこれらの教育研究組織が、具体的な教育の在り方や使命を果たすための教育方針を掲げており、それぞれの専門教育をとおして「学問を通じての人間形成」という視点で、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とした取り組みを実践している。

なお、これらの教育方針は、大学案内やホームページ等に明示し、周知している。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-2】

1-2-②法令への適合

本学は、学則第 1 条において、「本学は、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という天野理念を基に、外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的とする。」と明記し、各学部・学科の教育目的についても、学則に明記している。【資料 1-2-3】

また、大学院においては、大学院学則第 1 条において、「広い視野と現代に則した理念に基づく学識を授けるとともに、高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養い、併せて生涯学習社会を支える指導者を育成することを目的とする。」と明記し、各研究科の教育目的についても、大学院学則に明記している。【資料 1-2-4】

これらは、大学設置基準（教育研究上の目的）第 2 条「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」、及び大学設置基準（大学等の名称）第 40 条の 4「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に適合している。

1-2-③変化への対応

本学は、昭和 62（1987）年に姫路市と学校法人獨協学園との全国初の「公私協力方式」により開学し、当初は外国語学部及び法学部の文系 2 学部からスタートし、その後、平成元（1989）年には経済情報学部を、平成 3（1991）年には大学院修士課程言語教育研究科および法学研究科の 2 研究科を、平成 5（1993）年には大学院修士課程経済情報研究科を、平成 16（2004）年には法科大学院を開設するとともに、教育・研究体制の確立に努めてき

た。

開設当初の本学は、毎年、入学定員の 10 倍を超える入学志願者を集めてきたが、その後、少子化や不況の影響もあり、平成 9（1997）年度入試以降、入学志願者は激減し、きわめて厳しい状況に直面した。

このような状況を打開、改善するために、平成 14（2002）年 3 月に、「将来構想検討委員会」を設置し、各学部・研究科の将来構想等について検討を進めることとなった。

当初、将来構想等の検討は、もっぱら各学部に委ねられていたが、平成 15（2003）年 11 月から既存の学部・大学院のあり方について抜本的に検討するため、「将来構想検討委員会」を発展改組し、「姫路獨協大学改革委員会」（以下「改革委員会」という。）を設置した。改革委員会では、「将来構想検討委員会」で検討された内容を踏まえて、具体的な改革案が議論され、①新学部の設置、②法科大学院に続く専門職大学院の新設、③既存の学部・学科の再編等からなる改革案が提示された。

その後、外国語学部では、英語学科及びドイツ語学科とあわせて充実したヨーロッパの言語教育を行うスペイン語学科、豊かな東アジアの言語教育を行う韓国語学科の新設案が提案され、本学評議会、学園理事会・評議員会の承認の後、平成 16（2004）年 6 月、設置届出書が文部科学省に受理され、平成 17（2005）年 4 月に開設した。

また、将来の日本を創造する優れた人材を輩出するという、大学の社会的使命を達成するため、地域のニーズの把握や今後求められる学部・学科などについて、あらゆる角度から検討を重ねたところ、平成 16（2004）年 6 月開催の改革委員会において、薬学系と医療技術系の 2 つの新学部構想案が提案され、大学評議会、学園理事会・評議員会の審議を経て、平成 16（2004）年 10 月の臨時理事会・評議員会において新学部の設置が承認された。

その後、平成 17（2005）年、平成 18（2006）年に文部科学省へ設置認可申請を行い、平成 18（2006）年 4 月に医療保健学部を、平成 19（2007）年 4 月には薬学部をそれぞれ開設した。医療系学部の新設に伴い、本格的な総合大学としての立場を築く一方、文系、理系双方のバランスを保つべく、文系 3 学部を中心に入学定員の見直しを実施し、外国語学部においては、平成 20（2008）年 4 月に、多文化共生社会を見据えた外国語教育を実現するため、従来のドイツ語、英語、中国語、日本語、スペイン語、韓国語の 6 学科を外国語学科外国語専攻および日本語専攻の 1 学科 2 専攻に統合した。

なお、法科大学院は、その後、法曹界において活躍できる十分な能力を持った学生を確保することが困難と判断し、平成 23（2011）年度から学生募集を停止、平成 25（2013）年 3 月に廃止となった。

（3）1－2 の改善・向上方策（将来計画）

定員を充足していない学部・学科があり、今後も大学経営にとって厳しい状況が続くことが予想される。本学では、近年の少子高齢化による保健・医療・福祉サービスに対する複雑多様化した国民のニーズに対応するため、保健・医療・福祉の分野での幅広い視野を持った医療技術者の養成に努めてきた。今後の更なる地域社会との連携、地域社会の人的需要に応えられる教育研究体制の整備・充実のため、また、この状況を乗り越えるための方策のひとつとして、姫路・播磨地方における更なる医療貢献を目指し、既設の医療保健学部、薬学部に次ぐ、第 3 の医療系学部として平成 28(2016)年 4 月から看護学部を開設す

る予定である。

また、過去数年間の入試の結果から、定員充足率の低い文系 3 学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）については、抜本的に教育内容を見直すとともに、平成 28(2016)年 4 月より、学際の医療社会学系コースを共通の柱とする「人間社会学群」に再編する予定である。

これらの改革により、時代と地域の要求に応じた教育体制の充実・強化を図っていくこととする。【資料 1-2-5】

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1－3 の自己判定

「基準項目 1－3 を満たしている。」

(2) 1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①役員、教職員の理解と支持

学則に本学の教育目的を定めており、学部及び大学院の教育目的の策定にあたっては、各学部教授会・研究科委員会の審議を経て、学長の諮問機関である評議会において審議され、さらに、法人に設置され役員で構成された理事会・評議員会において審議、承認・同意される仕組みになっている。このように、教授会・研究科委員会から法人の役員による審議、承認・同意といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ている。【資料 1-3-1】【資料 1-3-2】

1-3-②学内外への周知

本学の使命・目的の周知方法については、入学式、新入生オリエンテーション、在学生ガイダンス、保護者懇談会、卒業式、大学院学位記授与式、入試説明会、進学相談会、オープンキャンパスなどの学校行事等の機会に、また、大学が定期的に発行する学内広報誌「HDU21」、大学案内、大学ホームページ、学内イントラネット、大学紹介 DVD など、様々な媒体を通じて行っているほか、本部棟 1 階玄関フロアに「獨協歴史コーナー」を開設し、獨協学園の歴史とその教育精神、本学の歴史と設立の経緯等を紹介・展示している。これらの機会・媒体等により、在学生、教職員のみならず、学生の保護者、受験生、地域の人々や企業に対して、本学の使命・目的等や本学の教育活動、教育内容等について周知している。【資料 1-3-3】【資料 1-3-4】【資料 1-3-5】

1-3-③中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

本学は平成 26（2014 年度）年度に、平成 32（2020）年度までの中長期計画「獨協学園

第 9 次基本計画（2014 年度）」を策定した。

この計画は、委員に外部有識者を加えた運営諮問会議や学内ワーキンググループ「2030 年委員会」等、様々な場において議論を重ね検討を行ったもので、より一層の魅力ある大学創りを目指し、教育と地域貢献を柱とした組織再編を行い、時代と地域の要求に応じた教育体制の充実・強化を図って、本学の再生を目指すこと、また、地域に根ざす大学としての役割を再確認する意味でも、本学が地域の中核的教育機関としての位置づけとなり、大学から地域へ、地域から大学へ情報発信・交流ができる魅力ある大学創りを目指し、改革を進める計画として策定している。【資料 1-3-6】

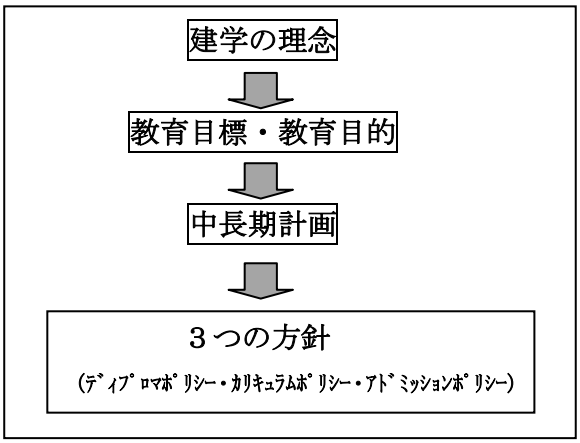

さらに、各学部・学科・研究科においては、教育目的を具体的に実践するため、3 つの方針（ﾃﾞｨﾌﾟﾛﾏﾎﾟﾘｼｰ・ｶﾘｷｭﾗﾑﾎﾟﾘｼｰ・ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝﾎﾟﾘｼｰ）を策定し、教育目的を達成するための具体策として明示している。【資料 1-3-7】

このように、本学の理念に基づいた目的の実現を目指すために策定した「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」をもとに大学運営を進めていくと同時に、各学部・学科・研究科においては、3 つの方針を着実に実行し、大学の全教職員が、使命・目的及び教育目的等の達成に向けた努力を重ねている。

1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

本学は、西播磨地域で初の 4 年制総合大学の設置を目指し、昭和 62（1987）年に姫路市との「公私協力方式」により開学した。開学当初は、外国語学部及び法学部の 2 学部からスタートし、次いで平成元（1989）年には経済情報学部を開設した。本学設置に向け、姫路市と本学園とで締結された「姫路獨協大学（仮称）設置に関する協定書」には、将来、理工系学部の増設も謳われており、開学 20 年目の平成 18（2006）年に医療保健学部を、平成 19（2007）年に薬学部を新設し、文系・理系の 5 学部を有する総合大学としてふさわしい構成となった。学士課程の特徴として、開学時に設けていた一般教育部は、平成 3（1991）年の大学設置基準大綱化を受けて、一般教育と専門教育の有機的な連携を図るため、平成 12（2000）年に一般教育部所属の専任教員を各学部に転属させて教員組織の再編を実施した。翌年、一般教育科目を全学共通科目に名称変更し、学部・学科の垣根を越えた横断的なカリキュラムを編成するとともに、各学部の専任教員による全学共通教育を実施している。

大学院については、外国語学部及び法学部が完成年度を迎えた翌年の平成 3（1991）年に修士課程言語教育研究科及び法学研究科の 2 研究科を、経済情報学部が完成年度を迎えた翌年の平成 5（1993）年に修士課程経済情報研究科を設置した。この 3 研究科は、①学部卒後教育、②勤労者の職業能力向上のための社会人の継続教育、③有職者の再教育を含め、生涯学習社会への大学の寄与を志向した構想のもとに設立された。

また、学部・大学院以外の組織として、附属図書館、入試センター、キャリアセンター、国際交流センター、学習支援センター及び播磨総合研究所を設置している。

附属図書館は、和書・洋書あわせて約 34 万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。最近では DVD・電子ジャーナルも充実させ、学生及び教員の教育研究活動を支援している。

入試センターは、入学試験、入試に関する広報、オープンキャンパス、高校への出張講義等入学者の選抜に関することを行っている。

キャリアセンターは、カリキュラムに組み込まれたキャリア支援科目、個別の就職指導、インターンシップ等を通じてキャリアサポートを行っている。

国際交流センターは、外国人留学生のサポート、学生の海外留学・語学研修などを支援するとともに、外国の大学との提携、外国の研究者等の招聘、国際交流のための情報収集・提供などを行い、学内外における国際交流の推進を図っている。

学習支援センターは、学士課程教育の質を維持するため、また、基礎学力の不足した学生、日本語能力の不足した外国人留学生に対する対応策として、学生の基礎学力向上支援、外国人留学生の日本語学習支援などを行っている。

播磨総合研究所は、姫路市との連携協定に基づき、地域貢献の中核施設として平成 19（2007）年に開設した。共同教育研究施設として、大学における知的資源を活用し、総合的な研究および教育を行うことにより、地域社会の活性化と発展に寄与することを目的とし、地域の行事への参加、後援組織播磨会と連携した市民公開講座の開催等を行っている。【資料 1-3-8】

（3）1－3 の改善・向上方策（将来計画）

建学の理念は、理事長・学長が入学式・卒業式等の大学の公式行事で必ず言及し、また学園・大学の広報誌を始めとする各種印刷物、あるいは本学のホームページ等に明示し、周知している。

本学の使命・目的及び教育目的との有効性、教育目的と3つの方針及び教育研究組織の整合性については、自己点検・評価等を通じ、継続して確認していく。

また、本学は今後とも社会の変化を的確に捉え、それを教育研究や社会貢献に反映させて行かなければならない。そのためには「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」とこれに基づいた「事業計画」をPDCA サイクルを稼働させて着実に実践する必要があり、本学は全学を挙げてこれを実行していく。

［基準 1 の自己評価］

本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の理念「大学は学問を通じての人間形成の場である」に基づいて、「外国語教育を重視する学園の伝統を踏まえ、広く社会の求める学術の理論及び応用を研究、教授することによって、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな人材を育成することを目的」（学則第1条）とし、この活動を通じて、地域の繁栄に寄与することを使命としている。

また、使命・目的及び教育目的の意味・内容を具体的・明確にして簡潔に文章化し、教職員や学生に考えを浸透させるよう努めており、さまざまな機会と手段を利用して学外へ

も広く周知している。

これまで本学は、時代の変化、社会の推移にも敏感かつ柔軟に対応し、大学の使命としての社会貢献の観点から、時代や社会が求める人材の養成に取り組み、新たな学部等の開設を行ってきており、今後も建学の理念や伝統を踏まえつつ、時代の変化に応じた教育研究活動を展開していくため、平成26（2014）年度に「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」を策定するとともに、教育目標や教育目的を教育の実質と結びつけるために、3 つの方針（ﾃﾞｨﾌﾟﾛﾏﾎﾟﾘｼｰ・ｶﾘｷｭﾗﾑﾎﾟﾘｼｰ・ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝﾎﾟﾘｼｰ）の策定を行った。

なお、目的の達成に向けた計画的で効果的な教育活動を展開するためには、教育の実際を常に点検・改善して行かねばならず、そのために本学は、PDCA サイクルに従って、「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」の着実な実施に努めるものである。

以上のことから、基準 1は満たしていると判断する。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

（1）2－1 の自己判定

「基準項目 2－1 を満たしている。」

（2）2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

本学は、教育目標の実現に熱意と意欲を持ち、基礎学力のみならず優秀で多様な能力を有する、心身ともに健康な受験生を、多様な入学者選抜方法により、幅広く受け入れることを基本とし、入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は大学全体及び各学部学科・研究科ごとに策定している。この入学者受入れの方針は、「入試ガイド」、「学生募集要項」、「大学院学生募集要項」及びホームページに掲載している。【資料 2-1-1～資料 2-1-3】

さらに、オープンキャンパスや高等学校教員を大学に招いて行う大学説明会、学外で行われる高校内ガイダンス・進学相談会・高校訪問等の際に、高等学校の教諭・高校生・保護者等関係者に説明を行っている。【資料 2-1-4～資料 2-1-7】

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

本学における入学者選抜を適切かつ円滑に実施するため、姫路獨協大学入学試験委員会（以下「入試委員会」）を設置している。入試委員会は、学長、副学長、教務部長、学生部長、入試センター長、各学部長、健康管理室長、入学試験教科委員長、入学試験機械化委員長、事務局長により構成され、入学試験実施の基本方針をはじめ、入学試験に関するあらゆる重要事項の審議や決定を行っている。また、入試委員会のもとに、入学試験の具体的実施計画を策定し、実施に当たるため入学試験実施委員会を、入学試験業務の機械化に当たるため入学試験機械化委員会を、入学試験問題の作成および採点に当たるため入学試験教科委員会を、推薦入学試験の推薦基準のうち、課外活動の内容等について審査するため推薦入試課外活動等選考委員会をそれぞれ置いている。

入学試験問題の出題に関しては、入試委員会において全学的な見地から出題方針を検討・確認のうえ、各教科において入学試験教科委員会を中心に出題活動が進められる。例年、入学試験委員長の依頼を受け、各学部長のもとで各出題教科の責任者である出題委員長が選出され、各教科出題委員長のもと、2～4 名の出題委員で構成する出題委員会が約 4 カ月にわたり計画的に開かれている。

入学試験問題作成については、一部を外部専門業者に原案作成を依頼している。この場合でも、原案作成前に専門業者と各教科の出題委員が検討を重ね、本学が学内で作成する場合と同様の問題の水準(難易度、出題範囲・内容、解答時間、設問方法、不適切内容の除外など)を求め作成を依頼している。作成されたすべての入試問題は、出題委員による修正・差替え・校正が行われ、受験生にとって適切な問題か、また設問が適正であるのか、

出題ミスがないのか等の検討を慎重に行う。このようなチェックは、１つの入学試験問題に付き５回程度行われる。出題委員会による確認を経た入学試験問題は、出題委員長により入学試験教科委員会に提出される。入学試験問題は、入学試験教科委員でさらに検討され、修正・差替えの指示が出題委員長に行われる。このように入試問題の作成にあたっては慎重に対応するため、出題委員会及び入学試験教科委員会による二重の検討を行っている。【資料 2-1-8～2-1-12】

また、入学者受入れ方針をもとに本学では、受験生が個性と得意分野を活かして受験ができるよう、次に示すような多様な入学試験制度を設け、幅広く多様な入学者の確保に努めている。【資料 2-1-13】

①公募推薦入試

年内に入学先大学を確保したい高校生の意識に配慮するとともに、他の大学との併願をも視野に入れた入試方法として実施している。「公募推薦入試」は、高等学校での評定による学力総合評価と小論文・面接を課す「小論文型入試」や、高等学校での評定による学力総合評価と個別の教科学力審査を併せて判断する「基礎学力検査型入試」を実施している。

②一般入試

日程については、従来から実施している 3 期（1 月入試・2 月入試・3 月入試）に加え、薬学部受験生を対象に化学重視の入試を実施している。学部・学科ごとの受け入れ方針に基づき、試験科目や合否判定などについて受験生の得意分野を活かした方法を取り入れている。

③センタープラス入試

一般入試と大学入試センター試験の得点合計により選考する「センタープラス入試」を実施している。

④センター試験利用入試

近年多数の高校生が受験する大学入試センター試験に対応した「センター試験利用入試」については、受験者個々人が受験後に自己採点の結果を考慮し出願できるように、出願期間に応じて前期と後期の 2 期に分けて、センター試験の得点のみで選考する入試として実施ている。また、薬学部受験生を対象に化学重視の入試を実施している。

⑤AO 入試

全学部・学科で実施している。大学・学部・学科の入学者受入れの方針を理解し、早期に積極的に入学を志望する生徒へ門戸を開いている。

⑥指定校推薦入試

過年度の入試において受験・入学実績のある高等学校で、且つ、在学生の学業成績も考慮し、指定校に該当する高等学校に対し、本学専願入学希望生徒の推薦を高等学校に依頼している。志願生徒について高等学校内の評定により高校内での選抜を経て、学校長の推薦を受け、本学において面接試験を課すことで入学者を受け入れている。

⑦スポーツ特別選抜

高等学校長が推薦する者で、優れたスポーツ実績や能力を持つ生徒を対象に、入

学後もクラブ活動と学業を両立させられる活力あふれる人材を対象とした選抜を実施している。

⑧帰国生特別選抜

海外居住や留学経験などを通じて、異なる国・地域の言語・文化・歴史と出会い、豊かな異文化体験を有する生徒を受け入れている。

⑨社会人入試

入学時に23歳以上の者で実社会での経験をもち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人、あるいは生涯学習として高等教育の機会を求める人々に対するものである。

⑩外国人留学生特別選抜

外国において日本の高等学校卒業に相当する 12 年間の教育課程を修了もしくは修了見込みの外国人を対象として行うものである。外国人留学生特別選抜では、学力試験を課さず面接試験で選抜する指定推薦入試も実施しており、日本語能力試験N2 以上、または留学生日本語試験 225 点以上、J. TEST で D レベル以上のいずれかを取得していることを受験の条件として、面接と合わせて日本語の能力を判断している。

また、中国・韓国に教職員を派遣し、海外での現地入試も実施している。

⑪音楽実技入試

こども保健学科において、こどもの発育発達支援に興味があり、音楽に打ち込んできた者で、将来、保育士、幼稚園教諭、養護教諭をめざす受験生を対象に行っている。選考方法は、ピアノ演奏または歌唱演奏からいずれか 1 つを選択受験した音楽実技の結果と、出願書類を総合判定して合格者を決定している。

⑫獨協・獨協埼玉高校特別推薦入試

本学と同じ学校法人獨協学園に属する獨協高等学校・獨協埼玉高等学校を卒業あるいは卒業見込みの者を対象に行っている。選考方法は、推薦書、調査書及び本学が行う面接の結果を総合判定して合格者を決定している。

⑬編入学・転入学入試

大学、短期大学卒業者あるいは卒業見込みの者や専修学校専門課程修了あるいは修了見込みの者で資格取得の必要、生涯学習の観点から、本学で、より高度な専門的知識を深め、より高度な教育を望む者の要請に応えるためのものである。

大学院においては、言語教育研究科修士課程、法学研究科修士課程及び経済情報研究科修士課程への入学者の選抜を実施している。また、年 2 回入試説明会を開催し、志望者へ大学院の案内や入試説明を行っている。入学試験にあたっては、募集要項に入学者受入れの方針を明示し、この方針に沿って選抜を行っている。言語教育研究科では前期（4 月）と後期（9 月）入学生のために、法学研究科と経済情報研究科では前期（4 月）入学生のために、秋季 10 月と春季 2 月の年 2 回、一般入試、社会人入試、推薦入試を実施している。経済情報研究科ではこれらの入試に加えて外国人留学生入試も実施している。

さらに、経済情報研究科では平成 27（2015）年度入試から推薦入試と外国人留学生入試において後期（9 月）入学生のために従来から行っていた春季募集に加えて夏季募集も行

うなど、広く学生を募集するよう努力している。

入試方法、入試日程等については、各研究科委員会において検討し、その議を経て、学長が決定している。【資料 2-1-14】

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

本学の各学部・学科の過去 5 年間の入学定員・収容定員、入学者数・在籍者数及び定員充足率は、【資料 2-1-15】のとおりである。

入学定員充足率および収容定員充足率について、全学部で定員を充足できていない状況であったことから本学は、平成 24（2012）年度から入学定員減〈外国語学部（150 人→100 人）、法学部（180 人→130 人）、経済情報学部（200 人→150 人）〉を実施し、さらに平成 25（2013）年度から薬学部（120 人→100 人）の定員減を実施した。

この結果、外国語学部では、定員改定の前年度（平成 23(2011)年度）に 0.52 であった収容定員充足率が、平成 27（2015）年度には 0.59 まで上昇した。法学部では、定員改定の前年度（平成 23（2011）年度）に 0.43 であった入学定員充足率が、平成 24（2012）年度には 0.51 に一旦上昇したが、平成 27（2015）年度には 0.43 へと下降した。経済情報学部では、定員改定の前年度（平成 23（2011）年度）に 0.76 であった収容定員充足率が、平成 27(2015)年度には 0.51 へと下降した。薬学部では、定員改定の前年度（平成 23(2011)年度）に入学定員充足率が 0.41 であった入学定員充足率が、平成 27（2015）年度には 1.01 まで上昇し、収容定員充足率は 0.81 にまで上昇した。医療保健学部では、定員を満たしている学科と満たしていない学科が混在しており、学部全体ではわずかながら定員割れの状態が続いている。

定員管理については、入学試験にかかる一定の成績基準を維持しながら、厳格に行っていることから、過去 5 年間の学部全体の収容定員充足率の平均は 0.66 であった。
しかしながら、平成 23（2011）年度に 0.52 であった学部全体の入学定員充足率が、平成 27（2015）年度には 0.6 まで上昇した。このような増加につながったのは、入学定員の見直しを行うとともに、それぞれの学部教授会と入試委員会が連携・協力し、定員充足率の改善に向け、平成 23（2011）年度から取り組んでいる以下の 6 つの最重点施策に一定の効果があったものと分析している。

① 地方エリアへの広報活動の拡充及び高校訪問を強化するなどのほか、入学試験会場を新設することによって、遠方地域からの志願者・入学者数の増加を図る。【資料 2-1-16】
② 遠隔地予約奨学生制度を実施し、近畿圏外からの志願者・入学者の確保を図る。【資料 2-1-17】
③ スポーツ特別選抜においては、これまで文系３学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）を対象に実施していたが、新たに医療保健学部こども保健学科を追加して実施する。【資料 2-1-18】
④ スポーツ特別選抜による入学者には、奨励金として一律 20 万円を免除する制度の他に、特待生制度を新設することによって、志願者・入学者増に努める。【資料 2-1-19】
⑤ オープンキャンパスの参加者増を図るため、無料送迎バスを運行する。【資料 2-1-20】
⑥ 地元に密着した広報活動においては、「地域ミニコミ誌」を中心に展開する。【資料 2-1-21】

大学院においては、基盤となる学部の学生が減少し、その影響も懸念されることから、志望する者が少なく定員を充足する見通しがない法学研究科政治学専攻について検討を行い、平成 27(2015)年度から学生募集を停止し、税理士希望者等で需要のある既存の法律学専攻に一本化することで教育の効率化を図り、より幅広い知識を備えた高度な専門知識を有する職業人の育成を目指すこととした。【資料 2-1-22】

今後も全研究科において、さらなる改善の努力と工夫により、このような改革を続けていくこととしている。

（3）2－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の入学定員充足率及び収容定員充足率の改善にあたっては、まず、前 2-1-③で述べた 6 つの最重点施策を継続して実施していく。また、入試戦略のひとつとして、2015（平成 27）年度入試より、インターネットを利用したネット出願を導入し、24 時間出願を可能とした。ネット出願への広報をさらに強化し、受験者数の増に繋げていく。【資料 2-1-23】

この他に組織の改組等による改善策として、平成 28(2016)年度には外国語学部・法学部・経済情報学部を募集停止し、当該文系 3 学部の組織を発展的に再編して人間社会学群を設置する。

外国語学部､法学部及び経済情報学部を一つにまとめる形で人間社会学群としているが、学位の分野については、基本的に従来の学部・学科に関する学位の分野をそれぞれ継承しているため、国際言語文化学類が文学、現代法律学類が法学、産業経営学類が経済学となっている。【資料 2-1-24】

このようなことから、1 学群 3 学類に関する入学定員数を従来の学部・学科の視点から検討することとし、日本私立学校振興・共済事業団　私学経営情報センターが公表している「私立大学・短期大学等　入学志願者動向」をもとに調査した結果、全国の大学における外国語学部（国際言語文化学類に移行）と法学部（現代法律学類に移行）が、過去 5 年間の内、全て入学定員を上回っており、本学の組織改編とともに入学定員数をそれぞれ 80 人、100 人と減少させることによって、定員充足が可能なものであると認識している。

また、経済情報学部（産業経営学類に移行）については、全国の私立大学の内、4 大学にしか設置されておらず、その入学定員の平均は約 110 人であるものの、志願倍率は 1.0 倍以上を維持していることから、入学定員を 150 人から 100 人に減少して入学定員を設定することは妥当なものであると認識している。

さらに、こども保健学科の入学定員の設定については、もともと前述した 3 つの学部・学科よりも少なく設定していること、日本私立学校振興・共済事業団　私学経営情報センターが公表している「私立大学・短期大学等　入学志願者動向」をもとに調査した結果では、毎年度、入学者が増加していることから、入学定員を維持しつつ、カリキュラム構成が保健・医療・福祉に関連している特色を生かして、看護学部看護学科（仮称）の広報・宣伝活動と合わせて強化することとした。

平成 28（2016）年度には、医療保健学部・薬学部に続く第 3 の医療系学部として、文系 3 学部の定員を割り振り、新たに看護学部（入学定員 80 人）を設置する予定である。

【資料 2-1-25】

看護学部については、兵庫県内に看護系学部・学科を設置している大学全てが入学定員

を充足している。また、本学に志願実績のある高校の 2 年生対象に実施したアンケート調査からも看護師・保健師養成課程のある大学への進学希望者が多いことが判明した。これらのことからも看護学部については定員を充足することが充分に見込まれる。

人間社会学群及び看護学部の設置を高校へ周知するため、教職員が進路指導担当者と面談し、情報を生徒や保護者に伝えてもらい本学への受験のきっかけなるよう、一校あたり年間 3～4 回の訪問を計画している。また、毎年 6 月頃に本学で開催している高校教員を対象とした入試説明会へ、本学への志願実績がある高校の教員へ積極的に参加を呼びかけ、人間社会学群及び看護学部に関するアピールを強化する。【資料 2-1-26】

これらの改革により、時代と地域の要求に応じた新たな教育体制で入学定員・収容定員充足率の改善を図り、本学の再生を目指すこととしている。

2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2－2 の自己判定

「基準項目 2－2 を満たしている。」

(2) 2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

本学は、教育研究上の目的を踏まえ、各学部学科・研究科ごとに教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を策定している。この方針は、「履修の手引」、「大学院履修要項・シラバス」及びホームページに掲載して周知している。また、各年次の前・後期に行うガイダンスにおいても説明している。【資料 2-2-1】

授業内容・方法等については、学部と研究科の全授業科目について「シラバス（講義概要・授業計画）」を作成し明示している。作成に当たっては、全学で組織する教務委員会で統一された書式に基づいて、科目ごとに授業内容、目的、毎回の授業のテーマ、教科書、評価方法等の詳細な項目について記載したものを毎年度作成しており、学生の履修登録、初回の授業の際に全般的説明、授業進捗状況の確認等のために活用している。この「シラバス（講義概要・授業計画）」については、年度初めに学生に対して、配付すると同時に、ホームページで学生及び社会一般にも公開している。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成

（外国語学部）

本学部の教育課程の体系は、英語及びその他の外国語、日本語の運用能力を高めるとともに、将来の進路を見据えた専門性を身につけることを目的とする「専攻専門教育科目」と個別言語の背景をなす文化や思想、言語の構造と機能に対する知識を深めることを目的とする「学部共通専門教育科目」で構成している。「専攻専門教育科目」においては、1

年次に学修の基礎となる「専修語学群（語学科目）」、「兼修語学群（語学科目）」および大学での学修全般への円滑な導入を目ざす「入門群（入門演習）」、さらに多文化共生社会を実地に体験するための「学外研修（異文化理解研修）」がその主要な部分を構成する。2年次には、語学科目の学修を継続するとともに、将来の進路を視野に入れつつ応用的な言語技術の修得を目指すために「文献講読群」が加わる。また「入門群」の発展として「演習群（基礎演習）」が始まる。さらに「学外研修（異文化理解研修）」の発展段階としての「学外研修（海外短期語学研修）」が加わる。3・4年次には、1・2年次の基礎的教育の上に、将来の進路をより明確にするための「表現研究群（ワークショップ）」が加わり、「演習群（演習）」もより高度で専門性の高いものとなる。また、学部共通専門教育科目は、学生は各自の興味・関心・希望する進路との関わりの中で「学部共通専門科目」を履修することができる。【資料2-2-5】【資料2-2-6】

また、一般教養的授業科目を全学共通科目として、キャリアデザイン、資格、情報処理、総合、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学の8つに区分される科目を配置している。このなかで「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」に対応する科目として、全学共通科目のなかの総合6科目、人文科学15科目、社会科学10科目、自然・環境科学15科目、スポーツ・健康科学20科目があげられる。本学部の専門性に鑑み、外国語科目は専攻専門教育科目に含めている。本学部は、卒業要件を124単位以上修得することとし、年間授業登録単位数は1～4年次生まで、48単位としている。【資料2-2-7】

教授方法の改善に関しては、FD委員会が定期的に実施している「学生による授業評価アンケート」の結果は、すべて担当する教員にフィードバックされ、それに対して各教員は各授業について改善策をFD委員会に提出する。同委員会は、改善策をまとめて「教育活動自己評価（授業改善策）」を作成し、学内イントラネットにおいて公表している。

また、外国語学部のFD活動の取り組みとしては、FDに関する情報収集、講演会、授業参観及び研修会などを行っており、平成26（2014）年には日清製粉グループ本社前社長に講演を依頼し、研修会を実施した。【資料2-2-8】

（法学部）

法学部の教育課程は、一般教養的授業科目である全学共通科目（外国語、情報処理、スポーツ・健康科学、キャリアデザイン、総合、人文科学、社会科学、自然・環境科学）と専門教育科目からなる。このうち後者はカリキュラムの改定により、その比率を高め、また、従来、主に専門基礎科目に分類されていた科目を配当年次・学期を考慮して導入科目と専門共通科目という二つの分類に再構成して、学修の順次性を強めた。導入科目は、文字通り専門科目への導入（入口）となる科目のことであり、いわゆる基礎教育に当たる科目と法学に馴染むことを目的とする入門科目が含まれる。また、新たに開設した「教養基礎」という科目を初年次に配当し、早い段階から、専門科目の修得や就職活動において必要とされる基礎学力である英語及び数学をカバーすることを狙っている。【資料2-2-9】

一方、旧カリキュラムでは、いわゆる六法科目の中でも中心となる憲法・民法・刑法のうちのいずれも全く履修せずに卒業する学生が散見されたことを踏まえ、どのコースを選択した学生であっても履修すべき科目として専門共通科目という分類を設け、ここに憲

法・民法・刑法（民法・刑法についてはそれぞれの中で基本となる民法総則・刑法総論）を含めた。これらの基本となる科目を履修した上で学生は専門科目を履修することになる。専門科目には、2 年次より各自が選択したコースごとに指定科目があり、この指定科目の中から一定の単位を修得しなければならないため、コースの特徴を反映する形で履修することになっている。コースには、学生が希望する職業に求められる専門性を身につけられるよう、「司法・行政コース」、「公共安全コース」及び「企業法務コース」のほか、「アドバンス・クラス」を設定されている。本学部の年間授業登録単位数は 1～4 年次生まで 48 単位としている。【資料 2-2-10】【資料 2-2-11】

教授方法の工夫・開発・改善については、FD 委員会による授業評価アンケートの実施及びそのフィードバックと改善策のほか、本学部では、学部独自の FD 活動として、適宜、法学部の全教員を対象にした教授会における FD 会議を設け、教育指導方法の改善に取り組んでいる。具体的には、各教員自らの授業改善及び工夫のため、年に 2 回、法学部教員が行う授業 1 コマ以上の参観を行い、自らの講義の参考になった点を記入して学部 FD 委員および被授業参観者へ提出し、参観する側とそれを受ける側の双方が活用し、改善に役立てている。【資料 2-2-12】

（経済情報学部）

本学部は、情報化・国際化の進展が著しい現代社会の動きに対応するため、経済学・経営学にもとづく実践的知識を柱とし、さらに情報学の基礎的技術にも精通した人材の養成が社会的に求められていると認識する。こうした社会の要請に応えるため、本学部では①経済コース、②情報システムコース、③経営コース、④会計コースの 4 コースを設けた。

本学部では、1年次を基礎教育並びに自身の能力と将来の志望を見極めるための期間、2年次以降を4つの専門コースに従った専門教育期間と位置づけている。【資料2-2-13】

1年次では、2年次からの4コース制に備え、コース入門科目として「経済学入門」、「経済原論」、「経営学入門」、「情報処理概論」、「簿記Ⅰ・Ⅱ」、「数学入門」、「統計学入門」、「情報処理基礎演習」を配置し、基礎知識の充実を図っている。

1年次の前期に、担任制の「入門演習」を履修させ、経済学、情報システム、経営学、会計に関するニュースなど実社会の話題を取り上げて、必要な基礎的素養を身につけさせ、併せて図書館の利用の仕方、レポートの書き方、課題発表の仕方など、本学部学生としての基礎的知識の修得を目指している。

2年次につなげるように、1年次後期の「基礎演習A」においても前期の「入門演習」と同様の少人数の授業を行い、従来行われていたSPI対策を取りやめ、平成24（2012）年度より、各教員の専門に準じた内容（ITパスポート試験対策、簿記検定試験対策、ロジカルシンキング、一般常識、新聞記事の読み方、金融について、日本語：留学生クラス）に変更するとともに、学生の希望を可能な限り反映させるようなクラス編成を行なった。いずれも学生の学習に対する興味、関心を引き上げることが目的である。【資料2-2-14】

2年次前期に「基礎演習B」を設け、2年次後期のゼミにつなげている。2年次後期からは4年次まで継続してゼミ教育を行い、その集大成として卒業論文の作成を課す。このように、1年次から4年次まで「入門演習」、「基礎演習」および「ゼミ」により、少人数の担任制で、きめ細かな学習指導を実現している。

また、教員から学生への一方向的講義ではなく、学生間でのディスカッションを中心とした主体的・自律的学びの手法であるアクティブ・ラーニングや問題（課題）解決型のワークショップ型授業を、初年次学年から導入し、人間関係構築、コミュニケーション能力の涵養、理論と実践の統合など、様々な効能を期待して導入しているのが本学部の特徴である。【資料 2-2-15】【資料 2-2-16】

なお、年間授業登録単位数は 1～4 年次生まで 48 単位としている。【資料 2-2-17】

教授方法の工夫・開発・改善については、FD委員会で所属教員に個人的に行われている教育上の試みについて報告を求め、その結果を教授会に報告し議論している。各教員からの報告結果の中で主なものは「小テスト」、「レポート」、「授業の意義を認識させる」、「練習問題」、「相互ディスカッション」である。

また、学部の教育理念が浸透しているかの相互確認のシステムとして、学部構成教員が、授業を相互に参観し合うピア・レビュー(教員による授業参観)を実施している。

（医療保健学部）

本学部の教育課程の体系としては、「全学共通科目」を一般教養的な授業科目として位置づけ、外国語、情報処理、人文科学、社会科学、自然・環境科学、スポーツ・健康科学及び総合の7つに区分された授業科目をそれぞれ配置しており、平成27（2015）年度から、より社会性を持った卒業生を輩出することを念頭に置いた「総合教養講座」、「教養基礎演習」等の科目を配置した。【資料2-2-18】

また、それぞれの学科においては、「高い倫理観を持った医療人の養成」「高度な専門職業人の養成」に配慮した授業科目をバランスよく配置するため、各学科の専門教育科目を「専門基礎分野」（こども保健学科は「専門基礎科目」という。）及び「専門分野」（こども保健学科は「専門科目」という。）に区分し、理学療法学科、作業療法学科、言語聴覚療法学科及び臨床工学科は、医療関係技術者養成学校として、それぞれの関係法令に基づいて教育課程を編成した。こども保健学科についても教育職員免許法、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成している。

概ね1年次、2年次については、論理的思考力を育て、人間について深い理解を促し、生命倫理、人権とその尊厳について幅広く理解し、国際化及び情報化社会に対応できる一般社会人としての深い教養を身につけるとともに、人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解させることにしている。3年次においては理論と実践を、4年次においては、2年次の臨床見学実習、3年次の臨床評価実習で得た知識、技術を基盤として、実習施設で評価と治療を実践する総合臨床実習を行う。さらに、基礎学習を発展させて卒業論文を作成させることとするなど、順次性のある授業科目の体系を整えている。各学科の詳細な教育課程の体系については、【資料2-2-19】のとおりである。

本学部における各学科の卒業要件単位数は、理学療法学科134単位以上・作業療法学科133単位以上・言語聴覚療法学科129単位以上・こども保健学科124単位以上・臨床工学科134単位以上とし、全学科とも年間履修登録単位数の上限は設定していないが、各学年での履修単位数について、学習の進行状況を鑑みつつも，バランスの良い単位数を設定するよう配慮している。【資料2-2-20】

また、教授方法の改善を進めるために、各科目についての学生による授業評価（教員の

基本的姿勢・授業内容・満足度など15項目についての5段階評価および自由記述）を行い、各教員はそれに対しての自己評価および改善策などについての文書を大学に提出することが義務づけられており、それを学内イントラネットで公開している。

学部間での教員相互の授業参観は、従来実施してきたが、医療保健学部では各学科内においても教員間での授業参観及び教授法評価を行っており、授業担当者に書面や口頭でフィードバックし、学科会議でも全体で協議する場を設けている。

平成26(2014)年度には学部のFD活動として、講演会を開催し、発達障害に対する支援を学ぶ機会を設けた。【資料2-2-21】

（薬学部）

本学部のカリキュラムは、全学年を通して人間性を重んじる倫理観、使命感を持った薬剤師に通じる医療倫理などの教養教育を習得させ、医療人としてのヒューマニズムを確立する。また、2年次以降の全ての学年でPBL（PBL：Problem Based Learning）形式の統合演習を配置した。この統合演習(PBL)は、小グループ（5～6人程度）に分けてのチュートリアル形式での問題解決型演習で、科学的思考力および問題の主体的解決能力の修得を目指す。すなわち、各グループに与えられたテーマにおいて、一人ひとりが、問題抽出・調査・発表準備・発表を行うことで、自主的・能動的な取り組みによる問題解決能力を養い、従来の知識偏重の教育から脱却し、教員の指導の下で薬学教育全体の視野から見直した「学習者主体」の教育を行う。このように薬学教育モデル・コアカリキュラムを基軸とし、関連分野を総合的に整理した理解しやすい統合的カリキュラムにより、薬学の発展などに対する社会的ニーズにも応えることのできる薬剤師を育む。また、本学部では英語教育の充実を目指しており、1～2年次は英語を必修科目として設置し、1年次では全学共通科目（一般教養科目）として「英語入門Ⅰ・Ⅱ」、2年次では専門基礎教育に「実用薬学英語Ⅰ・Ⅱ」を設置した。3年次では英語文献講読ができることを目指した「実用薬学英語Ⅲ・Ⅳ」、6年次に「外国人患者とのコミュニケーション」を設置し、英語を学べる環境を構築した。【資料2-2-22】【資料2-2-23】

また、5年次には病院実務実習、薬局実務実習を設けて臨床現場で薬剤師に求められる基礎知識・技能・態度の修得を目指した。実務実習以外の時間は、「医療薬学系統合演習(PBL)」および「薬剤系統合演習（PBL)」等を行う。6年次では、医療の現場における実務実習を経てモチベーションを高めた学生が、根拠に基づく医療に貢献できる能力、倫理性、問題発見・解決型の能力、論理的思考力を養うことを目的として、「処方解析統合演習（PBL)」や「症例検討統合演習(PBL)」等を行う。さらに科学的探求心と思考力を育成するために卒業研究を設置した。【資料2-2-24】

１年間の履修登録単位数の上限設定について、薬学部のカリキュラムについては、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」に沿って編成されているため、１年間の履修登録単位数の上限は設定していない。

また、教授方法の改善のために、教員間での授業参観を行い、講義のスキルアップを図っている。また、全学で組織しているFD委員会による授業評価アンケートの実施、その結果のフィードバック、各教員の改善策の提出、「教育活動自己評価（授業改善策)」を学内イントラネットで公表している。【資料2-2-25】

さらに、一般社団法人薬学教育評価機構の自己評価実施マニュアルに適合するよう自己点検・評価の充実を図り、薬学部の自己評価の基礎としている。加えて、薬学部では、オフィスアワーのしくみを有効に活用できるよう、全教員がオフィスアワーの自己点検評価を薬学部独自で行っている。

（言語教育研究科）

本研究科は、ドイツ語コース、英語コース、中国語コース、日本語コース、と 4 つのコースを設置している。平成 20（2008）年度の外国語学部改編によるカリキュラム・人員配置の変更に伴う対応として、平成 25（2013）年度から、各コースともカリキュラムを言語・文化・教育のカテゴリーに再編し、教育内容の一層の充実化・効率化を図ることとした。

また、共通科目として、教育学科目及び共通専門科目が設置されており、高度の専門性を養うための充実した教育課程を編成している。【資料 2-2-26】【資料 2-2-27】

なお、本研究科は、仕事と勉学の両立が可能となるように昼夜開講制としていることから、修業年限を 2 年に限定していないことと相まって、学生が自らのペースで学べるような仕組みになっているため、順次性のある授業科目の体系的配置は行っていない。

授業方法の改善については、平成 17（2005）年度から平成 26（2014）年度にかけて講演会やワークショップを通じての FD 活動を実施してきた。また、平成 21（2009）年度からも FD 研修会を、年 1 回以上実施してきている。平成 23（2011）年度は米国ロヨラ大学准教授、平成 24（2012）・平成 25（2013）年度は英国ダーラム大学副学長、平成 26（2014）年は日清製粉グループ本社前社長に講演を依頼し、大学院生のみならず、学部学生や一般市民にも参加を呼びかけ公開型の研修会を実施した。【資料 2-2-28】【資料 2-2-29】

以上の活動を通して、効果的な言語教育のあり方の改善が図られ、授業運営に関して大学院学生と教員の協力体制が推進され、市民の本学・本研究科に対する関心の向上に貢献し、研究科全体の連帯感の育成につながった。

（法学研究科）

法律学専攻には、公法学講座に憲法、行政法、刑事法、国際法、理論法学、政治学に関する科目を、私法学講座に民事法、商事法に関する科目を開設している。それぞれの分野の科目に特殊講義と演習を配置している。【資料2-2-30】【資料2-2-31】

平成27(2015)年度当初時点でみた本研究科の講座配置科目数は全体で60科目を数える。うち公法学講座が37科目、私法学講座23科目からなる。【資料2-2-32】

これらの科目のうち、講義科目は 1 年次に、演習科目は原則として2年次に配置することによって、順次性のある授業科目の配置としているが、平成24（2012）年度から一部の演習科目については、1年次から受講を可能とし、講義科目と演習科目を結びつけた授業を試みた。また、平成24（2012）年度に学生のニーズに応じた演習科目を新設することを研究科委員会で決定した。また、授業方法の改善策として、平成19（2007）年度からは、無記名の自由記述による「学生による授業評価アンケート」を実施している。平成25（2013）年度前期に行ったアンケートの結果では、大学院生自習室のパソコンを最新のものに取り替えて欲しいという要望が多く寄せられた為、平成26（2014）年度に最新のパソコン16台を設置した。【資料2-2-33】

（経済情報研究科）

本研究科では、「会計コース」、「マネジメントコース」、「情報システムコース」、「自由設計コース」など、学生の進学志望動機を強く意識した「推奨履修モデル」として提示している。「会計コース」については、平成23（2011）年度に見直しを行った結果、平成24（2012）年度から税理士の資格取得のための会計科目免除を目指した内容に特化したコースとして再編するに至った。

各コースとも、必修である「演習Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」及び「研究指導Ⅰ・Ⅱ（各2単位）」に加え、専門科目22単位以上の修得が修了要件とされている。授業科目としては、専門科目が「経済・経営系」と「情報系」に分かれ、それぞれ24科目48単位、16科目32単位が用意されている。【資料2-2-34】【資料2-2-35】

科目の履修は、指導教員の指導のもと、それぞれのコースに関連した科目を中心に行われるが、本研究科では、単にコースに関連した専門科目のみを履修するのではなく、広い経済・情報全般についての学識の上に研究を行えるよう、経済・経営系から4単位以上、情報系から4単位以上の科目を修了要件として課し､他コースの科目の履修を義務づけている。必要に応じて本学大学院の他の研究科の科目（10単位以内）を履修することも可能にしている。【資料2-2-36】

また､「コア科目」と呼ばれる､「経済学」及び「情報学」の基礎力徹底を目的とした選択必修専門科目（｢ミクロ経済学研究｣､｢マクロ経済学研究｣､｢情報処理概論｣､｢統計学研究Ⅰ・Ⅱ｣）がコース共通に配置されている。コア科目についても指導教員の指導の下、必要とされる科目を履修しなければならない（6 単位以上)。

さらに、授業方法の改善を図るために、平成19（2007）年度より本研究科内にFD委員会を設置し、学部と連携しながら活動を行っている。その一環として、平成19（2007）年度より、「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートは記述式で、「施設」、「カリキュラム、時間割」、「研究科全体」の3項目について回答を求めている。アンケートの結果は、研究科で報告され、学生の要望として実現可能なものであれば実施を試みている。（例えば、サテライト教室におけるロッカーの利用）

また、教員による授業参観も実施した。【資料 2-2-37】

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

授業方法の改善を図るためには､｢学生による授業評価アンケート｣の結果に対し、教員個々の自己評価・改善策および全学的な視点に立った評価と改善策を基に、学生の声を反映した授業内容・方法の改善を行っていく。

外国語学部は、講演会の参加者が少ないことに対しては、広報活動を強化することや、開催時間を教授会終了後に行うことなど工夫を行う。

医療保健学部では、教育支援に関する講習会の開催や教員間での授業参観及びその評価を行い、その結果を各教員にフィードバックする取り組み等によって、教員の資質の向上を図る第一歩とし、少人数教育を活かした卒業研究を通して、研究のみでなく社会で働く人としての成長を促すことを目的として指導に取り組んでいることで、教員の研究内容を活かしながら教育に取り組むことが可能となった。今後、教育と研究の調和を図るシステムの構築など、各教員を超えた全体としての取り組みについては、医療保健学部の全教員

が参加する教授会において、さらなる検討は必要である。

薬学部では、全教員対象にFD関連の講習会を定期的に行い、さらに理解と啓蒙に努めていくこととする。

言語教育研究科では、教育方法の具体的改善を図るため、FD研修を定期的に行い、大学院学生の学習意欲を引き出す新しい手法を教員が学び、活用できるようワークショップを行うことや、さらに、教員の研究活動の紹介を兼ねて小規模の研究会を定例的に開催し、大学院学生にも参加を求める形で取組むことが必要である。

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びにTA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2－3の自己判定

「基準項目2－3を満たしている。」

(2) 2－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア．学修支援及び授業支援の状況

本学では、学修支援及び授業支援に関する事項を審議するための機関として教務委員会を設置している。教務委員会は、月1回定例日に開催し、学修支援及び授業支援に関する全学的な報告事項の伝達、解決すべき問題の審議等を行っている。【資料2-3-1】

学期の始めには、各学部・学科・学年別でガイダンスを実施し、履修指導やコースの特色等を説明している。このガイダンスの資料作成及び実施運営には、教務課職員が全面的に関わるとともに、履修登録に関する質問などにも積極的に対応している。【資料2-3-2】

また、教員の側から主体的に学生へ働きかけて学生からのさまざまな相談に応じるといった体制の整備、環境作りもますます重要性を増しており、本学では「担任制」または「チューター制（指導教員制）」といった教員の側から学生一人ひとりの修学状況等に目を配れる体制を学部ごとにとっている。各学部の具体的な取組状況は、以下のとおりである。

① 外国語学部は、1年次は入門演習Ⅰ・Ⅱ、2年次は基礎演習Ⅰ・Ⅱ、3年次以降は演習Ⅰ～演習Ⅳといった入門演習または演習の担当教員が学生を把握する体制をとっている。

② 法学部は、すべての学年に少人数のゼミクラスを配置している。1年次は前期にオリエンテーションゼミの各担当教員が出席把握から生活指導まで担当する。後期は、入門ゼミの担当教員が学生一人ひとりをサポートする体制をとっている。2年次は基礎演習、3・4年次は演習の担当教員が、各学生の指導に当たっている。

③ 経済情報学部は、1年次は入門演習（前期）、基礎演習A（後期）において生活指導まで含んだ指導を演習担当教員が担当する。2年次以降は、基礎演習B（2年次前期）、ゼミⅠ（2年次後期）、ゼミⅡa（3年次前期）、Ⅱb（3年次後期）、ゼミⅢa（4年次前期）、Ⅲb（4年次後期）の各担当者が学生を指導する。入門演習、基礎演習、ゼミとも1クラスあたり10人程度の少人数である。とくに、ゼミⅢは卒業論文の指導

のみならず就職活動に関する指導も行う。

④ 医療保健学部は、各学科で担任制・チューター制をとっており、1人の教員に対して少ない学科は3・4人、多い学科でも10～20人前後の学生を担当している。

理学療法学科及び作業療法学科では、担任･副担任の複数制で1学年約40名の学生を担当する。また、3年次からゼミ担当教員も担任と共に学生の指導に当たる。ゼミ学生は1教員1学年当たり2人～5人程度であり、より細かな学生指導が可能となる。こども保健学科においても、3年次から担任に加えゼミ担当教員が連携して、指導にあたっている。臨床工学科はチューター制をとっており、言語聴覚療法学科では学年担任制と学科活動への指導を行っている。

⑤ 薬学部は、担任制をとっている。専任教員1人につき1学年6人以下の学生を割り当て、授業等の出席状況や成績管理、相談対応などの方法で指導を実施している。

さらに本学では、基礎学力の不足した学生、日本語能力の不足した外国人留学生に対する対応策として、平成22（2010）年4月に学習支援センターを発足した。学習支援センターは、学習面において、学生のさまざまな不安や要望に、また学生の基礎学力向上に向けて、教員が親身になって相談し指導することをねらいとして、開設以来「学ぶ喜びを体得する学生のための場」として活動を展開している。

現在では、担当教員による基礎学力向上支援、学習相談、入学前教育の実施のほか、ディベート力を鍛えるディベート合宿や、タイ海外研修を行うなど、従来個々の教員に任されてきた教育活動を、教職員が有機的に結びつき、組織的に行っている。

【資料2-3-3】【資料2-3-4】【資料2-3-5】

イ．オフィスアワー制度

本学のオフィスアワー制度は、学生が全専任教員に対し、研究室に在室する時間に自由に面談でき、授業内容や学修上の疑問点を質問したり、自分の考えたことについて教員の意見を聞いたりするなど個人的に接触できる機会を設けている。また、オフィスアワー以外でも時間が空いている時には、積極的に相談に応じている。学生に対しては各学部・学科のオリエンテーション時での説明や教務課の掲示版に一覧を掲示することで周知を図っている。【資料2-3-6】

ウ．TA （Teaching Assistant）等の活用について

本学では、主にコンピュータの実習を伴う演習科目において、授業の円滑な進行を支援する目的で、ティーチング・アシスタント(TA)を導入している。TAの業務内容は、授業担当教員の指示のもと、受講生の質問や機器の不具合に対処するなど、教育支援、サポート業務である。

医療保健学部では、臨床工学科にTAを置いている。学生実習にあたっての科目相当教員数は確保されているが、少人数に班分けし実習を行う際の班ごとの指導者を補うために工学系実習において活用している。

薬学部では、後期の実験・実習を伴う教育を実施するために、学内の模擬薬局実習において、すでに病院・薬局実習を経験した上級生のティーチングアシスタント（TA）による

丁寧な説明と補助も受けている。

エ．中途退学者への対応策等について

退学・除籍者数は減少傾向にあるが、全学生の約 6%の学生が退学・除籍となっている。退学理由としては、進路変更、修学意欲の低下、学業成績不良が多いが、最近、学費未納等の経済的理由により退学・除籍せざるを得ない学生が増加している。4 年次での退学が多いのは、単位未修得のため 4 年間で卒業できず、就学意志の喪失や保護者（学費負担者）への配慮から退学する学生が多いと考えられる。【資料 2-3-7】

退学希望者に対しては、各学部選出の教務委員（法学部はゼミ担当教員、医療保健学部、薬学部は学科長およびクラス担任）が面談することを原則とし、退学理由や就学継続の可能性などを含めて相談に応じている。進路変更の場合、本学の他学部への転部・転科を含めて指導をし、学内の転部・転科による学生へのメリットを生かすように考慮している。「退学願」が提出された場合は、教授会に諮り、教務委員などの面談者がその理由等を報告し、審議された後、学長が決定することとしている。【資料 2-3-8】

また、各学部の中途退学者への対応策は、【資料 2-3-9】のとおりである。

オ．留年者への対応策について

過去3 年間の留年者数の推移は、【資料2-3-10】のとおりである。入学時から各学科に、クラス担任、ゼミ担当教員等を配置し、学生に対してきめ細かい支援、指導を行っている。近年、大学全体としては増加傾向にあり、成績不振（単位修得不足）で留年するものが多くみられる。成績不振以外の留年の理由としては、経済的理由、身体疾患、心身耗弱などがあげられる。わずかの単位不足で留年する学生も含まれていることから、各学部の学びの組織的な支援策や初年次教育の取組等によって、さらなる指導の強化を図っていく。
【資料2-3-11】【資料2-3-12】

カ．留学生に対する学修支援

本学に入学した留学生は、日本語のプレースメントテストの結果によって習熟度別にクラス分けし、能力に応じた日本語教育が受けられるように配慮している。加えて、国際交流センターでは、留学生生活を円滑に過ごすための手助けとなるよう「外国人留学生ハンドブック」を配付するとともに、月 2 回の月例ミーティングへの出席を留学生全員に義務づけ、在籍確認を行っている。出席率の低い外国人留学生に対しては、個別に連絡し注意および指導を行っている。個人面談は、学業面については学部教員、生活面については国際交流センター長と同センター職員の立ち会いのもと年 3 回程度行っている。
【資料 2-3-13】

キ．学修支援及び授業支援に対する学生の意見等をくみあげる仕組み

本学は、平成 15（2003）年に全学的な組織として FD 委員会を設置し、毎年 2 回（前期・後期）「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケート結果は、すべて担当する教員にフィードバックされ、それに対して各教員は各授業について改善策を FD 委員会に提出する。同委員会は、改善策をまとめて「教育活動自己評価（授業改善策）」を作成し、

学内イントラネットにおいて公表している。【資料 2-3-14】

また、日頃の学生の意見・要望等を学長が直接聞けるよう、HDU ボックス（目安箱）を学生ホール、薬学部棟 1 階に設置し、定期的に回収して改善の有無等を検討している。【資料 2-3-15】

ク．国家試験受験に対する学修支援

医療保健学部・薬学部においては、国家試験対策模試を定期的に実施し、学生が身につけた力を点検・評価し、さらなる学修指導に役立てている。

医療保健学部においては、国家試験受験対策として、教員による教授、学生によるグループワークを行っている。さらに、学生が模擬試験の作成や模擬試験終了後の解答方法の解説を行うなど、国家試験受験対策に学生相互の支援や能動性を高められるように配慮をしている。また、模擬試験の成績により必要と認められた学生には個別指導も行っている。

(3) 2－3 の改善・向上方策（将来計画）

留年者、中途退学者については、修得単位不足に起因している場合が多いので、学習支援センターを中心に、クラス担任や専任教員を含めた学修及び授業支援を行うとともに保護者とも密に連絡を取り合いながら、教員・職員・保護者の三者協働による学生支援を一層強化し、減少を目指す。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2－4 の自己判定

「基準項目 2－4 を満たしている。」

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

ア．学部

本学学士課程での単位認定、進級及び卒業認定については、基本的な基準を学則第51条から第53条に規定している。【資料2-4-1】

学位授与方針（ディプロマポリシー）については、「履修の手引」に掲載して配付を行い、大学ホームページにおいて公開していることで、いつでも閲覧可能な状態にある。学則で定められている内容については、各学部・学科において年度当初に各学年を対象にしたガイダンスで、単位認定や履修について指導・助言を行い、成績評価や単位認定の基準と適用について周知を図っている。【資料2-4-2～資料2-4-4】

各学部・学科についての修得すべき授業科目の種類と単位数については、学則第 33 条に定めるとともに、国内外の大学等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定については、学則第 41 条から第 44 条に規定している。【資料 2-4-5】【資料 2-4-6】

成績評価及び単位認定については学則第 34 条から第 40 条に規定しており、これに基づき、本学では、成績評価を定期試験、レポートの成績、授業中のテスト等に基づいて行い、

優・良・可・不可の評語を用いて評価している。また、単位の計算方法も同条で定めている。学則第 17 条には学生の試験、進級及び卒業に関する事項は、教授会において審議し、学長へ意見を述べることができると定められており、厳格な運用を図っている。【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】

定期試験の実施にあたっては、試験実施前に各教員に試験に関する通知を行い、実施の手続き、監督者の留意事項、不正行為に対する注意事項を周知させている。試験は定期試験・追試験・薬学部再試験・臨時試験・卒業再試験があるが、それぞれについて学生には「履修の手引」により説明して周知している。さらに、受験上の注意を「履修の手引」に載せたうえで定期試験前に学内に掲示して周知を徹底している。これらのことで、試験及び成績評価の公平性と厳格性に努めている。【資料 2-4-9】

授業科目については原則として 100 点満点での素点として成績を評価し、これを 100 点から 80 点を優、79 点から 70 点を良、69 点から 60 点を可、60 点未満を不可としている。各科目の成績評価は担当教員に委ねられ、シラバスにおいて授業計画及び成績評価の方法と基準を具体的に明示して学生に周知しており、全学で組織する「教務委員会」で統一された書式に基づいて、単位認定の基準の明確化と厳正な運用を行っている。これらのシラバスについては、年度初めに学生に対して、「シラバス（CD-ROM）」を配付し、また、大学ホームページで学生及び社会一般にも公開している。【資料 2-4-10】【資料 2-4-11】

各学科に所属する学生の単位認定、進級及び卒業認定について、学科会議および各学部教授会で毎年度審議したうえで学長が決定することで、単位認定、進級及び卒業認定の厳正な運用を図っている。【資料2-4-12】

イ．大学院

本大学院修士課程における単位認定、修了認定については、姫路獨協大学大学院学則第13条から第22条及び第37条に定めており、学位授与方針については、「大学院履修要項・シラバス」に掲載してあり、これを配付することで学生に周知している。【資料2-4-13】

入学時に行われる各研究科新入生オリエンテーションでは、「大学院履修要項・シラバス」を基に、履修の手続き、定期試験および成績評価などについての説明を行うとともに、修了要件および学位論文審査基準について明示している。提出された学位論文又は課題研究報告書（言語教育研究科）については、各研究科委員会にその審査が付託され、所属教員のうちから学位論文の場合は3名以上、課題研究報告書の場合は2名以上の審査委員を選定してその審査を行うことが規定されている。大学院においては、これらの諸規定に基づいて単位認定、修了認定を厳正な審査のもとで行っている。【資料2-4-14】【資料2-4-15】

大学院における授業科目の成績評価については担当教員に委ねられているが、その成績評価の方法と基準は「大学院履修要項・シラバス」に明記されており、学生に周知されている。これにより、成績評価の基準の明確化と厳正な評価を行っている。【資料2-4-16】

また、教務上の諸事項においては、各大学院研究科委員会が所管しており、学位審査結果の認定も含めた重要事項の審議・決定を行い、厳正な運用を図っている。【資料 2-4-17】

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

学部においては、各教員が成績評価基準を共有して学修達成度を適切に評価し、単位を

認定している。また、大学院においても、単位の認定、学位論文又は課題研究報告書の審査は適正に行われており、各学部・学科・研究科がそれぞれ定める学位授与の方針に沿った学修成果を修め卒業・修了要件を満たした者について、教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が卒業・修了を認定していることから、直ちに改善・向上方策を採らねばならない状況にはないが、今後も随時点検を行い、必要に応じて改善を図っていく。

2－5　キャリアガイダンス

≪2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2－5 の自己判定

「基準項目 2－5 を満たしている。」

(2) 2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、キャリア支援の全学的な体制として、キャリア委員会を組織している。委員会はキャリアセンター長、学習支援センター長、各学部キャリア担当教員1名、キャリア担当事務責任者で構成され、定例会議を開催し、学生の就職・進学指導等に関する事項について協議している。【資料2-5-1】

キャリア支援を行う組織としては、キャリアセンターを設置している。キャリアセンターでは、相談ブースや業界研究・筆記試験の対策資料、企業情報検索等に利用できる6台のパソコン、求人掲示コーナー、自由に資料閲覧できるスペースなどを整え、学生が利用しやすい環境を整えており、各年度初めには、キャリアデザイン科目・資格講座などについて詳しく紹介した「キャリア支援講座案内」【資料2-5-2】や3年次生に「就職活動ワークブック」【資料2-5-3】をガイダンス等で配付している。構成員は、キャリアセンター長、キャリア課職員5人を配置し、学生からの日常の就職相談、採用情報の提供、キャリア支援に関する各種事業などを行っている。キャリア課の専任職員1 人はキャリアカウンセラーの資格を有しており、キャリアセンターではスタッフ全員が相談カウンターで学生と対面し、最大限に学生の希望を受け止めていく指導を行っている。例年、自己分析が不足し、志望業種や職種に関する進路選択に悩む学生が多く、就職活動そのものの進め方さえ分からないといった学生も存在する。そうした学生の立場に立った対応を念頭におきながら、原則、予約制で「個人面談・履歴書作成指導・面接指導」を行っている。【資料2-5-4】

さらに、教職・理学療法士・作業療法士・言語聴覚療法士・臨床工学技士・薬剤師等の資格を生かした専門職への就職希望者､あるいは大学院進学希望者に対する指導･助言は、それぞれ学生が所属する学部・学科の教員や教職課程教員が中心となって行っている。

【資料2-5-5】【資料2-5-6】

ア．教育課程内の取り組み

文系3学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）では、1年次から、キャリア支援プログラムとして、「キャリアデザイン科目」を正課授業に取り入れている。

1年次からは、将来の目標を明確にする「キャリア形成概論」、2年次に企業・業界研究

として「キャリア形成各論」を実施している。これらは、1、2年次をキャリア支援時期として捉え、学生が積極的に大学生活を送り、早期に自らのキャリアデザインを設計していくことを目標に実施している。このほか、「キャリア形成ワークショップ（グループワーク）」では、グループワークを中心に、就職活動の時に求められるコミュニケーション能力について学ぶと同時に、最終的には社会で必要とされる能力を養うことを目的に実施している。2年次から実施している「キャリア形成ワークショップ（企業研究）」においては、実社会で求められる論理的思考力や表現力をワークショップを通して学びとり、さらに、「インターンシップ」によって実際の就業体験を行いながら職業観の育成や自己の適性発見を目指している。【資料2-5-7】

本格化する3年次生からは、「キャリア形成ワークショップ（就職ガイダンス3年次）」において、3月から本格的に始まる就職活動に対応できることを目標とし実施しており、さらに「キャリア形成ワークショップ（就職ガイダンス4年次）」では、卒業までに就職するための力をつけることを目標に、就職活動に乗り遅れてしまった人や就職活動に悩んでいる人が、前向きに取り組むために必要なスキルを中心に実施している。また、公務員・就職試験に必要な基礎学力や一般教養を学ぶ正課としての公務員試験を意識した「公務特別講義」、就職試験を意識した「教養特別演習」を実施しており、1年次からキャリアアップを図ることができるように支援している。【資料2-5-8】

イ．教育課程外の取り組み

本学では、学内で学生と企業が参加し行われる「学内企業説明会」の実施や大学から無料チャーターバスを大阪、神戸へ送り出し、毎年 3 年次生が参加している「合同企業説明会」へのバスツアーを行うなど、学生の就職意識を高め、少しでも就職活動をスムーズに行えるよう努めている。【資料 2-5-9】

その他にも、内定が決まった学生が自分の就職活動を振り返り報告する「内定報告会」や学外から招いた講師による「キャリア支援講座」の開講、就職に関する保護者の関心や不安に答えるため、3 年次生の保護者対象に「就職のための保護者会」を実施するなど、就職活動の時期に合わせたテーマでさまざまな行事を企画し、段階的にサポートを行っている。【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】

医療保健学部においては，理学療法学科，作業療法学科，言語聴覚療法学科の学生を対象として、毎年 9 月中旬に合同企業説明会を開催し、病院･施設から担当者が来校し、面談の機会を設け、就職活動を推進している。

薬学部独自の取り組みとしては、5 年次生の前期と後期に就職準備セミナーを開催し、業界分析等を通じて就職活動への動機づけと必要な情報提供を行うとともに、6 年次生の前期に企業（薬局）・病院の採用担当者による就職説明会を開催している。

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

原則 3 年次に本学の就職情報システム「Campus Square」に進路志望を 3 年次生全員が入力し、その入力データをもとにキャリアセンタースタッフが個々の学生の希望進路等を把握し、進路相談等の指導状況から最終の進路決定までを管理している。また、「Campus Square」では、企業説明会の案内や求人内容の把握も基本的に常時可能になっているが、

大学内のパソコンのみ使用可能で、活用が十分に行われていないように思われる。今後、大学以外のパソコンからも「Campus Square」の閲覧が可能となるよう整備し、学生や教職員が情報を十分に共有し、活用しながら就職活動支援を行っていくこととする。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2－6 の自己判定

「基準項目 2－6 を満たしている。」

(2) 2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

本学の教育目的の達成状況の点検・評価方法においては、各部局に設置された各種委員会の委員長の指示に基づき各所管課が対応している。これら教員主導に基づいた事務職員の補佐機能体制は定着しており、教務関係は教務課が中心に、教職課程関係は実習課、就職関係はキャリア課が、というように、それぞれ各所管課が工夫・開発のための情報収集、情報提供、資料作成や原案作成を行い、いずれも各種委員会、各教授会および各研究科委員会と連携して実行されている。

学生の学修状況については、各学部学科・学年ごとに単位修得状況の集計を行い、学科ごとに教務委員が中心となって学生個々の学修状況の把握を行っている。学生・保護者には毎年度前・後期に成績通知書と学科・学年別平均修得単位数の記載された文書を通知するとともに、保護者懇談会の実施や単位修得が少ない学生に対し、個別に面談を実施・指導する体制をとっている。【資料 2-6-1】

また、本学では教員免許状、博物館学芸員、学校図書館司書教諭、保育士資格等のほか、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師の国家試験受験資格など多くの免許・資格を取得できる教育課程を編成している。この各免許・資格の取得状況を通じて、教育目的の達成状況を把握し、点検・評価の指標の一つとして活用している。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】【資料 2-6-4】

医療保健学部・薬学部においては、学科ごとに日常の指導や成績評価などの結果を基に、学生の学修上の弱点を明らかにし、特別に課外授業等を設けて弱点を克服するためのさまざまな指導を行っている。さらに、国家試験対策に関わる全国的な模試を定期的に実施し、学生が身につけた力を点検・評価し、さらなる学修指導に役立てている。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

こども保健学科においては、各年度終了時に「履修カルテ」の記入や個別面接時に、履修履歴と学修状況の確認を行っている。4 年次後期開講科目の「教職実践演習」では「履修カルテ」を活用し、4 年間の自己の成長過程と課題の確認および指導に取り組んでいる。

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けて、全学FD委員会が定期的に「学生による授業評価アンケート」を実施している。アンケートの結果は、すべて担当する教員にフィードバックされ、それに対して各教員は各授業について改善策を全学FD委員会に提出する。同委員会は、改善策をまとめて「教育活動自己評価（授業改善策）」を作成するとともに、学内のホームページにおいて公表し、次学期以降の教育内容、教育方法の改善に活用することとしている。【資料2-6-7】【資料2-6-8】【資料2-6-9】

キャリアセンターにおいても、学部・学科単位での就職・進学状況や業種別・地域別就職状況、地域別・業種別求人状況、学部・学科単位での就職登録状況・希望勤務地・希望業種・希望職種をデータ化し、またインターンシップ、各種講座・セミナーへの出席状況等に関するデータも集計・管理を行っている。【資料2-6-10 ～ 資料2-6-13】

学生には3年次の前期に、就職情報システム「Campus Square」により就職登録をさせ、キャリアセンタースタッフが個々の学生の希望進路等を把握し、進路相談等の指導状況から最終の進路決定までを管理している。この情報に基づき、各教員に対して学生の状況をまとめ発信している。就職決定者については、就職活動報告書等を提出させ、資料室にて閲覧できるようにしており、次年度以降の学生の参考資料としている。求人情報・企業情報・OB・OG情報に関しても、データとして管理しており、求人情報・企業情報については、キャリアセンターや学内コンピュータ演習室から検索可能となっている。【資料2-6-14】【資料2-6-15】

これらの統計データに基づく効果測定を行いながら、次年度のキャリア教育、就職指導・支援の施策を策定するとともに毎年修正を行っている。【資料2-6-16】

(3) 2－6の改善・向上方策（将来計画）

学生による授業評価アンケートの回収率は、授業中の時間を利用して実施していることもあり、平成26(2014)年度においては65.2%であった。より実質的な教育改善を目指すためにも、この数値を向上させるとともに、分析方法についてもさらなる検討を行っていく。

2－7　学生サービス

≪2－7の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2－7の自己判定

「基準項目2－7を満たしている。」

(2) 2－7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①　学生生活の安定のための支援

ア．学生サービス、厚生補導のための組織の設置

本学では、学生サービス、厚生補導のための組織として学生委員会を設置し、学生支援や課外活動に関する事項を企画、協議し、その執行にあたっている。学生委員会は、学生

部長が委員長となり、各学部・学科から選出された9名の教員および学生部事務責任者で構成され、定期的に開催している。学生の福利厚生と学生生活の充実発展を目的として、様々な学生指導に関する施策等について企画・協議し、原案を作り、重要案件については各学部の教授会で承認を受けて業務を遂行している。【資料2-7-1】

学生サービス・厚生補導業務を遂行する事務組織には、学生課、健康管理室、スポーツ特別選抜室があり、それぞれに専任の職員を配置している。

また、本学は外国人留学生のサポート、学生の海外留学・海外研修などを支援するため、国際交流センター長を委員長とする国際交流センター運営委員会を設置し、外国人留学生の学修及び生活に関する事項や学生の海外留学・海外研修に関すること等について、定期的に委員会を開催し、企画・協議のうえ各学部・学科と連携してその執行にあたっている。事務組織としては、学生部に国際交流課を設置し、専任職員が国際交流センター運営委員会と緊密な連携のもとに、諸事項の処理にあたっている。

【資料2-7-2】【資料2-7-3】

イ．学生に対する経済的な支援

学生に対する経済的な支援については、各種奨学金がある。本学の奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方自治体・財団法人・民間団体等の各種奨学金については、学生課が窓口になり諸手続きを行っている。各種奨学金の情報は、入学前から大学の概要を紹介した「大学案内」に掲載し、事前の情報提供を行っている。入学後は、学生生活全般についての各種情報をとりまとめた「学生生活ガイド」をオリエンテーションの際に配付し、さらに毎年4月に実施する各種奨学金説明会の開催、奨学金関係専用掲示板での掲示および大学のホームページへの掲載等により周知を図っている。【資料2-7-4】【資料2-7-5】【資料2-7-6】

また、経済的に厳しい家庭については、授業料の分割納入あるいは延納手続きができる制度を設けている。【資料2-7-7】

本学独自の奨学金・奨励金制度として、学業成績優秀者で経済的に苦しい学生やスポーツ優秀者等に対して、入学金、授業料の一部又は相当する金額を奨学金として給付している。また、授業料等の減免制度としては、特待生制度や地域連携指定高等学校制度（薬学部）、シニア割引制度を設けている。【資料2-7-8】

外国人留学生に対しては、外国人留学生奨学金を初め、兵庫県・姫路市の奨学金、各種団体の奨学金が受給できるようになっているほか、日本の高い物価水準等のため、経済的に修学が困難となる留学生の支援を目的に授業料の30%相当額を減免している。【資料2-7-9】【資料2-7-10】

本学独自の奨学金ではないが、獨協学園の各校に在学する学生・生徒で、人物・学業ともに優秀かつ健康でありながら、学資の支弁が困難と認められる者を学長が推薦し、選考を経て奨学金を貸与（月額3万円・無利子）する財団法人関育英奨学会の奨学金がある。さらに、平成23(2011)年度から平成25(2013)年度まで、東日本大震災関連で被災した学生等を支援することを目的とした「獨協学園東日本大震災関連学生等支援資金」を制度として設けていた。平成26(2014)年度からは、本学独自の奨学金制度により支援している。【資料2-7-11】【資料2-7-12】

その他、提携学費ローン紹介やアルバイト、下宿の紹介などを行っている。【資料2-7-13】【資料2-7-14】

ウ．学生の課外活動への支援

学生が課外の文化活動によって豊かな情操を養い、体育活動によって気力・体力を涵養し、知的・道徳的に円満な人格を形成する目的で、全学生を正会員とする「姫路獨協大学学友会」を設けている。【資料 2-7-15】

学友会には、「学友会本部」、「文化会」および「体育会」の組織があり、「文化会」と「体育会」は、「部」、「同好会」および「愛好会」によって構成しており、正会員である「学生」、特別会員である「教員」、「趣旨に賛同する職員」および名誉会員によって構成している。

また、学友会は教員の指導、助言のもとに、学生の自主と自治によって運営されている。運営組織としては、学友会本部、文化会本部、体育会本部、志湧祭実行委員会があり、各団体を学友会本部が統轄している。【資料 2-7-16】

役員会および運営委員会は、毎月 1 回開催され、特別会員の教員代表が参画し、指導、助言を行っている。学友会が承認する課外活動団体の運営にあたっては学生課が助言・指導等の支援をしている。【資料 2-7-17】

なお、体育会に所属する課外活動団体の中で、硬式野球、バレーボール、サッカー、剣道および柔道の各種目の団体は、強化団体として別途大学が財政的・人的支援をしている。支援組織として、学生部に「スポーツ特別選抜室」を設置している。【資料 2-7-18】【資料 2-7-19】【資料 2-7-20】

エ．学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性については、本学では、健康管理室を設置し、学生の健康の保持増進を図っている。

健康管理室には、健康管理部門とカウンセリング部門（学生相談室）があり、健康管理室長（医師免許を持つ教員が兼務）および看護師 2 人を配置している。また、健康管理部門には、協力医師 2 人および非常勤校医 4 人（内科、整形外科、婦人科、精神科・神経科）を置き、カウンセリング部門（学生相談室）には臨床心理士 4 人（兼務教員 1 人および非常勤 3 人）を置いている。【資料 2-7-21】

健康管理部門においては、毎年、定期健康診断を実施し、健康相談、救急処置等の体のケアを、カウンセリング部門においては、臨床心理士の資格を持つ専門カウンセラーにより、学生生活や学業関係を初めとして、個人的な悩みや相談等の心のケアを行っている。また、平成 25（2013）年 9 月にはカウンセリング部門のなかに「フリースペース」を開設し、学生が自分のペースで自由にくつろげる空間を設けた。【資料 2-7-22】

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

本学では、学生のかかえるさまざまな問題や意見・要望に対して、各事務室において相談に応じる相談窓口の設置や、各学部・学科でクラス・ゼミ担当教員等を定め、各担当教員が学生とのコミュニケーションを図り、きめ細かい指導を行うとともに、オフィスアワー制度により教員と個人的に接触できる機会を設けている。さらに、HDUボックス（目安箱）

を学生ホール、薬学部1階に設置するなど、日常から学生の意見をくみ上げるように努めている。【資料2-7-23】

これまで本学は、「学生生活満足度調査」を定期的に実施し、出来る限り学生の要望に応えられるよう改善を図ってきており、これまで厚生施設や課外活動施設、自習室、グラウンド等は、学生の要望を取り入れた整備を行ってきた。【資料 2-7-24】

また、本学は創立以来 25 年が経過し、経年劣化等による施設・設備等の老朽化が進んでいることから、創立 25 周年を期に学生アメニティ関連施設・設備等を最優先に整備し、教育・学習環境の改善・充実を図ることとした。平成 22(2010)年度には、「学生生活満足度調査」を実施し、学生の意見・要望を把握し、検討を重ねた。この結果、学内システム等の整備更新を実施することにより、教育・学習環境のサポート体制の充実を図り、さらに教育環境及び大学生活環境の改善のため、学生アプローチ、構内中庭中央広場および講義棟外装の全面改修、ならびに講義棟の全教室の内装全面改修、機能的な什器（机・椅子）の整備、空調設備の更新、地域コラボレーションルーム・地域創造学習ラボの設置などを実施した。【資料 2-7-25】

(3) 2－7 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、学生生活の安定のための支援、学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用という観点から、学生サービスの適切な実施や自己点検・評価について主体的・継続的に取り組んでいく。

2－8　教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

(1) 2－8 の自己判定

「基準項目 2－8 を満たしている。」

(2) 2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2015（平成 27 年）年 5 月 1 日現在、全学の教育組織は、教授 77 人（うち特任等 18 人）、准教授 43 人、講師 16 人（うち特任等 6 人）、助教 11 人、計 147 人（うち特任等 24 人）の専任教員および助手 9 人である。詳細は、エビデンス集（データ編）【表 F－6】のとおりである。（特任等は、「特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した専任教員。）【資料 2-8-1】

学部別には、外国語学部の専任教員は 23 人（専任教員一人あたりの在籍学生数は 10.2 人）、法学部の専任教員は 21 人（専任教員一人あたりの在籍学生数は 10.6 人）、経済情報学部の専任教員は 17 人（専任教員一人あたりの在籍学生数は 17.9 人）、医療保健学部の専

任教員は 53 人（専任教員一人あたりの在籍学生数は 11.6 人）、薬学部の専任教員は 31 人（専任教員一人あたりの在籍学生数は 17.2 人）である。教員の配置については、全学的に大学設置基準を上回る必要専任教員数を維持している。

また、厚生労働省による理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則、言語聴覚士・臨床工学技士学校養成所指定規則、指定保育士養成施設指定基準をそれぞれ十分満たす教員を配置している。【資料 2-8-2】

専任教員の年齢別の教員構成は、66 歳以上の教員が全体の 7.5%、51 歳～65 歳までの教員が全体の 40.9%、26 歳～50 歳までの教員が全体の 51.6%であり全学的な年齢構成のバランスは取れていると判断している。【表 2-15】

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

ア．教員の採用・昇任等

教員の採用および昇任に関する基準・手続については、各学部において次のとおり定めている。

外国語学部	外国語学部教授会規程 外国語学部教員の採用及び昇任の基準に関する申合事項 外国語学部人事委員会に関する申合事項 選考委員の選出に関する細則	【資料 2-8-3】
法学部	法学部教授会規程 法学部教授会規程施行細則 採用人事についての申し合わせ 専任教員の昇任基準に関する内規	【資料 2-8-4】
経済情報学部	経済情報学部教授会規程 経済情報学部教員選考内規 経済情報学部教員選考内規に関する申し合わせ 経済情報学部選考委員の選出に関する細則	【資料 2-8-5】
医療保健学部	医療保健学部教授会規程 医療保健学部教育職員の昇任の審査手続きに関する内規 医療保健学部採用昇任業績判定基準	【資料 2-8-6】
薬学部	薬学部教授会規程 薬学部教員の採用及び昇任基準・手続に関する内規	【資料 2-8-7】

教員の採用および昇任に係る人事については、基本的には各学部教授会において、これらの規程等に基づいて審議が行われるが、教員の採用に関しては、「教員人事委員会規程」に基づき、あらかじめ教員人事委員会において、全学的な専任教員および非常勤講師にかかる基本計画について審議を行うこととしている。まずこの委員会において、教員の採用枠について承認を得た後、はじめて教授会において募集・選考手続きを開始することにな

り、教員の募集については、教員人事委員会の議決により、原則として公募によることとしている。【資料 2-8-8】

教授会における教員の採用および昇任の人事に関する審査手続きとしては、教授会の中に選考委員会を設置し、当該教員の教育歴、研究業績、学会・社会における活動等について選考委員が審査し、その審査報告をもとに教授会での審議の後、無記名投票による可・否の判定を行い、出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって採用又は昇任が決定される。その後、学部長は、教授会の決定事項を学長に上申する。学長は教授会からの上申を受けて、採用及び昇任の発令を行っている。

大学院については、本学の文系 3 学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）を基礎とする大学院修士課程であることから、原則として、文系 3 学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）に所属する専任教員が併任して担当することとしている。このようなことから、各研究科独自の募集・採用・昇格等に関する基準・手続きは存在しないが、学内で各研究科の担当者として登用するための基準・手続については、「言語教育研究科担当教員選考内規」、「法学研究科担当教員選考基準」、「経済情報研究科担当教員選考内規」で明確化している。【資料 2-8-9】

イ．教員評価、研修、FD 活動等

本学は、平成 15（2003）年に「教育改善実施（FD）委員会規程」を制定し、全学的な組織として FD 委員会を設置した。FD 委員会は、全学の FD に関する基本方針の策定および実施に関することや、FD に関する情報収集、講演会、授業参観および研修会等を企画するなどの調整を行っている。【資料 2-8-10】

平成 18（2006）年度からは「学生による授業評価アンケート」を毎年前期・後期の 2 回実施し、その結果をすべての担当教員にフィードバックし、各教員は各授業についての教育活動自己評価（授業改善策）を策定し、FD 委員会に提出することが義務づけられている。同委員会は、毎年前期・後期の 2 回「教育活動自己評価（授業改善策）」としてまとめ、学内イントラネットにおいて学生・教職員に公開している。【資料 2-8-11】

さらに、「学生による授業評価アンケート」の集計結果については、大学ホームページ及び学内広報誌「HDU21」に掲載し、学生、保護者及び教職員等に公開している。平成 26（2014）年度では、学生に提示する質問項目に関して、質問している内容と質問の表現が適切かどうかについて検討し、「授業時間」及び「教員の説明の仕方」に関する項目について修正を行った。また、それぞれの学部で行われている FD 活動について委員より報告を受け、他の学部にもその成果を伝達することで、有益な情報を共有する活動を行った。さらに、関西地区 FD 連絡協議会の加盟校において実施されている講習・研修についても教員を積極的に派遣し、講習後、報告会を行うことで講習内容の伝達に努めており、平成 26（2014）年度には、3 人の教員を各種講習会へ派遣した。

以上のように、教員の教育指導方法改善のため、FD 講演会や授業参観等を実施し、授業方法等について意見交換や教育成果を適正に検証し、教育内容・方法改善に結び付けている。【資料 2-8-12】

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

大学設置基準の大綱化を経て、本学は、一般教育と専門教育の有機的な連携を図るため、平成 12 (2000) 年に一般教育部の専任教員を各学部に配置する教員組織の再編を実施した。

また、翌年、一般教育科目を全学共通科目に名称変更し、専門科目とのつながりを十分考え、必要最小限度にしぼった必修科目と、自由に選べる多彩な選択科目を用意し、広い視野、多面的な総合能力、物事の価値判断能力、批判精神をもつ教養人となるための場と機会を提供することを目的としている。

現在の全学共通科目では、文系 3 学部（外国語学部・法学部・経済情報学部）においては共通に、医療保健学部・薬学部においてはそれぞれ各学部・学科の特徴に応じた編成を行っている。開学以来、本学の一般教育・全学共通科目における特色は、専門教育との組み合わせを考慮し、学部の性格に応じて創意工夫された多彩なカリキュラムにあり、「学問を通じての人間形成」は一貫して実践されている。【資料 2-8-13】

また、全学共通科目の実施・運営は、教務部長を委員長とし、各学部の教務委員、関連する委員からなる全学共通科目実施委員会が組織されており、学部や学科の意見や要望を反映させつつ、教養科目がその目的に沿って適切に実施されるよう必要な審議・調整を行っている。【資料 2-8-14】

(3) 2－8 の改善・向上方策（将来計画）

年齢構成が高い割合を示している文系 3 学部の 61～70 歳の専任教員については、多くが「特別教授及び特別教師に関する規程」により任期を付して採用した特別教授が占めており、任期満了にあわせて改善に努める。その他の学部については、今後も、後任補充等の際には、年齢構成を考慮しながら、教育研究活動を推進する適切な教員組織を維持する。

また FD 活動については、それぞれの学部で行われている「教員による授業参観」についても、その経過や成果について FD 委員会で紹介してもらうことで、他学部への活動の喚起と情報の共有を行っていく。

2－9　教育環境の整備

≪2－9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2－9 の自己判定

「基準項目 2－9 を満たしている。」

(2) 2－9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

ア．校地・校舎

全国初の公私協力方式により「地域に開かれた大学」として誕生した姫路獨協大学のキャンパスは、世界文化遺産である姫路城から北に約 5 ㎞の距離に位置し、山々の自然に囲まれた静かな環境の中にある。

校地・校舎は、現在 5 学部と 3 研究科へと拡充したことに伴い、校地面積が 193,461 ㎡、

校舎面積が 58,487.7 ㎡と拡充し、いずれも大学設置基準が定める要件を充分に満たしている。正門から一直線に並木道がのびる開放的なキャンパスは、ゆるやかな丘の一角を占めるロケーションで、本部棟、講義棟、医療保健学部棟、薬学部棟、厚生棟、図書館、学生会館、創立 15 周年記念館、体育館、弓道場、サークル棟、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート他の施設が立体的に配置され、教育目的を達成するための、講義室、演習室、学生自習室、学部の学生用実験室、実習室等を整備し、文理総合大学として教育・研究を行う上で、十分な施設・設備と高い機能性を有しており、学生が修業期間伸びやかに学べる環境である。【表 2-18】【表 2-20】【資料 2-9-1】

イ．図書館

附属図書館は、和書・洋書あわせて約34万冊の蔵書を備えており、大学の学術情報の中枢である。最近ではDVD・電子ジャーナルも充実させ、学生の修学および教員の教育研究活動を支援している。量的整備の適切性および体系的整備の適切性については、図書館の整備に学生の意向を反映させながら、毎年度、図書館運営委員会において検証している。

開館時間については、平日（月曜日～金曜日）が9時～21時40分、土曜日が9時～17時、日曜日および祝日、学園創立記念日は休館としており、座席数393席、年間延べ約8万人が利用している。【資料2-9-2】

図書館利用者への支援として、新入生向けの「図書館ツアー」（館内を案内しながら資料の配架場所、利用方法等について図書館職員が説明する）を毎年4～5月に行っている。ツアーの形態としては学生個人の自由参加方式に加え、授業の一環としてクラス単位でツアーに参加する方式もある。

また、図書館報「さぎそう」を発行し、利用の促進を図っている。【資料2-9-3】

情報検索設備や視聴覚機器の配備については、OPAC（本学図書館のオンライン蔵書目録）専用パソコンを 6 台、インターネット等の検索用パソコン（DVD、CD-ROM 資料等にも対応）を 10 台設置し、いずれも開館中は常時使用可能としている。視聴覚機器としては、CD やビデオテープ等の視聴覚資料用ブースを 4 席用意し、利用に供している。

マイクロ資料の閲覧・印刷用には、マイクロリーダープリンターを 1 台設置している。複写機については、図書館資料の複写用に 3 台（学部学生用 2 台、教員・大学院学生用 1 台）を設置し、いずれもプリペイドカードにより使用可能（1 枚 10 円、カラー50 円）としている。所蔵目録については、開学時より図書館業務システムを導入して所蔵目録データベースを構築し、館内に設置した所蔵目録検索専用コンピュータにより利用者に提供してきたが、平成 10（1998）年からは、インターネット上に所蔵目録データベースを公開することにより検索の利便性を高めている。【資料 2-9-4】

さらに、学外機関との連携による相互貸借や文献複写、相互利用のほか、地域の一般利用者にも資料の館内閲覧や貸出、複写サービスなども行っている。

ウ．情報サービス施設

講義棟にコンピュータ演習室等を 12 室整備し、合計 356 台のコンピュータを設置している。学生には全員ユーザ ID と電子メールアドレスが与えられ、インターネットを自由に使用することが可能となっている。コンピュータ演習室は、授業での利用のみならず、一部

学生の自学自習用として開放しており、授業時間外でも自由に使用することができる。

「LL 教室（CALL システム）」は外国語学習における最新環境をそなえており、高音質のスピーカーや同時通訳機能など、リスニングやスピーキングの習得に最適な環境を整えている。また、経済情報学部の特徴的な施設として、通常コンピュータ演習室では行うことのできない、コンピュータの分解やネットワークの構築、マルチメディアコンテンツ制作などの実践的な演習を行うことのできる演習室として「メディア工房」を設置している。このほか、キャリアセンターや図書館にも就職活動や情報収集専用のコンピュータを整備している。【資料 2-9-5】

大学院学生には、学生証で入・退室を管理した 24 時間使用可能な大学院学生専用の自学自習のための研究室を整備している。ブースで区切られた机は周囲から独立した空間を確保でき、そのすべてにコンピュータを設置している。

昼夜開講制をとっている本学の大学院学生には、社会人の割合が高いため、原則として１日 24 時間、土・日・祝日を含めた 365 日いつでも利用可能なコンピュータ整備の自習室を備え、1 年を通じ時間に左右されず学習に専念できる環境を整えている。

エ．教育環境の管理・運営

本学の建物は、新耐震基準となった昭和 56（1981）年以後に建てられたもので耐震建築になっている。このため本学の建築物は全て耐震基準を満たした構造となっている。

キャンパス・アメニティ等の整備は、「学生生活満足度調査」等を実施し、出来る限り学生の要望に応えられるよう改善を図っており、厚生施設や課外活動施設、自習室、グラウンド等は、学生の要望を取り入れた整備を行ってきた。【資料 2-9-6】

また本学は、山裾の緩やかな丘を切り開いた土地に設置されているため、施設間に段差が多いが、開学当初より一定基準で設計された障がい者用のスロープ、手すり、トイレ、エレベーター等は標準的に整備されたバリアフリー対応の施設・設備となっている。しかし、障がい者すべてに対応した配慮については未整備な部分があったため、平成 25（2013）年には、講義棟中央階段入口横にスロープの設置や医療保健学部棟及び薬学部棟の渡り廊下の上に屋根を設置した。平成 27(2015)年には、本部棟及び講義棟出入口に自動ドアの設置を計画するなど、現在までに、見直し・改善を実施している。【資料 2-9-7】

施設・設備等の維持管理および衛生・安全対策としては、保安防災警備業務、設備管理業務、環境衛生管理業務、清掃業務を一括して外部業者に総合管理業務委託しているほか、電気工作物の維持及び運用に関しては、「電気工作物保安規程」を定めており、火災およびその他の災害による物的、人的被害の防止軽減策のためには、「防火・防災管理規程」を定め、「姫路獨協大学自衛消防隊」を組織し、大学における防火・防災管理の徹底を図っている。【資料 2-9-8～資料 2-9-11】

また、医療系学部（医療保健学部・薬学部）の施設・設備等および衛生・安全のための維持・管理については、施設や設備、機器に応じて委員会が設置されており、それぞれが責任を持って担当の運営にあたっている。【資料 2-9-12～資料 2-9-15】

今後も、教育研究をはじめとする諸活動を持続的に推進し、より一層発展させるため、獨協学園の経営戦略との整合性を図りつつ、個性と魅力あふれるキャンパスの形成と計画的な学習環境の整備を目指すため、中長期的な視点に立った「獨協学園第9次基本計画

(2014)」をもとに、施設整備の検討・実施を行うこととする。

2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

平成26（2014）年度における各学部の授業科目別履修者数は、【資料2-9-16】のとおりである。授業を行う学生数については、授業科目の特性や授業の形態によっても異なるが、教育効果が上がるよう、全学部ともに、可能な限り少人数のクラスでの編成を行っている。【資料2-9-17】

外国語科目においては、1クラス20人程度で授業を行うように開講コマ数を配置している。各学部において、演習科目は授業の性格上、多人数を同時に指導することが困難なことから、できる限り人数が多くならないように開講コマ数を増加するようにしている。ただ、現実には、年度によって予想以上に受講希望者が多い場合がある。その場合には、担当教員と協議の上、受け入れ人数を増加したり、場合によっては新学期当初に急遽開講コマ数を増加したり、教員の複数配置を行うなどの対応をしている。

授業科目によっては、設備や機器の数による収容人数に限りがある場合がある。この場合は、履修登録の前に事前登録を行い、先着順によって当年度の受講者を決定している。

（3）2－9 の改善・向上方策（将来計画）

看護学部開設（予定）に伴う学内実習施設として、既存の本部棟西館を利用するための改修を行うとともに、現在ある本部棟西館の機能（健康管理室等）をキャンパス内へ移設し、教具や備品・図書等も年次計画的に整備を行う。また、キャンパス環境の充実として平成 28(2016)年度に学生食堂の整備改修やサッカーグラウンドの人工芝張替、平成 29(2017)年度に体育館及び 15 周年記念館の天井落下防止工事、平成 30(2018)年度以降は本部棟の経年劣化が見られる箇所について計画的に整備や改修を行うこととしている。

［基準 2 の自己評価］

入学者の受入れについては、本学の使命・目的や各学部・学科における教育目的に基づく入学者選抜方法を設け、適切性・透明性のある入学試験を実施している。入学者の受け入れにあたって、多様な学修履歴を持つ生徒がいることを念頭に、各学部・学科の入学者受け入れ方針（アドミッションポリシー）を開示し、本学の方針を理解した学習意欲のある生徒を受け入れている。今後も、大学案内やホームページなどで入学者受け入れの方針についてわかりやすく、広く周知し理解を深める努力を続け、社会状況変化への対応および受験生の動向を多面的に分析しつつ、入学者の確保に努める。

教育課程及び教授方法については、教育目的を踏まえた教育課程編成・実施の方針を明確に掲げ、それを周知している。また、教育課程編成・実施の方針に沿って体系的な教育課程を編成し、授業科目を適切に開設している。さらに、授業方法の工夫・開発について、FD 活動を全学的に展開するとともに、各学科において教育課程をより効果的に実施するための授業方法の工夫・開発に取り組んでいる。

学修及び授業の支援については、担任教員等の配置や学習支援センター、オフィスアワーの設定、TA等の活用によって、学生一人ひとりの学習状況に応じたきめ細かな指導を行っている。また、成績不振者への個別指導などを徹底し、留年者や退学者、成績不振者の

減少に努めている。また、国際交流センターを設置し、留学生に対する支援も行っている。さらに、学生満足度調査や授業評価アンケートの実施、HDUボックスの設置などによって学生の意見等を汲み上げ、授業改善や学修支援等に反映させている。

単位認定、卒業・修了認定等については、成績評価の判定基準を定め、公正な成績評価を行うとともに、教授会で卒業、学位授与、資格認定等を審議し、学長が決定している。これらの基準や制度は、関連する法令等に基づいて学則や規程に定め、教職員で共有し、厳正に適用している。

キャリアガイダンスについては、教育課程内においてキャリア教育関連科目を体系的に開講している。教育課程外においては、キャリアセンターを設置して支援体制を整備し、就職・進学等に関する相談・助言、各種キャリア支援講座の開講、合同企業説明会や医療機関合同説明会の開催などさまざまなサポート事業を実施している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、各部局に設置された各種委員会と各所管課が連携し、一人ひとりの学生の学修状況を的確に把握し、それを学修指導の改善に生かすようにしている。また、学生による授業評価アンケートを毎年実施し、その結果を踏まえた各教員の授業改善策を公表している。また、各学部・学科においては、それぞれの分野に応じ、資格取得状況や就職状況などに基づいて教育目的の達成状況を把握し、授業改善に結びつけるように努めている。

学生サービスについては、学生サービス・厚生補導のための体制を整備するとともに、本学独自の奨学金制度や各種奨学金の受給手続など生活支援や経済支援を行っている。学生の課外活動に対しては、姫路獨協大学学友会を設けており、運営にあったっては学生課が助言・指導等を行うなどその支援・充実に努めている。学生の健康管理については、健康管理室、学生相談室を設け、学生の心身の健康維持・増進に努めている。留学生に対しては、国際交流センターを設け生活面・学習面での支援を行っている。また、「学生満足度調査」などを通して学生の意見や要望を把握し、それを大学の改善・改革に生かしている。

教員の配置・職能開発等については、各学科に必要な数の教員を配置し、専門分野が適切に教育できる体制を敷いている。教員の職位構成、年齢構成についても概ねバランスがとれている。教員の採用・昇任に関しては、必要な教員審査基準等を定め、適切な運用を行っている。教員の資質・能力の向上に関しては、学生による授業評価アンケート、FD 研修会、授業相互参観など、組織的・計画的なFD 活動を展開している。また、教養教育は、全学共通科目実施委員会が教務委員会と連携しながら実施する体制を取っている。

教育環境の整備については、大学設置基準が定める校地・校舎の要件を満たしているほか、講義室、演習室、学生自習室、学生用実験室、実習室、図書館、体育施設、情報サービス施設など、教育目的を達成するために必要な施設を適切に整備している。施設・設備の安全性に関しては、専門業者の委託等により施設・設備を適切に維持・管理を行っている。このほか、バリアフリーのための改修を行うなど施設の利便性向上に努めている。

今後本学では、平成26(2014)年度に策定した「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」をもとに、6ヶ年の計画で大学の教育研究活動の発展・充実に取り組んでいくこととする。

以上のことから、基準 2は満たしていると判断する。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

本学は、獨協学園の構成校の一つとして、教育研究、学生支援、施設設備の整備など、魅力ある教育環境と教育力の向上を目指して改革を計画的に推進している。この計画の策定にあたっては、平成 10 年以降、中長期にわたる将来を展望するために、当初、12 年間の教育方針・教学体制や財務計画について、学園全体と 各校の基本計画を策定し、2 年ごとに見直しをおこなったが、急速な社会変化に対応するため、計画期間を 8 年間、6 年間と短縮して、平成 26(2014)年 9 月の理事会・評議員会において、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間における「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度)」(以下「基本計画」という)【資料 3-1-1】を策定した。

学園の基本計画策定委員会において、(1) 学園全体の基本計画の策定、(2) 学園全体の基本計画の点検・評価、見直し・修正を行う中で、本学においても学園構成校として、学長のリーダーシップのもとに本学の基本計画（直近では、前述の第 9 次基本計画）が検討され、学長補佐会議、学部長等会議において、協議を重ねて計画を策定し、学長が評議会に諮問して本学の基本計画案を作り上げている。この基本計画案は最終的に学園運営会議、学園理事会・評議員会を経て決定され、決定後は、本学学部長等会議及び評議会において報告され、教員については、各学部教授会等を通じて、職員については、事務連絡会議を通じて滞りなく周知されている。

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

姫路獨協大学は、教育機関としての社会的使命と目的を果たし、安定的な経営と時代と地域の要求に応じた教育体制の充実・強化を図るために、前述のとおり、基本計画を策定した。この基本計画は、－新たなる魅力ある大学をめざして－という副題が示すように、本学の建学の理念である「大学は学問を通じての人間形成の場である」(学則第 1 条(目的))を基に、「多様化し流動化する社会を生きていく上で、幅広い教養と豊かな人間性を基盤に、専門的知識と技能を身に付け、さらには自己表現能力と自己責任能力を培い、将来、特に姫路を中心とする播磨地域から国際社会へと貢献できる人材」(基本計画中「はじめに」よ

り引用）の育成することを教育目標とし、上記の理念と目標にもとづいて、「真に魅力ある大学となるべく策定するものである」ことを冒頭に掲げている。

この基本計画においては、看護学部の設置と文系学部の再編により、平成 28(2016)年度から新たな教育体制で本学の再生を図ることを目指し、これらの改革により入学定員充足率の改善、つまり、財務内容の改善が目標に置かれている。高等教育機関としての財政の健全性を求め、かつ地域に貢献できる人材の育成が盛り込まれた計画となっている。本学はこの計画に基づいてその使命・目的を実現すべく組織的・継続的な努力を行うこととしている。

また、「大学としての社会的使命を達成するために恒常的に自己評価を行う」（姫路獨協大学全学自己評価規程第 1 条）ものとし、教育活動、研究活動については、3 年毎に、経営管理、地域・社会的活動については 5 年毎に行っている。

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

寄附行為第 3 条に「教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」と記しており、関係法令を遵守して法人及び大学を運営している。また、大学及び大学院の教育目的は、教育基本法及び学校教育法が規定する大学の目的の趣旨に合致している。さらに、本学は、学校教育法、大学設置基準、私立学校法、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の遵守に努め、それに基づいた内部規程を適切に制定するとともに、法令改正や関係通達があった場合には、遅滞なくそれに対応している。

全ての教職員は、就業規則をはじめとする諸規程に基づき業務を遂行することが義務付けられている。また、教育機関として必要な研究活動、研究倫理、ハラスメント、個人情報保護、公益通報に関する諸規程も定めている。

研究活動に関する不正防止等を図るため、「個人研究費取扱規程」、「受託研究規程」、「各種補助金等による研究支援者の雇用に関する規程」、「姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程」、「姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程」等を制定し、研究活動が適正に行われるよう組織として取り組んでいる。【資料 3-1-2】

研究倫理に関しては、「生命倫理委員会規程」、「組換えＤＮＡ実験安全管理規程」、「動物実験規程」を制定し、倫理的観点から研究が適正に行われるように取り組んでいる。【資料 3-1-3】

個人情報保護については、法人内共通の「プライバシーポリシー」の基に「個人情報保護規程」を制定し、個人情報を適正に保護している。

また、「公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、法令違反行為等に関する通報及び相談の処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、法令遵守を促している。【資料 3-1-4】

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への対策については、ゴミの分別収集、ＬＥＤ蛍光灯の導入、エネルギー消費効率の高い空調設備の更新、飲料水水質検査受験、グリストラップの清掃の励行など、エネルギーの省エネ化を図りながら、エコキャンパスの推進と併せて地域に配慮した環境保

全を推進している。

人権の尊重については、平成 26（2014）年度までは、ハラスメントの種別によって対応する委員会が異なっていたが、平成 27（2015）年度より、委員会の一元化を図るため「ハラスメント防止等に関する規程」、「ハラスメント人権委員会に関する細則」並びに「ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規」を制定し、学生及び教職員が個人として尊重され、快適な環境のもとでの勉学、教育、研究及び職務ができることを保障するため、あらゆる形態のハラスメントの防止及び排除を図り、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には適切に対応するようにしている。【資料 3-1-5】

安全や衛生については、保健委員会規程、安全衛生委員会規程を制定、また、健康管理室、カウンセリングルーム、学生が寛げるように自由な利用ができるフリースペースを設置し、学生及び教職員のメンタルヘルスを含む健康支援を推進している。

安全確保については、キャンパス内に火災報知機、避難器具、消火器具の設置はもちろん、 AED も設置している。なお、AED については、設置場所を本学のホームページで周知するとともに救命訓練を実施している。【資料 3-1-6】

また、防火・防災に関する必要事項を定めた「防火・防災管理規程」【資料 3-1-7】を制定し、防火・防災及び災害時の危機管理体制を整備するとともに、姫路東消防署の協力のもと、定期的な防災訓練などを実施して学生及び教職員の安全確保を図っている。

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

学校教育法施行規則に基づいて、本学の教育研究上の目的や基本組織、教員組織、教員の数及び各教員の学位・業績、入学者に関する受入方針及び入学者の数、卒業又は修了者の数、授業科目、授業方法、学習の成果に係る評価、学生の教育研究環境、大学が徴収する費用、財務状況、学生の修学支援、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を本学のホームページにおいて分かりやすく整理し、公表している。【資料 3-1-8】

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

経営の安定と教育体制の充実・強化のため、平成 26(2014)年に平成 32（2020）年度までの中長期計画「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度)」を策定した。大学の将来計画、経営の改善、入学生の確保等、大学の運営に関する事項の検討を目的とする運営諮問会議【資料 3-1-9】などにおいて、この基本計画が着実に実行できているかについて検証を行い、翌年度の改善・是正に向けて、PDCA サイクルを組織的に機能させて計画を着実に遂行していく。

安全確保面については、姫路市地域防災計画における避難所に指定されていることから、大規模地震等の災害発生時は、姫路市が策定した避難所運営マニュアルに基づいた対応をとることになるが、災害発生を想定した大学独自の総合的な危機管理マニュアルの策定を行うこととしたい。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

1）理事会

理事会は、寄附行為第 13 条【資料 3-2-1】にその任務が規定され、獨協学園理事会会議規則【資料 3-2-2】に運営等が規定されている。さらに、獨協学園業務処理規則【資料 3-2-3】において、法人の基幹となる事項を決定することが明確にされている。定例の理事会は、寄附行為第 13 条及び獨協学園理事会会議規則に基づいて開催しており、平成 26 年度は年間 7 回開催している。

理事会の開催に際しては、冒頭で会議開催要件を満たしていることの確認、議事署名委員の選出、前回理事会議事録の内容について確認を行うなど適切な運営に努めている。

3 月の理事会の開催前には、予算合同説明会を開催し、理事長から評議員会に対し、寄附行為第 24 条に基づいて、翌年度の事業計画案及び予算案等についてあらかじめ意見を求めるようにしている。

3 月の理事会においては、寄附行為第 33 条により翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項が審議され、5 月の理事会においては、寄附行為第 35 条により前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議が行われるほか、監事から前年度の監査報告が行われる。

また、5 月の評議員会では、理事長が評議員会に対し前年度の事業報告書及び決算の報告を行っている。

以上のように私立学校法及び寄附行為に基づいて適切な理事会の運営を行っている。

理事の選任は、寄附行為第 6 条に規定されている。また、定数については寄附行為第 5 条に 15 人以上 29 人以内と規定され、現在 27 人が選任されている。

平成 27(2015)年 5 月現在、寄附行為第 6 条第 1 項の各号によって選任された理事は、【資料 3-2-4】のとおりである。同条同項第 4 号の理事については、多様な意見を採り入れるため、4 人以上 9 人以内の理事を外部から選任し、偏ることのない構成としている。

平成 26 年(2014)年度に 7 回開催された理事会のそれぞれの出席状況は、5 月 22 人、7 月 26 人、9 月 24 人、11 月 24 人、1 月 26 人、3 月（1 回目）25 人、3 月（2 回目）22 人で、その実出席率は約 90.4%であり、理事の出席状況は適切である。

理事会の開催については、寄附行為第 13 条第 9 項に「理事総数の 3 分の 2 以上の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定し、また、議決権の行使については同条第 10 項に「出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」と規定するなど、意思決定のプロセスについても適切に規定され、運営されている。

なお、理事が理事会を欠席する場合の委任は認めていない。

本法人では、理事長について、「この法人を代表し、その業務を総理する」と寄附行為第 15 条で定め、理事会で決定された法人業務に関する重要事項を適切に執行している。また、

寄附行為第 14 条に「理事会は、別に定めるところにより、その権限を理事長に委任することができる。」と規定し、別に定める獨協学園業務処理規則【資料 3-2-3】により、理事会が決定すべき業務及び理事会から理事長等へ権限を委任する事項を定め、事項の決定権の所在を明確にしている。

2）学園運営会議

本法人では、学園及び学園が設置する学校の業務の円滑な運営を図るため、理事会会議規則第 3 条の 2 において、「理事会における議案は、あらかじめ学園運営会議で整理調整するものとする。」と規定し、学園運営会議に関する規則【資料 3-2-5】に基づき、理事会や評議員会に提案する議案等の整理調整や学園及び各学校の業務の連絡調整を図るなどの観点から、理事会、評議員会の開催前に学園運営会議を開催することとしている。

この学園運営会議は、理事長、学園本部事務局長、学園本部の部長、学長、副学長、病院長、事務局長、中学・高等学校の校長及び中学高等学校の事務長により構成されている。

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

少子化の進展を背景に私立大学を取り巻く環境が厳しさを増している。こうした経営環境の変化に機動的かつ戦略的に対応し、社会に求められる大学であり続けるためには、ガバナンス体制のいっそうの強化が必要となっている。

本年 4 月に施行された改正学校教育法により、学長のリーダーシップが確立され、各大学レベルでのガバナンス体制が強化されたが、法人レベルでも経営の最終責任を持つ理事会の役割強化が求められる。本法人では、寄附行為の定めにより、重要事項の意思決定プロセスにおいて評議員会に一定の役割を課しているが、今後理事会と評議員会の関係、役割分担の調整、見直しを随時行い、適切な改善を図っていく。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学校法人獨協学園は、その組織、立地、設立過程の異なる 3 大学、2 中学・高等学校、3 病院、2 看護専門学校を法人内に有している。そのため学園の方針として、各学校の自主性、独立性を尊重し、獨協学園業務処理規則第 4 条【資料 3-3-1】に規定するとおり、特定の人事や財務などを除く大幅な権限が各学校に委任されている。

本学は、全学的な審議機関として、評議会を設置し、月 1 回の定例会議のほか、必要に応じて臨時の評議会を開催している。この評議会は、「学則」に定められているとおり、学長が決定を行うにあたり、学長の諮問に応じて事項を審議することとしているが、本学創

設以来、実体的には大学の最高意思決定機関として位置づけられ運営されてきた。しかしながら、平成 27 (2015) 年 4 月の学校教育法の改正に伴い、学長の権限を明確にするため、学長の諮問機関としての位置づけを再確認している。

評議会は、学則に定めるとおり、学長が議長となり、副学長、各学部長、各センター長などの役職者、各教授会から選出された各 2 人の教授および事務局長で構成され、学長が決定を行うにあたっての最終的な審議機関として機能させており、適切に運営されている。【資料 3-3-2】

大学の意思決定プロセスとして、全学的な案件は、大学の使命・目的が記された基本計画に沿って、教務委員会や学生委員会等の全学的な委員会で原案を作成する。また、入試に関する案件は、入試委員会で、就職に関する案件はキャリア委員会で原案を作成し、それぞれの原案が教授会で審議された後、評議会の審議を経て学長が決定している。事務組織においても、各部局の担当部署が原案を作成し、関連する各委員会に諮った後、評議会の審議を経て学長が決定している。このように教学組織や事務組織等の各部局において作成された原案は、学長の諮問機関である評議会に諮られ、必要に応じて教授会の意見を聞いた上で、意思決定が行われている。すなわち、学則第 10 条に学長は校務を掌ると定めてあるとおり、評議会の議長である学長のもとにすべての案件が集約され、諮問、審議を経て学長が決定し、実行に移されているのである。

なお、評議会に諮られる審議事項については、学長を議長とし、副学長、各学部長、各センター長及び事務局長で構成される学部長等会議を事前に開催し、論点整理、連絡調整などを行っている。【資料 3-3-3】

学則及び各学部の教授会規程に定めるとおり、学部の教育・研究に関すること、学科目に関すること、学生の身分に関すること、教員人事や教育研究予算の執行などの個別的・具体的な案件については、各学部教授会において審議され、学長が決定を行うに当たり、意見を述べることができるようにしている。また、大学院には、教授会にあたる組織として、研究科委員会が置かれ、学部教授会と同様に、大学院における個別的・具体的な案件を審議する組織として適切に機能している。

なお、大学院研究科に共通する重要事項を審議するための全学的組織として大学院委員会を設置している。【資料 3-3-4】

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

大学や大学院の教育研究活動は、教授会、評議会、教務委員会、研究科委員会、大学院委員会等が基軸となって運営されている。このうち教授会は基本的に各学部長が議長となって行われるが、評議会、大学院委員会は学長が議長となって運営している。

また、学長の責務は、大学の管理運営を代表するとともに、教学面での運営にあたっての責任も大きく、学長がリーダーシップを十分に発揮して業務を遂行するための補佐体制として、学則第 11 条に定める副学長を 2 名置いている。副学長には文系学部担当の副学長と理系学部担当の副学長があり、学長の命によりそれぞれの担当学部に関する校務を掌っている。

さらに、平成 27 年 4 月からの学校教育法の改正に合わせて学則を改正し、学長の指示を受けた範囲において、副学長自らの権限で校務を処理することを可能にした。【資料 3-3-5】

また、学長を補佐する体制の強化のため、副学長に加え、各学部長を学長補佐として配置するなど、学長補佐が学長を支えることによって効率的且つ機動的な大学運営が行えるようにしている。【資料 3-3-6】

平成 27 年 4 月からの学校教育法の改正に合わせ、教授会の役割を明確にするための学則改正【資料 3-3-7】を行い、教授会は教育研究に関する事項を審議する機関であり、決定権者である学長に対し意見を述べる関係にあること及び、教授会が審議し、学長に意見を述べる事項を明確にした。改正内容については、学内イントラネット等を利用して周知している。これらにより、権限の明確化を図り、学長のリーダーシップの下で戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築している。

また、学長は、大学の基本方針に関する研修会を開催し、学長自らが講師となって先頭に立って説明を行い、教職員を啓発するなど、大学の意思決定の基軸となってリーダーシップを発揮している。

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

少子化の影響等からいわゆる「大学全入時代」を迎え、各大学が生き残り策を模索している中、大学改革や魅力ある大学の創出の必要性が求められている。そのための課題とされていた学長のリーダーシップの発揮と速やかな意思決定については、学校教育法の改正をきっかけに更に強化を図ることができたが、今後は、外部からの有識者や専門家の参加を得て、幅広く社会の意見や知恵を適切に反映させることのできる体制を構築したい。

3－4 コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

（2）3－4 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

1）法人と大学とのコミュニケーション

法人の最高意思決定機関である理事会（寄附行為第 13 条）【資料 3-4-1】には、大学から学長、副学長、事務局長が理事として出席している。学長は大学の代表として、事業計画、基本計画、予算、決算や教学の重要決定事項等について、説明、報告を行い、大学と理事会との情報の共有と意思決定の円滑化を図っている。

年間 10 回開催している学園運営会議には、大学から学長、副学長、事務局長が出席し、理事会や評議員会に提案する議案等の整理調整や、学園及び学園が設置する学校の業務の

円滑な運営を図るための連絡調整を行っている。

また、不定期ではあるが、本学の将来計画、経営の改善、入学生の確保等大学の運営に関する事項を検討するため、学園の理事と本学の学長、副学長、学部長、事務局長を構成員とする姫路獨協大学運営諮問会議【資料 3-4-2】を開催するなど、法人と大学のコミュニケーションを図る運営が行われている。

2）大学内の各部門間におけるコミュニケーション

大学の意思決定組織は、3-3-①で述べたとおり、教学組織における全学的な案件は、教務委員会や学生委員会等の全学的な委員会で原案を作成し、教授会で審議された後、学部長等会議、評議会の審議を経て決定されている。事務組織においても、各部局の担当部署が原案を作成し、該当する各委員会に諮った後、評議会における審議・決定というプロセスで相互に連携しつつ運営されており、組織間でのコミュニケーションは円滑に行われている。

理事会等で決定・伝達された情報は、これらの組織を通じて滞りなく教職員に周知されており、法人・大学全体を通した機動的で円滑な組織運営ができている。また、教職員個別に連絡すべき事項については、学内 Web 上にグループウェアが整備され、各教職員にメールアドレスが与えられて利用されているほか、教員には個人用メールボックスが設置され、円滑なコミュニケーションに役立っている。

事務組織においては、課長以上の役職者を構成員とした（必要に応じて課長補佐も出席する）事務連絡会議を月 1 回開催しており、理事会や大学評議会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。【資料 3-4-3】

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

1）法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンス

最高意思決定機関である理事会は、大学の教学組織を代表する学長のほか、副学長および事務局長が理事として加わっている。平成 27 年 4 月現在 27 人の理事で構成され、併せて 3 人の監事（1 人は常任監事）が出席している。大学の教学に関する事項については、齟齬なく伝わる体制となっており、率直な意見交換や協議が行われ、法人と大学との相互チェックが有効に機能している。

学校法人内の協議機関として設置されている学園運営会議は、理事長、学長、副学長、病院長、校長、事務局長、事務長で構成されており、学校法人と学校法人が設置する学校と病院の業務の円滑な運営を図るため、年間約 10 回の会議を行い、理事会に提案する議案の整理などを含めた率直な意見交換や協議が行われており、法人と大学との相互チェックが働いている。

2）監事、公認会計士、内部監査室によるチェックとガバナンス

監事【資料 3-4-4】については、寄附行為第 7 条並びに役員候補者および評議員候補者選考規則第 5 条【資料 3-4-5】により監事候補者及び常任監事候補者選考委員会を設置し、法人の理事・評議員・教職員以外の者であって、評議員会において選出された候補者のうちから理事長が選任している。また、常任監事は、監事のうちから評議員会において選出し、理事長が選任している。

学園には 3 人の監事（1 人は常任監事）がおり、理事会及び評議員会に全て出席している。監事は、その主な職務として、寄附行為第 7 条に基づいて、法人の業務や財産の状況を監査し、その状況について監査報告書【資料 3-4-6】を作成し、当該会計年度終了後 2 ヶ月以内に理事会及び評議員会において、監査の概要及び監査結果の報告を行っている。

また、本法人においては、監事による業務監査及び会計監査のほかに、公認会計士による会計監査を受けている。この会計監査は、年間 4 回延べ 12 日間ほど行われ、取引内容、会計帳簿書類、備品等実査、決算書類等による監査が定期的に行われている。

さらに、獨協学園内部監査規則【資料 3-4-7】により、法人内に内部監査室を設置し、各学校の専任職員の中から理事長が委嘱した監査員が、大学の業務及び制度全般の運用状況が適正かを検証する業務監査や、会計処理が会計規則等に準拠して実行されているかを検証する財務監査を、法人内の各設置校において毎年 1 回実施しており、法人及び大学の管理運営について、「公正性及び効率性を確保」（内部監査規則第 2 条）している。

3）評議員会によるチェックとガバナンス

評議員会については、寄附行為第 21 条及び評議員会会議規則【資料 3-4-8】に基づいて、平成 26(2014)年度は評議員会を年間 6 回理事長が招集して開催している。

3 月の評議員会では、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 23 条に基づき、翌年度の事業計画案及び予算案等に係る意見を求めている。5 月の評議員会では、理事会開催後に前年度の事業報告書及び決算の報告が行われるほか、監事から前年度の監査概要及び監査の結果について報告が行われている。このように評議員会は、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切なチェック機能を果たしている。

評議員【資料 3-4-9】は、寄附行為第 21 条、第 26 条並びに役員候補者及び評議員候補者選考規則第 4 条により選任され、法人の職員のうちから評議員会が選任した職員 19 人以上 34 人以内、卒業生 7 人以上 16 人以内、学識経験者又は法人に功労のあった者 7 人以上 20 人以内、合わせて定員 33 人以上 70 人以内で構成している。

平成 27(2015)年度の評議員の現員 58 人は、理事定数 27 人の 2 倍を超えているほか、多様な意見を採り入れるため 11 人の評議員を外部から選任し、学内者に偏ることのない構成としており、評議員会のチェック機能が有効に働くようにしている。

平成 26(2014)年度における評議員会の出席状況は、5 月 33 人、9 月 36 人、11 月 39 人、1 月 40 人、3 月（1 回目）37 人、3 月（2 回目）38 人で、その実出席率は約 64.5%となっており、評議員の評議員会への出席状況は適切である。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

本法人における、教職員の提案等を汲み上げる仕組みとしては、評価基準 3-2 で述べた年間約 10 回開催している学園運営会議に大学から学長、副学長、事務局長が出席し、学園が設置する学校の業務の円滑な運営を図ると同時に法人全体の施策として教職員の提案等を反映するようにしている。

また、不定期ではあるが、大学の将来計画、経営の改善、入学生の確保等大学の運営に関する事項について、学園の理事と本学の学長、副学長、学部長、事務局長を構成員とする姫路獨協大学運営諮問会議を開催するなど、法人と大学の円滑なコミュニケーションを

図る運営が行われている。

また、大学にあっては、全学的な案件の最終判断は、評議会の議長である学長の下に集約されており、学長が、教員人事委員会、入学試験委員会、研究助成等委員会、経営管理等自己評価委員会､教育審議会など大学の管理運営と教学の主要な委員会の委員長として、原案作成の段階から加わっている。

上述のように、意思決定を行うにあたっての学長の権限と評議会、教授会、各種委員会の役割分担が明確にされており、組織体制および規程上の整備は整っていることから、意思決定プロセスは確立されており、その運用は適切に行われている。

(3) 3－4 の改善・向上方策（将来計画）

大学の教学組織と学校法人理事会との役割分担は実質的にも機能している。また、学校教育法の改正に伴い、学長の権限と学内組織の役割が明確にされていることから、現時点においては、改善しなければならない点はとくに見当たらない。

3－5 業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

(2) 3－5 の自己判定の理由（事実の証明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

法人の事務組織については、法人全体の管理運営を所掌する法人本部事務局、学園内の各大学、高等学校、中学校に事務局又は事務室を置いている。

本学は、表「姫路獨協大学職員組織図」に示すとおり、大別すると、事務局、教務部、学生部の 3 つの部局で構成している。3 つの部局には、部局長として事務職員をもって充てる事務局長、総務部長、教務部事務部長、学生部事務部長並びに教授をもって充てる教務部長、学生部長、附属図書館長、入試センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、学習支援センター長、健康管理室長および播磨総合研究所長を配置している。

管理運営部門として、事務局には総務部を置き、総務部の下に総務課（情報処理室)、企画広報課、地域連携課および経理課の 5 つの課（室）を設置している。教務部門として、教務部には教務課、実習課、入試課、キャリア課の 4 つの課を設置している。学生部門として、学生部には学生課、スポーツ特別選抜室、国際交流課の 3 つの課（室）を設置している。また、附属図書館には図書館課を設置し、司書の資格を持つ事務職員を置いて、授業や教員の研究活動を支援している。さらに、大学の知的資源を活用して、地域の活性化

に寄与するため播磨総合研究所を設置し、その事務は地域連携課が担当するなど、すべての部署において専任職員を配置している。また、健康管理室には学生課長の管理のもと 2 名の看護師を配置している。その他独立した組織として、業務監査や財務監査を行う内部監査室を置いている。

これらの課（室）の業務は「事務分掌規程」【資料 3-5-1】で規定されており、大学の使命・目的を達成するための事務体制が整備され、教育・研究支援組織として適切に機能している。

大学改革を牽引する企画的な業務や学部の新設、改組等に伴う申請業務が急速に増加していることから、平成 25(2013)年度に企画広報課を設置して体制の強化を行った。また、事務組織の見直しを行い、事務部長の削減や、過渡的な業務に対応するため組織の壁を超えたタスクチームの配置を行うなど、硬直化していた事務体制を活性化させ業務の目的・使命と社会の変化に対応した適切な人員配置を行っている。

事務職員の採用にあたっては、事務職員の人事に係る基本計画等を審議する事務職員人事委員会【資料 3-5-2】を開催し、基本計画に沿って、次年度の事務職員採用枠を設定したうえで職員募集を実施している。さらに、年齢構成や職務経験の有無などを踏まえて、キャリア課と連携を図りながら、本学卒業生を対象とした学内公募や、一般公募により、毎年 1 名から 2 名の職員を採用し、業務量等に応じた適切な配置を行っている。

職員の人事異動は、4 月と 6 月の人事異動を定期とし、繁忙期の 4 月の人事異動は、業務の混乱を避けるため、退職者の補充と新規採用職員の配置に限り、昇任や配置転換は 6 月に行うこととしている。

人事異動にあたっては、大学開設より 28 年が経過し、開設時に大量採用した職員の高年齢化が進んだことから、平成 24(2012)年 2 月に「事務職員役職定年制度内規」【資料 3-5-3】を制定し、役職定年を原則として満 60 歳と定め、世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、役職人事の円滑化と有能な人材の登用を目的とした人事管理を行っている。

事務職員の人材育成を図ること及び適材適所に人員を配置することを狙いとして、平成 24(2012)年 5 月に事務局長、事務部長等を構成員とした事務職員評価会議を設置した。事務職員評価会議では、事務職員の昇任など人事異動に関する事項を、同時期に制定された「事務職員の昇任に関する要領」【資料 3-5-4】に基づいて適切に運用している。

事務職員評価会議で作成された人事異動案は学長に上申され、事務職員の人事異動は学長が決定する。人事異動により配置された事務職員は、大学事務局、教務部、学生部及び附属機関の所属長の指揮監督の下で所掌事務を遂行している。

表　姫路獨協大学職員組織図（平成 27 年 5 月 1 日現在）

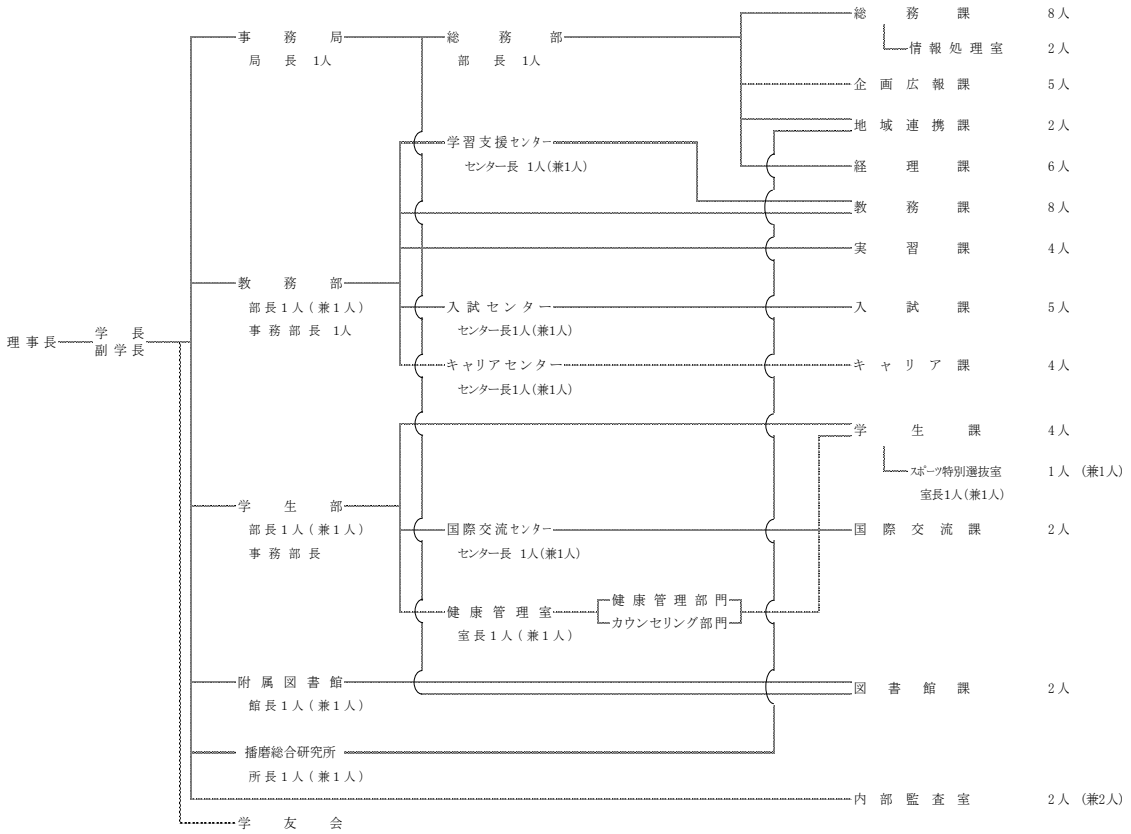

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

本法人の事務業務の執行は、理事長及び常任理事の全体的な指揮監督の下、法人事務局、大学事務局ともに責任者である事務局長等が適切に管理している。法人事務局長及び大学事務局長は、理事会及び学園運営会議の構成員として、審議あるいは協議に加わるとともに、決議事項等を所管する各部署に速やかに伝達し、その執行を管理している。

大学事務局においては、課長以上の役職者を構成員とする（必要に応じて課長補佐も出席する）事務連絡会議【資料 3-5-5】を原則として毎月１回開催し、理事会や大学評議会の重要事項が伝達されるほか、各事務部署間の報告や連絡調整が行われている。また、大学評議会、教務委員会、学生委員会、入学試験委員会等の主要専門委員会に事務局長や事務職員の部課長等が構成員として加わることにより、教員と職員の緊密な協働を確保しつつ、教員側の決定が事務部門の各部署に遅滞なく伝わり、機動的・効果的な業務執行を可能としている。　【資料 3-5-6】

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

事務職員には、大学における教育研究の趣旨と目的に理解を有し、積極的に企画・立案を行い、大学運営を総合的に担う能力が求められている。本学では、これらの能力を養成するため、自己啓発や各分野における情報収集、業務研修として、日本私立大学連盟、独立行政法人日本学生支援機構、人事院近畿事務局、姫路経営者協会などが主催する各種研修会や、大学間連携による協議会、連絡会、研究会など、大学が勧める研修会等への参加

のほか、事務職員から自発的に研修参加への要望があれば毎年予算計上している事務職員特別研修費の使用を認めており、研修会等への参加を促進している。

また、平成 24(2012)年度より事務職員の評価制度【資料 3-5-7】を実施し、業務執行にあたっての目標管理や評価者、被評価者双方の評価による人事考課を行っている。さらに、評価制度と併せて、担当業務に関する要望、配置換えの希望等についても、所属部課長との面談通じて事務職員の意見を聞く機会を設けている。

(3) 3－5 の改善・向上方策（将来計画）

事務職員が積極的に企画・立案能力を発揮し、事務職員の大学運営に関わる専門的能力や資質の向上を組織的に行うための職員研修制度が必要と考えている。

今後の課題として、事務職員の資質の向上を図る研修に力を入れ、事務職員一人ひとりの自己啓発・資質向上に繋がるモチベーションを喚起するために定期的な職員研修制度を構築したい。

また、人事評価制度を導入しているが、評価者の評価基準や被評価者の目標設定にかかる認識の統一ができておらず、現段階では評価結果を処遇等に反映させることが難しい。評価結果を処遇等に反映させることを目指し、引き続き研修等により認識の統一を図ることとしたい。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

(2) 3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

獨協学園は、3 大学、2 中学・高等学校と 3 病院、2 看護専門学校から構成される総合的な学園であり、「大学は、学問を通じての人間形成の場である」という共通の教育理念を持ち「各校の自主性、独自性を尊重しつつ、一つの法人として整合性をもって経営する」との経営方針のもと、各校が独自に運営している。

当学園では、学園及び学園内各校が連携し、中長期計画としての「獨協学園基本計画」を平成 10（1998）年より策定し、定期的に基本計画の見直しを実施している。最近では平成 26（2014）年に第 9 次見直しを行った。【資料 3-6-1】

本学にかかる基本計画の見直しにあたっては、全学的な視点に立ったプロジェクト事業のほか、各部署から提案される事業計画のもとに、外部有識者を委員に加えた運営諮問会議の意見を踏まえ、学部長等会議で調整を行い、評議会で審議した策定案を学園理事会及び評議員会に提出し決定している。

近年、本学が実施してきた中長期的な計画に基づく事業としては、創立 25 周年事業の一

環として学生の教育・学習環境の整備充実を図るため、講義棟各教室の内装全面改修、什器（机・椅子）の入れ替え及び構内中庭中央広場等の改修工事等を行った。さらに大学が地域との共学の場となるよう「地域コラボレーションルーム」等の新設を行った。

また今後は、この基本計画に沿って各年度の事業計画を策定し、年度末にその実績を事業報告書として取りまとめ、それを検証し、見直し等が必要な事項には改善を施すなどPDCA サイクルに基づいたマネジメントプロセスにより、強固な経営基盤の確立に向けた取組みを着実に進めていく。このことにより、本法人及び本学は、中長期的な視点に立った経営改善を着実に行い、経営基盤の安定化を図ることとしている。【資料 3-6-2】【資料 3-6-3】

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の財政基盤となる学生生徒等納付金は、在籍学生数に比例し減少しているが、収支バランスを確保するため人件費や教育研究経費・管理経費を抑制することにより、消費支出比率が平成 26(2014)年度には 112.9%まで改善してきている。【資料 3-6-4】

人件費については、後任補充の抑制、賞与のカット等を実施することにより、人件費比率が 63.9%まで改善している。また、教育研究経費については学生の教育・研究に支障をきたすことの無いように配慮しつつ、無駄のない効率的な予算配分に努めており、教育研究経費比率は、39.6%となり、全国平均値 35.0%（日本私立学校振興・共済事業団により発表された平成 25 年度の全国平均値)を上回っていることから本学の教育目標の達成に向けた教育研究活動のための経費は高い水準で維持されている。これらの予算配分は人件費の抑制などの対策と合わせて、本学が取り組んでいる課題の成果の一つであると評価している。金融資産においては、第 3 号基本金引当特定資産（奨学基金）10 億円の組入れを行っており、学生への教育環境の整備・遂行に必要な予算は確保されている。【表 3-6】

一方、法人全体では、平成 26(2014)年度には消費支出比率は 98.2%（前年度 96.5%）である。また、人件費比率は、43.4%となり前年度に比してわずかながら増加している。なお、過去 5 年間における教育研究経費の比率は 48.5%、管理経費の比率は 4.2%で推移しており、適切な財務運営の確立がなされている。【表 3-5】【表 3-7】【表 3-8】【資料 3-6-5】

本学の外部資金の確保については、科学研究費や受託研究費等の獲得に向けた取り組みに加え、平成 25（2013）年度より文部科学省において教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援することを趣旨として実施されている「私立大学等改革総合支援事業」の支援対象校に平成 25（2013）年度及び平成 26（2014）年度に選定されおり、2 カ年で合計 126 百万円の補助金を確保している。【資料 3-6-6】

（3）3－6 の改善・向上方策（将来計画）

本学の基本計画は、学園の「基本計画」にリンクし、定期的な見直しも行っている。各年度の計画は、単年度予算の目標数値にもなっていることから、財政運営にあたっては基本計画上の数値を達成し、収支の均衡を図るよう努めていく。

今後の財政計画においては、収入増対策として、平成 28（2016）年度に外国語学部・法

学部・経済情報学部を募集停止し、当該文系 3 学部の組織を発展的に再編して人間社会学群を設置するとともに、医療保健学部、薬学部に続く第 3 の医療系学部として、看護学部を新たに設置する予定である。これらの改革により、入学定員充足率の改善を図り、安定した収入を確保するとともに、新学部完成年度の平成 32(2020)年度には、単年度の帰属収支の黒字化を目指すこととする。さらに、学生の教育活動および募集活動に関する施策に重点を置きつつ、学園の基本計画「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」に掲げた財務主要項目数値を上回るよう努め、建学の理念の継承と教育研究の充実・発展を図ることにより、中・長期的に健全かつ安定的な財政基盤の確立を目指す。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

（1）3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

（2）3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①　会計処理の適正な実施

本学の予算編成においては、予算の効率的な執行にあたり教職員の協力を得るため、また、予算編成方針等を明確にするため透明性に配慮した手続きを行っている。

予算は、寄附行為に定めるとおり、毎会計年度開始前に評議員会および理事会の議決を経て決定している。

会計処理においては、「学校法人会計基準」に則り、「獨協学園会計規則」、「獨協学園固定資産及び物品調達規則」及び「獨協学園固定資産及び物品管理規則」に基づいて、学園監事及び監査法人会計事務所の指導のもとに適切に行っている。【資料 3-7-1】

本学における予算の執行については、経理課を通じて一元的に行うこととし、「姫路獨協大学会計事務に関する内規」を制定し、適正かつ効率の高い透明性のある健全な執行に努めており、次に揚げる調達については起案書による事前決裁を義務づけている。【資料 3-7-2】

①　契約の締結を伴う調達（契約書を作成するもの）
②　配賦予算外の調達
③　飲食を伴う経費
④　1 件 20 万円以上の調達
⑤　上記以外であっても、慣行上必要とするもの

また、納品や工事終了等の確認については、調達依頼のあった部署の職員、内部監査員、経理課職員が複数人立会いの下に、発注書類と照合して検収することを義務付けている。調達依頼のあった部署への引き渡し後の物品等については、各部署において責任管理して

いる。

さらに、財政状況改善のため、競争的入札制度を導入して経費の削減を図り、予算を計上していない突発的事項の執行については、その財源の確保や決算見込額の状況等を勘案し、評議会の議を経て支出するなど、適正な決算を得られるよう努めている。

なお、不正のない健全な調達のために、姫路獨協大学納入業者選定委員会内規を定め、1件 1,000 万円以上の工事請負または物品の調達に係る事項については、納入業者選定委員会が指名業者を決定するなど、納入業者の選定及び取引の適正化を図っている。【資料 3-7-3】

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園においては、常任の監事および内部監査室（以下「本部監査室」という。）を置き、また学園内各校の教職員から本部監査室監査員を任命している。

監事は、私立学校法第 35 条および第 37 条ならびに学校法人獨協学園寄付行為により、その権限において監査を行っている。具体的には、年間 5 回程度学園内の各校に出向き業務と財務について監査を行っている。【資料 3-7-4】

本部監査室は、各校の監査員と連携して各校の監査を行っている。具体的には、本部監査室がＡ大学の監査員と合同でＢ大学の監査を行うといったクロス監査を行っている。監事による監査と本部監査室による監査結果については、理事会や評議員会でも報告され、各校の監査対象となった部局には、監査結果に基づいた改善等が求められることとなっている。【資料 3-7-5】

学校法人会計基準に従った会計処理を行うための会計監査については、監査法人会計事務所による監査が、年 4 回程度実施されている。また、計算書類及び財産目録が適正に作成され、関係省庁への報告及び情報公開も滞りなく実施している。【資料 3-7-6】【資料 3-7-7】

さらに本学の内部監査室は、独自に公的研究費（科学研究費等）に係る事務遂行や会計処理の適正について監査を行い、その改善に努めている。具体的には、納入物品の検収、旅費の確認、アルバイト雇用状況、科学研究費補助金の使用などを対象として業務を行っている。

(3) 3－7 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、平成 26(2014)年度に予算作成・執行、会計処理、決算を一元的に管理する新会計システムを導入し、経理処理の効率化を図っており、予算管理、執行状況等を常に把握し、適正かつ能率的な決算が得られるよう努めている。

また、本学で実施される会計監査、監事の監査、監査室監査は、それぞれに監査報告書が作成され、指摘・留意事項等が付された場合は、適宜、取組・改善内容を実施し報告することとなっていることから、会計処理の適切な運用については、毎年見直し・改善が実施され業務の向上が図られている。

この他、毎年、学園本部において財務担当者会議を実施し、会計処理等に関する問題点・改善点等について協議、検討、意見交換を行うことにより、学園内の業務改善の適正化と職員の業務意欲の向上を目指している。

今後も引き続き、点検、見直し、改善を実施することにより、適正かつ厳正な体制整備の向上に努めることとしている。

［基準３の自己評価］

本法人は、学校教育法、私立学校法、大学設置基準、私立学校振興助成法、学校法人会計基準等の関係法令を遵守し、寄付行為及び学園諸規程に基づいた適切な管理運営を行っており、これらをチェックするガバナンス機能の役割を担う監事及び内部監査室も適切に機能している。

理事会の機能については、理事会の開催回数及び理事の出席状況も適切であることに加え、管理・運営上の意思決定も適切に遂行されている。

また、理事会や評議員会に提案する議案等の整理調整や学園及び各学校の業務の連絡調整を図るための学園運営会議や、本学の将来計画、経営の改善、入学者の確保等大学の運営に関する事項を検討する運営諮問会議を開催しており、法人と大学の円滑なコミュニケーションを図る運営が行われている。

本学においては、教育機関としての社会的使命と目的を果たし、安定的な経営と時代と地域の要求に応じた教育体制の充実・強化を図るために平成 26（2014）年度に策定した中長期計画である「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」に基づいて管理・運営がなされ、計画の推進を図るため、評議会、教授会、事務連絡会議において、学長をはじめとする執行部が経営状況・経営方針等を説明し、自らが属する組織の状況の周知を図るなど、共通認識の形成を図っている。

本学の「経営・管理と財務」については、その目的の実現について理事長・学長のリーダーシップにより、適正な組織の運営、監査体制、厳正な会計処理がなされている。

以上のことから、基準 3 は満たしていると判断する。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4－1 の自己判定

「基準項目 4－1 を満たしている。」

(2) 4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、平成3（1991）年6月の大学設置基準の改正により、教育・研究活動等の自己点検・評価が努力義務となったことを受け、平成3(1991)年12月に大学自己評価検討委員会を設置し、自己点検・評価のための基本組織を整備した。平成5（1993）年2月に同委員会報告書に基づき、自己評価規程および自己評価規程細則（経営管理）を制定し、教育・研究活動についての自己評価を行うため、全学的な組織として教学問題審議会を、各学部および一般教育部にそれぞれ自己評価委員会を設置した。また、経営管理についての自己評価を行うため、全学的な組織として経営管理問題審議会を設置した。平成12（2000）年4月には教学問題審議会、経営管理等問題審議会を再編し、全学的な立場から自己点検・評価を行う全学自己評価委員会、経営管理等自己評価委員会を設置した。

平成 7（1995）年に本学初めての「姫路獨協大学自己点検・評価報告書’94」を、平成 11（1999）年に大学院各研究科を加えた「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－1998 年 3 月までの状況－」をそれぞれ刊行した。その後、平成 17（2005）年に「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－1998 年 4 月から 2004 年 3 月までの状況－」を、平成 19（2007）年に「2006 年度教育活動自己評価および研究業績報告書」を刊行し、学内外に公表してきた。

平成 18（2006）年度以降には医療保健学部や薬学部の開設があり、そして、大学機関別認証評価受審に向けて、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会をそれぞれ開催し、審議・承認を経た後、平成 22（2010）年度申請用「自己点検・評価報告書」を取りまとめ、財団法人大学基準協会の認証評価に活用するとともに、ホームページ上で公開した。【資料 4-1-1】

さらに、平成 25（2013）年には、自己評価規程第 3 条第 1 項に基づき教育活動及び研究活動の点検・評価を実施し、「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－2010 年 4 月から 2013 年 3 月までの状況－」として公表した。【資料 4-1-2】

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

本学では、学則第1条の2に「本学は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。」と定めるとともに、自己評価規程に基づき、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会において自己点検・評価を進めてきた。自己評価規程では、教育活動および研究活動の自己評価を行うため、全学的な組織として全学自己

評価委員会を置き、各学部および大学院各研究科にそれぞれ自己評価委員会を置くこととし、全学自己評価委員会は、各学部および大学院各研究科からそれぞれ選出された教員各2人、ならびに学長が必要と認めた教員3人以内をもって構成している。【資料4-1-3】

また、経営管理等自己評価委員会は、学長（委員長）、副学長、全学自己評価委員長（副委員長）、各学部長、大学院各研究科長、教務部長、学生部長、入試センター長、キャリアセンター長、学習支援センター長、附属図書館長、国際交流センター長、事務局長、総務部長を構成員とし、経営管理および地域・社会的活動の自己点検・評価を行うこととしている。【資料4-1-4】

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

本学における教育活動、研究活動、学内活動、地域・社会活動に関する点検・評価をまとめた「自己点検・評価報告書」等をこれまで6回刊行し、学内外に公表している。また、「学生による授業評価アンケート」の集計結果を大学ホームページで公開するとともに、授業評価の改善策をまとめた「教育活動自己評価（授業改善策）」の集計結果を学内イントラネットで公開し、客観性・妥当性の確保に努めている。このことは、本学が教育目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について滞りなく自ら点検評価を行ってきたとして評価している。【資料4-1-5】

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、今後とも自己評価規程に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を継続的に、また、「獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）」に沿って計画的に行い、大学教育を着実に改善・向上させていく。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2 の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

（1）4－2 の自己判定

「基準項目 4－2 を満たしている。」

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価活動は、基準4-1で述べたとおり、全学自己評価委員会および経営管理等自己評価委員会において、エビデンスに基づいた透明性の高い、客観的な自己点検・評価を進めてきた。このほか自己点検・評価活動は、本学が設置する各種委員会においても行っている。委員会は通常各学部・研究科から１人以上が委員として出席することになっており、議事は報告事項・審議事項に基づいて進行する。報告事項・審議事項に関しては事前に教授会や学科会議で議論して必要なエビデンス資料を委員会に提出している。委員会で審議をおこなった議題及び課題は、各学部教授会・研究科に持ち帰って議論する仕組み

となっている。

平成18(2006)年度からは、FD委員会が「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生の授業評価や授業に対する意見を把握・分析し、報告書に取りまとめて公表している。平成22(2010)年度には「学生生活満足度調査」を行い、学生の要望や不満を把握・分析し、全教職員で共有した。このほか、平成26(2014)年度に入試委員会が「卒業時満足度調査」を実施し、結果を学内に公表して学生募集の戦略策定に役立てている。これらの各種委員会組織において分析・調査を行った内容は、学長の諮問機関であり、最終的な審議機関である評議会において報告を行っている。【資料4-2-1】【 資料4-2-2】【資料4-2-3】

また、全学自己評価委員会では、毎年5月1日現在の学生数等の基礎的なデータを収集・整理し、自己点検・評価に繋げていくと同時に、それらの教育情報をホームページに掲載し、公表している。【資料4-2-4】

さらに、平成22(2010)年及び平成25(2013)年の「姫路獨協大学　自己点検・評価報告書」は、教職員に配布するとともに、ホームページに掲載して広く社会に公表している。【資料4-2-5】

(3) 4－2 の改善・向上方策（将来計画）

学生数等の基礎データを確実に把握・収集・分析し、また、毎年度実施している「学生による授業評価アンケート」や「卒業時満足度調査」、平成22(2010)年度に行った「学生満足度調査」等などの調査を継続して実施し、周期的な自己点検・評価の基礎資料とするなど、自己点検・評価に有効に活用していく。

さらに、外部有識者を委員に加えた運営諮問会議の意見をもとに、「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」の達成状況を把握し、大学の改善・改革が計画どおり行われているかを点検していく。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4－3 の自己判定

「基準項目 4－3 を満たしている。」

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では、自己点検・評価及び認証評価の結果を活用し、改善・向上につなげるため、平成26（2014）年度に対応実績の把握と改善状況等の現況調査を行った。この調査は、平成22（2010）年度に受審した認証評価機関から指摘事項として受けた内容や「姫路獨協大学自己点検・評価報告書－2010年4月から2013年3月までの状況－」に記載した「改善すべき事項」について、現状でどの程度改善し、対応が不十分な場合にどのように対応していくのか、その時点での実績と計画を把握するもので、自己点検評価の結果を自律的な教育活動等の改善に結びつけることを意図して実施した。【資料4-3-1】【資料4-3-2】

また、「学生による授業評価アンケート」に関しては、各教員の授業改善の具体策を報

告書に掲載して公表し、学生の声を授業改善に結びつける仕組みを整備した。

さらに、「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」では、使命、目標、年次計画を明確に掲げ、毎年度に数回開催している、外部有識者を委員に加えた運営諮問会議の意見をもとに評議会等において議論を重ねながら、自己点検・評価を行い、その結果を翌年度の事業計画や予算策定の際に反映することとしている。この「獨協学園第9次基本計画(2014年度)」は、各学部教授会・大学院研究科委員会や事務連絡会議において周知を徹底しており、教職員一人ひとりが計画実施の責任を負い、全教職員がそれぞれの立場・所属で計画の実現に向けて尽力することとしている。【資料4-3-3】

以上のように、本学においては自己点検・評価報告書に基づいて、対応実績や今後の対応方策を把握し、改善・向上方策（将来計画）の達成に努めてきた。また、「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」と毎年度の「事業計画」「事業報告」に基づいて、自律的・組織的な自己点検・評価を行い、それを翌年度の「事業計画」に反映させており、大学独自のPDCA サイクルを確立し、各種委員会組織において行っている自己点検・評価活動により、教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげ、かつ適切に機能させていくこととしている。【資料4-3-4】【資料4-3-5】

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の全ての活動について自ら点検・評価を行い、その結果を積極的に学外に公表するシステム、ならびに自己点検・評価の結果を改善・向上に反映させるシステムはおおむね確立できている。今後は、自己点検・評価の結果を改善・向上に結びつけられるようにPDCAサイクルを組織的・継続的に運用していく。

［基準 4 の自己評価］

本学は、大学設置基準の大綱化で自己点検・評価が努力義務として規定されてから、自己点検・評価のまとめを6回実施してきた。

また、日常の業務として定量的なデータや教員業績の把握を行うとともに、各種の学生アンケート調査や大学の改善状況等の調査を行うことによって実情把握に努め、それを自己点検・評価に生かして大学の改善・改革につなげている。

さらに、「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」を策定するとともに、これに基づいて毎年度に「事業計画」「事業報告」を作成し、本学独自のPDCA サイクルに基づいた自律的・組織的・継続的な大学改善・改革を進めているところである。

今後も、この「獨協学園第9次基本計画（2014年度）」を着実に実行し、本学の使命・目的・教育目的の達成に向けてさらに大学の教育や管理運営を改善していくとともに、経営基盤の強化、教育・研究の推進、社会貢献の推進に向け、全教職員あげて取り組んでいくこととしており、基準4は満たしていると判断する。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準A　地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A－1　地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

≪A－1の視点≫

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

（1）A－1の自己判定

基準項目A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

姫路獨協大学は、「姫路市に総合大学を」という姫路市民の強い要望を受け、学校法人獨協学園と姫路市が連携した日本初の公私協力方式により誕生した大学である。地域に密着した大学として。設置の趣旨や役割を認識し、また、「大学は学問を通じての人間形成の場である」という建学の理念を踏まえ、総合大学としてのメリットを生かした教育により、学生の才能や能力を発掘し、地域社会に貢献できる職業人を育成すること、文化交流、講座を通じて地域貢献の充実化を目指すこと、教育研究活動の成果を積極的に社会へ還元すること、市民団体との連携を深め、地域の発展に寄与することを地域貢献の方針としている。

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も地域貢献の方針に基づいて、地域社会との連携協力、地域社会への貢献を推進していく。方策としては、平成 28（2016）年度に策定する第 10 次基本計画に、地域に貢献する大学として、地域との連携・協働の重視、人材育成と研究活動を通じた地域貢献、公開講座や地域をフィールドとした教育研究活動の展開、教育機関との連携などの具体的な行動計画を掲げ、着実に実施していくものとする。

A－2 地域との連携・地域への貢献の具体性

≪A－2 の視点≫

A-2-①　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

A-2-②　公開講座の開設状況と市民の参加状況

A-2-③　教育研究の成果の社会への還元状況

A-2-④　国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

A-2-⑤　大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

（1）A－2 の自己判定

基準項目A－2 を満たしている。

（2）A－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2-①　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

【特別講義】

法学部は、平成 10（1998）年度から「政治学特別講義（地方自治の現場から)」(現在は「特別講義（地域政策と地域貢献)」）というオムニバス方式の講義を開講している。

講師には、姫路市長をはじめとする姫路市役所幹部の他、NPO 法人姫路コンベンションサポートで活動されている市民、姫路市内の有力企業の役員を招き、市の諸施策、地域社会、市民活動、企業人としての在り方が学べ、学生にとって地域社会が求めるものを知る上で貴重な機会となっている。

近年では、この授業をより多くの学生に受講してもらうために、法学部専門教育科目から他学部も受講できる全学共通科目へ移行させている。【資料 A-2-1】

【経済学特殊講義（姫路の経済と企業)】

経済情報学部では、平成 16（2004）年度から、地元の地域経済界を担う企業家を講師に招き、経営戦略に関する講義を開講している。学生は、毎回異なる講師（約 10 人）の実体験に基づく講義を通じて、地域産業の現状や問題点、また、今後の姫路経済の展望や戦略を学ぶことができる。

地元姫路にはニッチ(隙間)産業が多いことや、経営者からみた経営政策や人事政策が学べ、企業がどういった能力を必要としているかを知ることのできる機会となっている。

【資料 A-2-2】

講義テーマ
1. 姫路の経済と企業：総論
2. 中小企業経営と今学生に望むこと
3. 姫路の経済と中小企業の課題
4. 経営理念を学ぶ
5. 成長続ける地元企業

【経済学特殊講義（姫路の地域金融)】

経済情報学部では、平成 17（2005）年度から、地域経済の土台を支える金融機関の役割や重要性を学ぶことを目的として､姫路信用金庫と信金中央金庫総合研究所の協力により、地域金融講座を開講している。地元姫路には、独自性の強い経営を展開し、産業界を盛り立てている企業が数多くあり、それらの活気ある企業と古くから密接な関係を保つ信用金庫の役割や重要性を学び、信用金庫の仕組みについての理解を深めることができる。

このような地域金融機関の寄附講義を開講しているのは、金沢大学に次いで全国で２番目となっている。【資料 A-2-3】

講義テーマ
1. 姫路の地域金融と中小企業：総論
2. 姫路における信用金庫の歴史
3. 地域金融機関としての信用金庫の役割
4. 創業・新事業の支援の実際
5. 経営改善支援の実際
6. 新しい中小企業金融

【経済学特殊講義（野村證券提供講座）】

銀行の預金者保護に限界を定めたペイオフ制度が施工され、資産を自己責任において守る力の重要性が増していることから、経済情報学部では、野村證券株式会社から講師を招き、資産運用の基礎的な考え方や株式・債券・投資信託等の商品の特性、運用方法など現代金融に関する知識を修得するための経済学特殊講義（野村證券提供講座）を開講している。【資料 A-2-4】

講義テーマ
1. 債券市場の役割と投資の基礎知識
2. 株式市場の役割と投資の基礎知識
3. ポートフォリオ・マネジメント
4. 日本の株式市場の歴史
5. 資産運用とライフ・プランニング

A-2-②　公開講座の開設状況と市民の参加状況

姫路獨協大学では、地域に開かれた大学、地域とともに歩む大学として、市民が気軽に学べる各種講座を開講している。

（1）大学独自の取り組み

【獨協講座】

姫路獨協大学では開学後、外国語学部を設置したことから、特色を生かした語学をメインとした「市民のための外国語講座」を開講してきたが、市民のニーズに応えるため、平成 22 年（2010）年度より、語学・哲学・歴史・文学・芸術・健康・音楽など幅広いジャンルを取り揃えた講座に発展させ、獨協講座として開講している。学生はもとより、子供からシニアまで、幅広く学ぶことができる有料講座となっている。会場は、学内の教室のほか、社会人の受講生が参加しやすいよう、ＪＲ姫路駅前のサテライト教室やイーグレひめじでも開講している。

講座へのリピーターも多く、平成 25（2013）年度は 27 講座を開講し 2,688 人が受講、平成 26（2014）年度は 31 講座を開講し 3,022 人が受講した。【資料 A-2-5】

～平成 26（2014）年度　獨協講座［秋・冬］講座一覧～

講座名		講師	開催日程
外国語講座			
1	Everyday Topics	サイモン　ロウ	1 月～（木）全 7 回
2	はじめてのスペイン語	大谷　アリシア	10 月～（木）全 10 回
3	トラベルドイツ語	塩路　憲一	2 月～（木）全 5 回
教養講座			
4	中国の食・酒・茶 ―中国食文化考―	田村　祐之	10 月～（水）全 4 回
5	人間関係とカウンセリングの心理学	島崎　保	10 月～（木）全 5 回
6	仏教とキリスト教	宮井　正彌	10 月～（火）全 3 回

	（ゴータマとイエス）		
7	十二支の話（未年編）	田村　祐之	11 月～（水）全 3 回
8	中国の小説を読む①　三国志演義	田村　祐之	1 月～（水）全 4 回
9	『十八史略』を読む	山崎　みどり	1 月～（月）全 3 回
10	声に出して読む中国語 ―中国の古今の名作を現代中国語で読む―	田村　祐之	1 月～（火）全 5 回
11	韓国文学を原文で読む	文　春琴	1 月～（水）全 3 回
12	日々の生を、芭蕉『奥の細道』を哲学することから見直す	岡田　勝明	2 月～（木）全 3 回
法律講座			
13	終活一主として遺言のすすめ	竹橋　正明	10 月～（木）全 3 回
音楽講座			
14	よく声のとおる発声法	中　磯子	10 月～（木）全 5 回
健康講座			
15	生活習慣病の怖さとは？	片山　俊郎	10 月～（金）全 5 回
16	転倒予防教室	霍　明	10 月～（火）全 6 回
17	痛みを取る体操教室	霍　明	11 月～（火）全 5 回

【出張講座】

本学の教育内容や教育方法を高等学校に知ってもらい、高等学校との信頼を深めることを目的として、無料の出張講義を実施している。平成 25（2013）年度は 5 校 10 講座を、平成 26（2014）年度は 10 校 15 講座を実施した。【資料 A-2-6】

～平成 26（2014）年度　出張講座テーマ一覧～

	講義テーマ	講師
外国語学部		
外国語学・文化		
1	(1) 外国語のたのしさ、おもしろさ ― 英語とドイツ語を例にして ― (2) 外国の文化にふれるおもしろさについて ―ヨーロッパ文化、特にドイツを例にして―	梅澤 知之
2	(1) ハングルの仕組みが分かるともっと楽しい韓国語 ― ハングルで名前を書いてみよう ― (2) 文法の仕組みが分かるともっと楽しい韓国語 ― 『星の王子さま』を翻訳してみよう ―	文　春琴
3	(1) ビートルズという社会現象　－歌詩を読み解きながら－ (2) きらめく詩的言語の世界 (3) 国際理解教育と日本のあり方	池下 幹彦
4	(1) 中国語への招待　－特徴と勉強法	石 暁軍

	(2) 中国語と日本語の同形語の生成 (3) 中国史書に描かれた日本	
5	(1) 韓国語入門：韓国語を聴こう、自己紹介をしよう、ハングルで名前を書こう (2) 日本語と韓国語、ここが似ていてここが違う！音韻・文字・語彙・文法 (3) 韓国映画から単語や文を聴き取って発音してみよう、ハングルで書いてみよう	中村 麻結
外国語学・言語学		
6	「ことば」って、なに？ ― ことばの不思議をたのしく探る ―	若林 節子
日本文学		
7	東北 3.11 と文学	北川 秋雄
法学部		
法律学・政治学		
8	(1) 裁判員制度について (2) 殺人の時効は必要それとも不要？ ― 公訴時効制度について― (3) 「死刑」に賛成それとも反対？ ― 死刑制度について―	道谷 卓
9	政治学から見た黒田官兵衛	大塚 健洋
10	「未成年者の法律問題」	西村 正喜
経済情報学部		
総合		
11	論理的に考える力を養う－データに惑わされないために	秋本 義久
経済		
12	ものの見方 ―経済学史の立場から―	中久保 邦夫
情報		
13	インターネットの中の個人情報	園田 浩一
	SNS の安全な使い方	
	オープンソースを使ってみよう	
	身近なコンピュータ制御の仕組みを知ろう	
	簡単プログラミングでアプリの動作を覗いてみよう	
14	誤り制御符号のお話	松田 泰至
医療保健学部・薬学部		
医療・健康		
15	そうだ 作業療法、やろう！	村井 弘育
16	コミュニケーション力を高めよう ― 言語聴覚士にきく ―	言語聴覚療法学科教員

	医療と福祉を支える仕事 ― 病院での言語聴覚士の仕事を見てみよう ―	
	耳が聞こえない子どもさんのこころと言葉を育てる	

【カルチャーカフェ・獨協】

本学の研究・教育成果を地域の人たちにより知ってもらう機会とするため、平成 21（2009）年度から開講しているカフェスタイルの無料講座である。ドリンク片手にお菓子を食べながら、さまざまなテーマについて講師の話を聞き、講師と気軽に語り合える場として、学内の“Ｃａｆｅ ぴあのぴぁ～の”や講義棟に新設した地域コラボレーションルームで開催している。リピーターも多く、毎回定員の 30 人近い市民の参加がある人気の講座となっている。【資料 A-2-7】

～カルチャーカフェ・獨協講座一覧～

年度	テーマ
2012 年度	『中国の音楽～二胡の歴史と作品』
2013 年度	『スマートフォンとタブレット端末の疑問』
	『二胡で語る中国近代史～劉天華の曲を中心に』
2014 年度	『韓国の組紐細工』
	『ココロがウレしくなるビートルズのセカイをサンポする』
	『中国のお正月～『春節』の過ごし方』

【少年スポーツ指導者研修会】

獨協学園の大学活性化取組事業の一環として、スポーツを通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、大学と地域の連携をより密にするため、本学の保有するスポーツ施設および人材、ノウハウ等を地域に提供し、市民が参加できる様々なスポーツ事業を展開している。

平成 25（2013）年度には、「子ども達のスポーツ指導の在り方」について、各種スポーツ指導者のみならず、一般市民も参加できる研修会を開催した。【資料 A-2-8】

【豪雨災害支援「チャリティーサッカー大会」】

平成 26（2014）年の豪雨で被災した広島市、丹波市、福知山市の支援を目的に、本学サッカー部の主催で、義援金を募るためのサッカー大会を、近隣のサッカー愛好者に呼びかけて開催した。

参加者は、小・中学生の部　プレーヤー110 人・保護者 50 人、高校生・社会人の部 40 人が集まり、集まった義援金（192,000 円）は全額被災地へ送られた。【資料 A-2-9】

【少年柔道合同錬成会】

本学柔道部の地域貢献及び柔道の普及発展に寄与することを目的とした地域活動事業として、平成 25（2013）年度から少年柔道合同錬成会を開催している。

広く柔道を通じて、柔道を志す小学生等が来学し、共に競技することにより、世代間交流を図り、本学学生・指導者相互の交流を深めている。

平成 26（2014）年度は 2 回開催したが、各回共に小中高生や保護者を合わせて 200 人以上の参加があった。回を追って参加者数も増え、注目されるようになり、新聞にも掲載された。【資料 A-2-10】

【秋の音楽鑑賞会】

本学を広く市民に周知してもらうこと、また、教育および文化に関し、国民の関心と理解を深めるとともにその充実振興をはかることを目的とした教育文化週間（平成 26（2014）年 11 月 1 日～7 日）にちなみ、ドイツより「第 19 回ブラームス国際コンクール第 2 位」という成績を持つ、ヴァイオリニストのララ・ボシュコウ氏を迎えて、創立 20 周年記念ホールにおいて、ヴァイオリンとピアノによるコンサート（無料）を開催した。当日は約 140 人の一般市民等の来場者があった。【資料 A-2-11】

（２）後援会「姫路獨協大学播磨会」と協同で実施している取り組み

「姫路獨協大学播磨会」は、本学が実施している教育研究により、地域社会と関連のある事業の振興を図り、地域および大学の発展に寄与することを目的として、昭和 63（1988）年に設立された後援会で、大学と連携して市民講座を開催するなど、大学と地域社会の連携を担う役割を果たしている。現在は、50 社以上の法人会員と 200 人以上の個人会員で構成されている。

【はりま歴史講座】

市民からの「地域の歴史を知り、文化の町としての誇りを持とう」という思いを受けて発足した本講座は、本学教員のほか、郷土史家や歴史研究者等の講師と受講者が相互に情報を交換していくというユニークな手法で進められている。また、講座の一環として貸切バスによる現地探訪が組まれることもあり、特色のある講座となっている。

平成 25（2013）年度開催の「黒田官兵衛」は、NHK 大河ドラマの放映決定と同時に開講し、大河ドラマの歴史考証担当の静岡大学小和田哲男名誉教授を講師に招いたこともあり、320 名もの市民が受講した。【資料 A-2-12】

年度	テーマ
2012 年度	姫路獨協大学創立 25 周年記念事業『平清盛』（全 5 回）
2013 年度	学校法人獨協学園創立 130 周年記念事業『黒田官兵衛』（全 10 回）
2014 年度	『武士の生きざま軍師と武士道』（全 10 回）

【市民教養講座】

市民の「教養」と「文化」に対する視線の向上を図ることを目的に、播磨会会員および一般市民を対象として平成 5（1993）年度から市民教養講座を開講している。

この講座は、本学教員の持つ専門知識の還元の場として、少人数の受講生を対象に設けられた講座であり、講師と受講生が身近に接しながら、講師の研究分野である国際問題、経済自治問題、法律、地域社会、歴史、宗教、健康など、多岐にわたった題材を取り上げている。【資料 A-2-13】

年度		テーマ
2012 年度	前期	『健康生活を実現するために！～今、出来ること、すること～』
	後期	『薬・生薬・サプリメント　～選び方、取り入れ方～』
2013 年度	前期	『最近の情報端末について～スマートフォン、タブレット端末とは？～』
	後期	『播磨の「酒」と「食」について　～研究・体験・探索～』

【市民公開講座】

前述の「市民教養講座」と同様に、市民の「教養」と「文化」に対する視線の向上を図ることを目的として、一般市民を対象として平成 14（2002）年度から市民公開講座を開催している。

この講座は、本学教員の持つ専門知識の還元の場とすることを基本としているのは「市民教養講座」と同様であり、社会で関心の高い題材を取り上げ、より多くの一般市民に「考える場」を提供している。また、講座の題材や内容に対して、講師がさまざまな角度からアプローチすることで、一般市民にとってわかりやすく、客観的に捉えることのできる構成になっている。これまで 13 年間にわたり、計 13 講座 43 回の講演を開催している。【資料 A-2-14】

年度	テーマ
2012 年度	『世界の経済と日本・私たちの暮らし』（全 3 回）
2013 年度	『最近の医・薬』（全 3 回）
2014 年度	『本当に怖い脳卒中』（全 3 回）

（3）外部の団体と協同で実施している取り組み

【姫路市シニアオープンカレッジ】

姫路市は、生涯現役社会の実現に寄与することを目的として、平成 19（2007）年度から、姫路市内の大学と連携を図り、学習意欲の高いシニア層を対象に、各大学において公開講座「姫路市シニアオープンカレッジ」を開催している。例年 500 人前後の受講生があり、市民にとって関心の高い講座となっている。本学も初回から毎年参画しており、講座は各学部が持ち回りで担当している。平成 26（2014）年度は、法学部が講座を担当し、472 人の市民が受講した。【資料 A-2-15】

平成 25（2013）年度　～健康とクスリ～（薬学部提供）

回	テーマ
1	漢方を身近に
2	クスリ　反対から読むとリスク
3	くすりはどうして体に効くの？
4	くすりの発見・発明　―今昔物語―
5	ガンのおくすり

平成 26（2014）年度　～現代社会を読み解く～（法学部提供）

回	テーマ
1	公訴時効の現状
2	訴訟社会アメリカ
3	激動する中東情勢
4	コスタリカ憲法の平和主義
5	心の近代

【姫路獨協大学特別出張講座】

本学教員の持つ専門知識の還元および地域貢献を目的に、ショッピングの合間に気軽に受講できる無料講座として、平成 23 (2011) 年度から、イオンタウン株式会社との共催で、一般市民対象の「姫路獨協大学特別出張講座」をＪＲ姫路駅近くのイオンタウンショッピングセンター内まちコミホールにおいて開講している。

文化、歴史、音楽、経済、言語、健康、医療など幅広いジャンルの構成となっており、本学が講座を企画し、イオンタウン株式会社がチラシ作成・広報・参加受付を行っている。毎月数回開講しており、平成 26（2014）年度は 45 講座を開講し、延べ 170 人の受講があった。【資料 A-2-16】

～姫路獨協大学特別出張講座　平成 26（2014）年 11 月開講分　～

回	テーマ
1	高校生・教師・一般人のための基礎心理学～応用まで
2	十二支の話（未年編）
3	トラベル中国語（入門・復習編）
4	みっきぃ先生のポップス塾（34）
5	19 世紀・20 世紀初頭の西欧と日本の文化・教育講座

【国際理解教育活動】

国際交流センターは、本学の外国人留学生と姫路市内の小・中・高等学校の児童・生徒とが交流を通じて互いの文化の共通点や相違点に目を向け、新しい認識や広い視野を持ってもらうことを目的として、姫路市教育委員会の国際理解教育事業に協力して、外国人留学生を市内の小・中・高等学校に毎年派遣している。平成 26（2014）年度には延べ 13 人の外国人留学生を小学校 1 校、高等学校 1 校に派遣した。

【おもちゃの広場】

「おもちゃの広場」は、優れたおもちゃを通じて子どもと大人の「遊ぶ力」を育む活動で、ＮＰＯ法人日本グッド・トイ委員会の協力により、認定ＮＰＯ法人日本グッド・トイ委員会おもちゃコンサルタントマスターをはじめ、地域の保育士、医療保健学部の教員と学生がスタッフとなり、グッド・トイや手作りおもちゃを用いて、親子の交わりや地域の交わりを作りだしており、本学が地域の子どもたちや特別な支援が必要な子どもたちの地域連携・支援および臨床研究・教育の場として設置した創立１５周年記念館内のプレイルームにおいて定期的に開催している。【資料 A-2-17】

【志方西部乗馬クラブ　馬力の会「ホースセラピー教室」】

馬力の会「ホースセラピー教室」は、志方西部乗馬クラブの協力により、医療保健学部作業療法学科の教員や学生のほか、兵庫県をはじめ、関西近県の発達障がい領域を専門とする作業療法士により、地域貢献の一環として平成 21（2009）年度から毎月第４土曜日に開催している。

乗馬療法は、「馬に乗れた！」という達成感を得る事で、家庭や学校などの日常生活にもつながる自信を得ることに効果的なセラピーのひとつであり、心理的、身体的そして社会的に望ましい効果が期待できると言われている。【資料 A-2-18】

【社会・地域貢献講座】

社会・地域貢献講座は、「人を活かす播磨」をテーマに、歴史上の人物等を通して、社会・地域貢献の意識をうながし興味を持ってもらい、社会・地域貢献に取り組む意識を持つきっかけづくりとすることを目的に、姫路市と本学が連携して開催している講座である。

本学の教員が講師となり、姫路市が生涯学習の場として知識や教養、技能を深めてもらうことを目的に設置した生涯学習大学校において開講しているもので、平成 26（2014）年度は全 5 回を開講し、約 200 人の市民が受講した。【資料 A-2-19】

平成 26（2014）年度　～社会・地域貢献講座～

回	テーマ
1	社会貢献・地域貢献とは
2	子供、高齢者を支える
3	地域の活動を支える
4	地域の安全・防災、環境を守る
5	地域ボランティア活動の現場から

（4）　高大連携の取組み

【サイエンス・パートナーシップ・プログラム】

児童生徒の科学技術、理科･数学に対する興味･関心と知的探求心等を育成することを目的として、学校等と大学･科学館等との連携により、科学技術、理科･数学に関する観察、実験、実習等の体験的･問題解決的な学習活動に対して支援を行う独立行政法人科学技術振興機構（JST)の助成事業「サイエンス・パートナーシップ・プログラム」に本学教員のプログラムが採択されている。

高校と大学が連携して実験・学習を行うことにより、科学の面白さを探求し科学への関心を高める内容となっており、平成 26（2014）年度は、万能細胞である ES 細胞・iPS 細胞や再生医療をテーマとしたプログラムで、3 校の連携校から、生徒 33 人、理科担当教諭 4 人の参加があった。【資料 A-2-20】

【高校生英語スピーチコンテスト】

将来「英語」を使って社会で活躍しようと願う高校生のために、「英語」で自分の考えが発表できる場を設けることで、英語力の向上の一助とすること、また、高等学校の英語教育の向上に資することを目的として、高校生英語スピーチコンテストを開催している。

外国語学部のネイティブ教員などが審査を担当し、外国語学部の学生をはじめ、マレーシアや中国などの外国人留学生が、司会や受付などの運営を担当している。

平成 26(2014)年度は、地元兵庫県の他、広島県及び三重県から予選審査を勝ち残った 16 人（15 校）が出場し、身近な話題から国際関係に至るまでさまざまなテーマについて、自らの経験を通して独自の視点で考えをまとめ、高校生らしいメッセージを発表した。

【資料 A-2-21】

【高校生柔道合同練習会】

本学柔道部と高等学校の柔道部が合同練習を行うことで、交流を図るとともに互いの技術の上達を目的として、毎年、高校生柔道合同練習会を開催している。平成 26（2014）年

度の合同練習会には、地元兵庫県の他、愛知県、香川県、岡山県から 16 高校、約 150 人の高校生が参加した。

A-2-③　教育研究の成果の社会への還元状況

本学の教育研究の成果を社会へ還元することを目的に、特徴を活かした幅広い活動を展開している。

【「姫路市安全安心まちづくりサポーター」の事業所として登録】

法学部では、平成 18（2006）年度から、姫路市が市民参加による防犯活動として導入を進めている「姫路市安全安心まちづくりサポーター」制度の事業所登録を行い、法学部の警察官志望者対象のゼミに所属する 2 年次生から 4 年次生まで約 80 人を構成メンバーとして登録し、サポーターとしての活動を行っている。

活動の具体的な内容は、地元の姫路市立広峰小学校児童の下校時見守り活動が最も重要なものであり、その他、姫路市安全安心推進課が主催する防犯関係行事へのスタッフ参加、青色パトロールカーでのパトロール等を行う。

この活動については、2012 年に「平成 23 年度ひょうご地域安全まちづくり活動賞」を受賞した。【資料 A-2-22】

【ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI】

ひらめき☆ときめきサイエンスは、科学研究費助成事業の支援により生まれた研究成果の社会還元や普及の推進を目的として、日本学術振興会が小・中・高校生に科研費による研究成果を基礎とした研究の内容をわかりやすく伝える体験プログラムを募集しているもので、薬学部教員が毎年応募し採択されている。

薬学部における研究成果を、青少年に分かりやすく伝えるとともに、研究室での実体験を通して自然科学への興味を引き出すべく、直に見る、聞く、ふれることで、科学のおもしろさを感じてもらうプログラムとなっている。

平成 26（2014）年度は 2 件のプログラムが採択され、中、高校生 93 人と保護者 42 人の参加があった。【資料 A-2-23】

～ひらめきときめきサイエンス～ようこそ大学研究室へ～KAKENHI 開催状況～

年度	テーマ
2012 年度	「超高齢社会でみんなができること～在宅医療に目を向けよう～」
	GFP のすごさを体験 ～緑に光るクラゲのたんぱく質を使って実験！～
2013 年度	GFP のすごさを体験 ～緑に光るクラゲのたんぱく質を使って実験！～
2014 年度	がんとは何か？　がんの正体を探しにいこう！
	GFP のすごさを体験 ～緑に光るクラゲのたんぱく質を使って実験！～

【地域の薬剤師を対象にした西播・姫路医療セミナー】

本学薬学部教員が地域の薬剤師と交流する場として、姫路薬剤師会、兵庫県病院薬剤師会西播支部との共催で「西播・姫路医療セミナー」を年2回開催している。本セミナーは（財）日本薬剤師研修センターの研修単位および病院薬剤師会研修単位に認定されており、本学教員による講演および依頼講演に臨床薬剤師の方々の発表も加え、参加型のセミナーとなっている。

【発達障がい児・者支援者講座（のびのびセミナー）】

発達障がい児・者支援者講座（のびのびセミナー）は、発達障がいを専門とする医療保健学部の作業療法学科、言語聴覚療法学科及びこども保健学科の教員が中心となって、障がい者支援・子育てに関するセミナーを保護者、教育保育関係者、療育関係者を対象に隔年で開催している。【資料 A-2-24】

【子育てサポート（療育サポート）】

子育ての最中にあって子どもや家族の“気がかり”を抱えている方を対象として、身近な子育てに関する不安から、発達のつまずき、発達障がいなどの問題まで、あらゆる相談に、医療保健学部「子育て・発達障碍サポート運営委員会」の専門スタッフが多面的にサポートしている。

地域の子どもたちや特別な支援が必要な子どもたちの地域連携・支援および臨床研究・教育の場として設置したプレイルームにおいて、月 2 回の市民への開放日にサポートを行っており、平成 26（2014）年度は 48 件の個別相談に対応した。

【もぐもぐクラブ 】

もぐもぐクラブは、ダウン症児の「食べる機能の発達」支援を目的として、医療保健学部言語聴覚療法学科の教員が中心となり、本学の活性化に繋がる事業を支援する獨協学園の活性化資金支援事業のひとつとしてスタートし、月に 2 回実施している。姫路保健所および「ダウン症親の会」から紹介された離乳開始時期から 2 歳半までの児を対象に支援を行っており、平成 26（2014）年度は 20 回実施し、延べ 41 名が参加した。

A-2-④　国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

国や地方自治体の政策への具体的な寄与として、以下の活動を実施している。その他、本学の教職員が地方公共団体等の委員を委嘱され政策形成に関わっており、平成 26（2014）年度は延べ 91 人の教職員が委嘱されている。【資料 A-2-25】

【姫路市政策研究費助成事業】

姫路市政策研究費助成事業は、姫路市内の大学が持つ知的資源や学生の力をまちづくりに活かすとともに、官学連携のまちづくりを推進するため、姫路市の政策に示唆を与える研究活動に対して姫路市が助成を行っているものである。

姫路市から出された研究テーマに関する研究活動を申請するもので、本学は毎年採択されている。採択された場合は、学生が主体となって研究・調査を行い、研究成果の発表は、市民公開の場で行われている。【資料 A-2-26】

～政策研究テーマ一覧～

年度	学部	研究グループ名	政策研究テーマ
2012	医療保健学部	地域連携貢献活動ｸﾞﾙｰﾌﾟ	学生を中心とした医療・保健・福祉分野における継続的な地域貢献活動の基盤づくり
	薬学部	ﾍﾙｽﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝ研究ｸﾞﾙｰﾌﾟ	ﾍﾙｽﾘﾃﾗｼｰ向上のための調査・実証研究－健康増進教室の開催ならびに市民の意識調査
2013	法学部	政治学ゼミ	大河ドラマ放映・放映後を見据えた、周辺市町と連携した新たな観光ルートの研究
	医療保健学部	遊びサポートの会	児童への学業レディネス・遊び支援－自助具を用いて－
2014	法学部	政治学ゼミ	奈良・京都とは異なる姫路流「和体験」ﾂｱｰの研究
	経済情報学部	経済情報学部園田ゼミ	より市民の参加を促すオープンガバメントによる協働についての研究

【教員免許状更新講習会】

2007 年の教育職員免許法の改正により、教員免許状の更新が義務化された事に伴い、文部科学省から認定を受け、教員免許状更新講習会を毎年実施している。【資料 A-2-27】

～平成 26（2014）年度教員免許状更新講習会実施状況～

【必修科目】

講習の名称	担当講師	受講者数
教育の最新事情	上寺　常和（医療保健学部教授） 平岡　清志（外国語学部教授） 島崎　保（医療保健学部教授） 田中　亨胤（近大姫路大学教授） 中嶋　佐恵子（外国語学部准教授） 大塚　優子（医療保健学部教授） 森脇　裕美子（医療保健学部講師）	225 人

【選択科目】

講習の名称	担当講師	受講者数
学校事故と教師の責任 （平成 26（2014）年 7 月 29 日）	上寺　常和（医療保健学部教授） 丸岡　幸一（姫路獨協大学非常勤講師）	109 人

学校事故と教師の責任 （平成 26（2014）年 8 月 5 日）	上寺　常和（医療保健学部教授） 丸岡　幸一（姫路獨協大学非常勤講師）	50 人
法教育を考える	道谷　卓（法学部教授） 田中　孝和（法学部准教授） 永田　泰士（法学部准教授） 小林　直樹（法学部准教授）	19 人
からだを動かす楽しさを学ぶ	小田　慶喜（医療保健学部教授） 松村　雅代（医療保健学部准教授） 昌子　力（経済情報学部教授） 吉井　宏一郎（スポーツ特別選抜運営支援室室長）	46 人
学習者中心の英語授業のためのヒント	S．A．ジャクソン（外国語学部教授） 初谷　智子(外国語学部准教授) 森川　文弘（外国語学部准教授） 山岡　華菜子（外国語学部講師）	7 人
障害支援（福祉機器領域）論 （平成 26（2014）年 7 月 31 日）	山形　力生(医療保健学部教授)	32 人
障害支援（福祉機器領域）論 （平成 26（2014）年 8 月 5 日）	山形　力生(医療保健学部教授)	27 人
心を開く表現活動	後藤　桂子(姫路獨協大学非常勤講師)	156 人
キャリア教育	平岡　清志（外国語学部教授） 後藤　桂子(姫路獨協大学非常勤講師)	53 人
オープンソース（フリーソフト）と無料サービスの活用法	園田　浩一（経済情報学部准教授） 野方　純(姫路獨協大学非常勤講師)	86 人
生徒指導（生活指導を含む。）	平岡　清志（外国語学部教授）	37 人
「道徳性」の発展	平岡　清志（外国語学部教授） 竹田　レイ子（神戸市教育委員会スーパーアドバイザー） 赤松　茂毅（姫路獨協大学非常勤講師）	37 人
幼児期にふさわしい生活を送るための指導法	島崎　保（医療保健学部教授） 田中　亨胤（近大姫路大学教授） 中　磯子（医療保健学部教授） 大山　めずる（医療保健学部特別教授）	61 人

ICT を活用した授業教材の利用法	佐野　智行（経済情報学部教授） 園田　浩一（経済情報学部准教授） 野口　義栄（姫路獨協大学非常勤講師）	58 人
歴史・文化から見る日中関係	奥田　寛（外国語学部教授） 石　暁軍（国際交流センター教授）	23 人
学校カウンセリング	平岡　清志（外国語学部教授） 島崎　保（医療保健学部教授） 井上　光一（医療保健学部准教授）	46 人
からだを守る免疫と環境とのいい関係	通山　由美（薬学部教授） 川井　眞好（薬学部准教授） 尾崎　勝彦（甲南大学非常勤講師）	61 人
特別活動	上寺　常和（医療保健学部教授）	26 人
暮らしの中の数理分析	山岸　規久道（経済情報学部教授） 秋本　義久（経済情報学部教授） 杉山　武司（経済情報学部教授）	21 人
小学校・中学校における英語授業のあり方	稲岡　章代（姫路獨協大学非常勤講師） 泉　恵美子（京都教育大学教授）	22 人

A-2-⑤　大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用

附属図書館の一般開放等、地域住民が気軽に大学の施設を利用できるような環境を整えている。

【貸し出しの状況】

施設（講義室、駅前サテライト教室、野球場、サッカー場、グランド、テニスコート、体育館）の有料貸し出しを行っている。貸し出し件数は年間に、約 120 件の申請があり、主に資格試験会場や学会・研究会、地元野球少年団の練習等に利用されている。平成 19（2007）年 9 月に駅前サテライト教室がオープンしたことにより、利便性の向上から近年、貸し出し件数が増加している。【資料 A-2-28】

【Café「ぴあのぴあ～の」（障がい者就労支援施設）】

平成19（2007）年に学生会館１階に市民も利用できるcafé「ぴあのぴあ～の」を設置した。Café「ぴあのぴあ～の」は、姫路市総合福祉通園センター・ルネス花北成人部門（通所授産施設）の授産事業の一環として運営しており、福祉施設と大学が共同で設置している全国的にも非常に珍しい施設である。ぴあのぴあ～のでは、医療保健学部作業療法学科の学生がボランティアで週１回程度、継続的に障がい者とふれあいながらの業務を行っている。平成21（2009）年度からは、医療保健学部こども保健学科の保育実習施設にもなっている。【資料A-2-29】

【発達障がい支援施設「プレイルーム」】

地域の子どもたちの遊び場サポートおよび、地域の発達障がい支援団体との連携事業として、「プレイルーム」を平成 19（2007）年 7 月から地域に開放している。プレイルームには、子どもたちが心ときめくような遊具（感覚統合療法室）や不思議な感覚世界を楽しめる空間（スヌーズレン）等が用意されており、平成 19(2007）年度には約 650 人であった利用者数は、平成 26(2014）年度には約 1800 人と急増している。

また、平成 21（2009）年からは、「子どもと何をして、どう遊べばいいかわからない」という保護者の声を背景に、おもちゃコーナーを開設し、子育て支援、発達障がい支援団体との連携事業として、プレイルームを地域に開放する遊び場サポート“わくわく”をスタートさせている。利用者からは好評で、より多くの子ども･家族が利用できるように毎月第 2 土曜日に加え､第 3 土曜日にもプレイルームを開放している。【資料 A-2-29】

(3) A－2 の改善・向上方策（将来計画）

各研究分野の教員が、多数の講座等を実施しており、本学教員の研究成果が社会に還元できていると言える。学生による社会貢献も「姫路市安全安心まちづくりサポーター」、や「国際理解教育活動」などの活動をとおして活発に行われている。また、市民講座も小学生からシニアまで幅広い年齢層を対象として実施できており、受講者アンケートでは好評を得ていることからも具体的な地域貢献が達成できている。

課題としては､一般市民向けの公開講座等の担当として､地域連携課を設置しているが、地域との連携事業の実施母体（学園、大学、学部、課外活動団体、播磨会、兵庫県、姫路市等）がさまざまであるため、窓口の一元化が十分に図られていないことがあげられる。

【改善の具体的方策】

地域との連携事業の実施母体がさまざまである問題は、情報の共有と一元化により、地域連携課が関係部署と調整を行いながら実施できる体制を確立する。

また、さらなる公開講座等の充実を図るために、受講してもらった市民をはじめ、受講されたことのない市民に対しても継続的にアンケート調査を行い、大学が求められている講義内容等を分析し、市民のニーズを十分に考慮した講座を展開していく。

【基準 A の自己評価】

本学は大学の使命・目的を踏まえて地域連携・地域貢献の方針の周知を図り、教職員の地域連携・貢献活動の一層の推進を促してきた。

地域連携・地域貢献活動の内容は、地域連携及び産学公連携の総合窓口として地域連携課を設置し、姫路市との包括協定や駅前サテライト等を利用した公開講座の実施をはじめ学内施設を地域住民の方々に開放するなど、地域と連携して、さまざまな活動が実施されており、地域連携・地域貢献の活動は充実していると考えている。

平成 24 (2012) 年度の全国大学地域貢献度ランキング調査では総合ランキング 59 位（兵庫県内 4 位)【資料 A-2-30】となっており、本学が実施してきた地域貢献活動が評価されたものと考えている。今後も引き続き地域の文化および産業の振興、地域社会の発展により一層寄与できるよう取り組んでいくものである。

以上のことから、基準 A は満たしていると判断する。

Ⅴ．エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F－1】	大学名・所在地等	
【表 F－2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F－3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F－6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表 F－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F－8】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－5】	授業科目の概要	
【表 2－6】	成績評価基準	
【表 2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2－9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2－10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2－16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2－18】	校地、校舎等の面積	
【表 2－19】	教員研究室の概要	
【表 2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2－21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－22】	その他の施設の概要	
【表 2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2－24】	学生閲覧室等	
【表 2－25】	情報センター等の状況	
【表 2－26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3－1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3－2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3－3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3－4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3－5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3－7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3－8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル 該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為 学校法人獨協学園寄付行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの） 平成 27(2015)年度大学案内、平成 28(2016)年度大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則 姫路獨協大学学則 姫路獨協大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの） 平成 27(2015)年度姫路獨協大学学生募集要項、AO 入試募集要項、指定校推薦入試学生募集要項、スポーツ特別選抜学生募集要項、帰国生特別選抜学生募集要項、社会人入試学生募集要項、外国人留学生特別選抜学生募集要項、音楽実技入試（医療保健学部・こども保健学科）学生募集要項、獨協・獨協埼玉高校特別推薦入試、編入学・転入学学生募集要項 平成 27(2015)年度 姫路獨協大学大学院学生募集要項 平成 27(2015)年度 入試ガイド	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項 平成 27(2015)年度　履修の手引 平成 27(2015)年度　学生生活ガイド 平成 27(2015)年度　授業時間割表 平成 27(2015)年度　シラバス（講義概要・授業計画）CD-R 平成 27(2015)年度　大学院履修要項・シラバス 平成 27(2015)年度　教職課程等履修の手引	【別添】 平成 27 年度 シラバス紙媒体
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの） 平成 27 年度事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの） 平成 26 年度事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど アクセスマップ、キャンパスマップ（大学案内）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など） 学校法人獨協学園規程集一覧、姫路獨協大学規程集一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料（前年度分） 理事・監事・評議員名簿、理事会・評議員会の開催状況（平成 26 年度）	

基準 1. 使命・目的等

コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	姫路獨協大学学則（第 1 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 1-1-2】	姫路獨協大学大学院学則（第 1 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 1-1-3】	姫路獨協大学学則（第 2 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 1-1-4】	姫路獨協大学大学院学則（第 2 条）	資料Ｆ-3 の写し
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	2016 年度　姫路獨協大学大学案内（教育方針）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 1-2-2】	姫路獨協大学ホームページ（教育方針）	
【資料 1-2-3】	姫路獨協大学学則（第 2 条）	資料 1-1-3 と同じ
【資料 1-2-4】	姫路獨協大学大学院学則（第 2 条）	資料 1-1-4 と同じ
【資料 1-2-5】	2016 年度　姫路獨協大学大学案内（人間社会学群・看護学部）	資料Ｆ-2 の写し
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	第 259 回　評議会資料（平成 21 年 2 月 19 日開催）	
【資料 1-3-2】	理事会・評議員会資料（平成 21 年 3 月 12 日開催）	
【資料 1-3-3】	2016 年度　姫路獨協大学大学案内（理念・目的）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 1-3-4】	姫路獨協大学ホームページ（建学の理念）	
【資料 1-3-5】	学内広報誌　HDU21　vol.81（獨協歴史コーナー開設）	
【資料 1-3-6】	獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）	
【資料 1-3-7】	姫路獨協大学ホームページ（ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝﾎﾟﾘｼｰ・ｶﾘｷｭﾗﾑﾎﾟﾘｼｰ・ﾃﾞｨﾌﾟﾛﾏﾎﾟﾘｼｰ）	
【資料 1-3-8】	姫路獨協大学　組織規程　　別表	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	2015 入試ガイド　（アドミッションポリシー）	資料Ｆ-4 の写し
【資料 2-1-2】	2015　姫路獨協大学 学部・大学院　学生募集要項（ｱﾄﾞﾐｯｼｮﾝﾎﾟﾘｼｰ）	資料Ｆ-4 の写し
【資料 2-1-3】	姫路獨協大学ホームページ（アドミッションポリシー）	
【資料 2-1-4】	2014 年度オープンキャンパス参加者統計	
【資料 2-1-5】	平成 27 年度　大学説明会	
【資料 2-1-6】	高校内ガイダンス・進学相談会 参加者数	
【資料 2-1-7】	教職員による高校訪問回数	
【資料 2-1-8】	姫路獨協大学入学試験委員会規程	
【資料 2-1-9】	姫路獨協大学入学試験実施委員会規程	
【資料 2-1-10】	姫路獨協大学入学試験機械化委員会規程	
【資料 2-1-11】	姫路獨協大学入学試験教科委員会規程	
【資料 2-1-12】	姫路獨協大学推薦入試課外活動等選考委員会規程	
【資料 2-1-13】	平成 27(2015)年度姫路獨協大学学生募集要項、AO 入試募集要項、指定校推薦入試学生募集要項、スポーツ特別選抜学生募集要項、帰国生特別選抜学生募集要項、社会人入試学生募集要項、外国人留学生特別選抜学生募集要項、音楽実技入試（医療保健学部・こども保健学科）学生募集要項、獨協・獨協埼玉高校特別推薦入試、編入学・転入学学生募集要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-14】	2015 年度 姫路獨協大学大学院　学生募集要項	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-15】	各学部過去５年間の入学定員・収容定員充足率	
【資料 2-1-16】	2015　姫路獨協大学　学生募集要項（試験会場）	資料Ｆ-4 の写し
【資料 2-1-17】	遠隔地予約奨学生制度　募集要項	
【資料 2-1-18】	2015 入試ガイド　（スポーツ特別選抜）	資料Ｆ-4 の写し
【資料 2-1-19】	姫路獨協大学特待生制度資料	
【資料 2-1-20】	オープンキャンパス資料（送迎バス）	
【資料 2-1-21】	地域ミニコミ誌【リビング姫路】（2014 年 7 月 12 日 422 号）	
【資料 2-1-22】	2015 年度　大学院履修要項・シラバス（法学研究科授業科目）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-1-23】	ネット出願ナビ	
【資料 2-1-24】	人間社会学群パンフレット	
【資料 2-1-25】	看護学部看護学科パンフレット	
【資料 2-1-26】	平成 27 年度　大学説明会　配付資料	
2-2. 教育課程及び教授方法		

【資料 2-2-1】	2015 履修の手引（カリキュラムポリシー） 2015 大学院履修要項・シラバス（カリキュラムポリシー）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-2】	姫路獨協大学ホームページ（カリキュラムポリシー）	
【資料 2-2-3】	シラバス作成要領・シラバス記載例	
【資料 2-2-4】	姫路獨協大学ホームページ（2015 年度シラバス）	
【資料 2-2-5】	2015　履修の手引（外国語学部の教育課程モデル）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-6】	2015　履修の手引（外国語学部の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-7】	2015　履修の手引（履修について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-8】	姫路獨協大学ホームページ（外国語学部ＦＤ講演会開催報告）	
【資料 2-2-9】	2015　履修の手引（法学部の教育課程モデル）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-10】	2015　履修の手引（法学部の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-11】	2015　履修の手引（履修について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-12】	法学部授業参観実施要領・授業参観アンケート	
【資料 2-2-13】	2015　履修の手引（経済情報学部の教育課程モデル）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-14】	2015　履修の手引（経済情報学部の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-15】	アクティブ・ラーニングを取り入れた授業一覧（経済情報学部）	
【資料 2-2-16】	１回生を対象としたワークショップ型授業の導入について 基礎演習Ａにおけるワークショップ授業について	
【資料 2-2-17】	2015　履修の手引（履修について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-18】	2015　履修の手引（医療保健学部の教育課程モデル・理学療法学科・作業療法学科・言語聴覚療法学科・こども保健学科・臨床工学科）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-19】	2015　履修の手引（医療保健学部の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-20】	2015　履修の手引（履修について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-21】	ＦＤ講演会資料	
【資料 2-2-22】	2015　履修の手引（薬学部の教育課程モデル）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-23】	2015　履修の手引（専門教育間の関連図）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-24】	2015　履修の手引（薬学部の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-25】	薬学部　授業参観案内資料	
【資料 2-2-26】	2015 大学院履修要項・シラバス（修了要件および履修方法等）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-27】	2015 大学院履修要項・シラバス（授業科目担当教員一覧）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-28】	2015 大学院履修要項・シラバス（各コースと授業科目）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-29】	姫路獨協大学ホームページ（言語教育研究科ＦＤ講演会開催報告）	
【資料 2-2-30】	2015 大学院履修要項・シラバス（修了要件および履修方法等）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-31】	2015 大学院履修要項・シラバス（授業科目担当教員一覧）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-32】	2015 大学院履修要項・シラバス（各講座と授業科目）	資料Ｆ-5 の写し

【資料 2-2-33】	学生による授業評価アンケート（法学研究科）	
【資料 2-2-34】	2015 大学院履修要項・シラバス（修了要件および履修方法等）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-35】	2015 大学院履修要項・シラバス（授業科目担当教員一覧）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-36】	2015 大学院履修要項・シラバス（経済情報研究科授業科目）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-2-37】	第 239 回　経済情報研究科委員会議事要録(授業参観について)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	姫路獨協大学教務委員会規程	
【資料 2-3-2】	平成 27 年度　教務部オリエンテーション・ガイダンス日程表	
【資料 2-3-3】	姫路獨協大学　学習支援センター規程	
【資料 2-3-4】	2016 大学案内（学習支援センター）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-3-5】	姫路獨協大学ホームページ（各学部の入学前教育実施状況）	
【資料 2-3-6】	2015 履修の手引（オフィスアワー）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-3-7】	理由別の中途退学者数（過去 3 年間）	
【資料 2-3-8】	2015 履修の手引（退学願）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-3-9】	各学部の中途退学防止策	
【資料 2-3-10】	留年者数の推移（過去 3 年間）	
【資料 2-3-11】	各学部の学びの組織的な支援状況	
【資料 2-3-12】	各学部の初年次教育取組状況	
【資料 2-3-13】	外国人留学生ハンドブック	
【資料 2-3-14】	2014 年度学生による授業評価アンケート実施報告（前・後期）	
【資料 2-3-15】	HDU ボックスへの投函用紙	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	姫路獨協大学学則（第 51 条～第 53 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-2】	2015 履修の手引（ディプロマポリシー）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-4-3】	姫路獨協大学ホームページ（ディプロマポリシー）	
【資料 2-4-4】	2015 履修の手引（単位制及び履修等について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-4-5】	姫路獨協大学学則（第 33 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-6】	姫路獨協大学学則（第 41 条～第 44 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-7】	姫路獨協大学学則（第 34 条～第 40 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-8】	姫路獨協大学学則（第 17 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-9】	2015 履修の手引（試験について・単位の修得について）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-4-10】	シラバス記入方法・記入例	
【資料 2-4-11】	姫路獨協大学ホームページ（学部・大学院シラバス）	
【資料 2-4-12】	姫路獨協大学外国語学部教授会規程 姫路獨協大学法学部教授会規程 姫路獨協大学経済情報学部教授会規程 姫路獨協大学医療保健学部教授会規程 姫路獨協大学薬学部教授会規程	

【資料 2-4-13】	姫路獨協大学大学院学則（第 13 条～第 22 条・第 37 条）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 2-4-14】	2015　大学院履修要項・シラバス（ﾃﾞｨﾌﾟﾛﾏﾎﾟﾘｼｰ・履修・定期試験・学業成績・修了要件・学位論文審査基準）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-4-15】	姫路獨協大学学位規程	
【資料 2-4-16】	シラバス作成要領・記入例	
【資料 2-4-17】	姫路獨協大学大学院言語教育研究科委員会規程 姫路獨協大学大学院法学研究科委員会規程 姫路獨協大学大学院経済情報研究科委員会規程	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	姫路獨協大学キャリア委員会規程	
【資料 2-5-2】	2015　キャリア支援講座案内	
【資料 2-5-3】	2015　就職活動ワークブック	
【資料 2-5-4】	2016 大学案内　（進路・就職サポート）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-5-5】	各学部の就職支援状況・進学支援状況	
【資料 2-5-6】	2016 大学案内（小学・中学・高等学校・特別支援学校教員採用実績）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-5-7】	2015　キャリア支援講座案内（インターンシップ） 2015　就職活動ワークブック（インターンシップ）	
【資料 2-5-8】	2016 大学案内　（キャリアデザイン科目）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-5-9】	2016 大学案内　（サブプログラム）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-5-10】	2016 大学案内　（内定報告会）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-5-11】	2016 大学案内　（キャリア支援講座）	資料Ｆ-2 の写し
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	成績通知文書及び学科・学年別平均修得単位数	
【資料 2-6-2】	2015 大学案内（教員免許取得・教育・保育関係の資格取得）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-6-3】	教員免許取得・教育・保育関係の資格取得者数(過去 3 年間)	
【資料 2-6-4】	医療保健学部・薬学部国家試験合格者数・合格率（過去 3 年間）	
【資料 2-6-5】	医療保健学部　国家試験対策講座について	
【資料 2-6-6】	薬学部　国家試験対策講座について	
【資料 2-6-7】	学生による授業評価アンケート用紙	
【資料 2-6-8】	学生による授業評価アンケート集計表 （授業形態別・教員所属別・自由記述）	
【資料 2-6-9】	教育活動自己評価（記入例）	
【資料 2-6-10】	平成 26 年度　就職率・地域別就職状況・業種別就職状況	
【資料 2-6-11】	平成 26 年度　地域別・業種別求人件数	
【資料 2-6-12】	キャリアセンター　各種講座・セミナー等への参加状況	
【資料 2-6-13】	平成 26 年度　キャリアデザイン科目受講者数	
【資料 2-6-14】	Campus　Square　進路希望登録方法	
【資料 2-6-15】	Campus　Square　企業情報検索等	

【資料 2-6-16】	各学部のキャリア教育取組状況	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	姫路獨協大学学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	姫路獨協大学国際交流センター規程	
【資料 2-7-3】	2016 大学案内（留学・国際交流）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-7-4】	2015 大学案内（奨学金・奨励金制度）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-7-5】	2015 年度　学生生活ガイド	資料Ｆ-5 と同じ
【資料 2-7-6】	平成 27 年度　奨学金出願のしおり（新入生・在学生用）	
【資料 2-7-7】	2015 年度　学生生活ガイド（学費の納入）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-8】	2015 年度　学生生活ガイド（奨学金）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-9】	2015 年度　学生生活ガイド（外国人留学生奨学金）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-10】	2015 年度　外国人留学生ハンドブック（授業料減免について）	資料 2-3-13 の写し
【資料 2-7-11】	関育英奨学会　学生募集要項	
【資料 2-7-12】	姫路獨協大学「獨協学園東日本大震災関連学生等支援資金」取扱要項	
【資料 2-7-13】	2016 大学案内（教育ローン）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-7-14】	2015 年度　学生生活ガイド（下宿・アルバイトの紹介）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-15】	姫路獨協大学学友会会則	
【資料 2-7-16】	2015 年度　学生生活ガイド（課外活動）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-17】	姫路獨協大学学生課外活動規程	
【資料 2-7-18】	2015　スポーツ特別選抜対象クラブ案内	
【資料 2-7-19】	姫路獨協大学課外活動指導員内規	
【資料 2-7-20】	姫路獨協大学課外活動特別助成内規	
【資料 2-7-21】	2015 年度　学生生活ガイド（健康管理等）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-22】	健康管理のしおり・学生相談のしおり	
【資料 2-7-23】	2015 年度　学生生活ガイド（各種相談）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-7-24】	平成 22 年度　学生生活満足度調査	
【資料 2-7-25】	創立 25 周年記念事業　姫路獨協大学改修整備計画	
2-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	特別教授及び特別教師に関する規程	
【資料 2-8-2】	関係諸規則に基づく医療保健学部各学科の在籍専任教員数	
【資料 2-8-3】	外国語学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等	
【資料 2-8-4】	法学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等	
【資料 2-8-5】	経済情報学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等	
【資料 2-8-6】	医療保健学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等	
【資料 2-8-7】	薬学部の教員採用及び昇任に関する基準・手続等	
【資料 2-8-8】	姫路獨協大学教員人事委員会規程	
【資料 2-8-9】	言語教育研究科担当教員選考内規	

	法学研究科担当教員選考基準 経済情報研究科担当教員選考内規	
【資料 2-8-10】	姫路獨協大学教育改善実施（FD）委員会規程	
【資料 2-8-11】	学内イントラネット（2014 年度前期　教育活動自己評価）	
【資料 2-8-12】	平成 26 年度各学部・大学院のＦＤ活動内容	
【資料 2-8-13】	2015 履修の手引（全学共通科目の特徴）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-8-14】	姫路獨協大学全学共通科目実施委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	2016 大学案内　（施設紹介）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-9-2】	2015 年度　学生生活ガイド（附属図書館）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-9-3】	姫路獨協大学附属図書館報　さぎそう　No. 37	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-9-4】	姫路獨協大学　図書館利用案内	
【資料 2-9-5】	2015 大学案内　（施設紹介）	資料Ｆ-2 の写し
【資料 2-9-6】	平成 22 年度　学生生活満足度調査　抜粋（施設関係）	資料Ｆ-5 の写し
【資料 2-9-7】	講義棟中央階段入口横スロープ設置後の写真 渡り廊下の上に屋根設置後の写真	
【資料 2-9-8】	姫路獨協大学電気工作物保安規程	
【資料 2-9-9】	姫路獨協大学防火・防災管理規程	
【資料 2-9-10】	姫路獨協大学自衛消防隊内規	
【資料 2-9-11】	施設設備等の総合管理業務委託内容	
【資料 2-9-12】	姫路獨協大学生命倫理委員会規程	
【資料 2-9-13】	姫路獨協大学組換え DNA 実験安全管理規程	
【資料 2-9-14】	姫路獨協大学動物実験委員会規程	
【資料 2-9-15】	姫路獨協大学毒物及び劇物管理規程	
【資料 2-9-16】	平成 26 年度　授業科目別履修者数一覧	
【資料 2-9-17】	各学部の少人数教育取り組み状況	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	獨協学園　第９次基本計画（2014 年度）・	資料 1-3-6 と同じ
【資料 3-1-2】	姫路獨協大学個人研究費取扱規程	
	姫路獨協大学受託研究規程	
	各種補助金等による研究支援者の雇用に関する規程	
	姫路獨協大学における研究者の不正行為防止に係る規程	
	姫路獨協大学における科学研究費助成事業に関する取扱規程	
【資料 3-1-3】	姫路獨協大学生命倫理委員会規程	
	姫路獨協大学組換えＤＮＡ実験安全管理規程	
	姫路獨協大学動物実験規程	
【資料 3-1-4】	姫路獨協大学プライバシーポリシー	
	姫路獨協大学個人情報保護規程	
	姫路獨協大学における公益通報者の保護等に関する規程	
【資料 3-1-5】	姫路獨協大学ハラスメント防止等に関する規程・	
	姫路獨協大学ハラスメント人権委員会に関する細則	
	姫路獨協大学ハラスメント相談窓口設置及び事例への対応に関する内規	
【資料 3-1-6】	姫路獨協大学保健委員会規程	
	姫路獨協大学労働安全衛生委員会規程	
【資料 3-1-7】	姫路獨協大学防火・防災管理規程	
【資料 3-1-8】	姫路獨協大学ホームページ　（教育情報　学部・大学院）	
【資料 3-1-9】	姫路獨協大学学則　抜粋	資料 F-3 の写し
	姫路獨協大学運営諮問会議規程	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	寄附行為（第 13 条）	資料 F-1 の写し
【資料 3-2-2】	獨協学園理事会会議規則	
【資料 3-2-3】	獨協学園業務処理規則	
【資料 3-2-4】	獨協学園役員（理事・監事）名簿	資料 F-10 の写し
【資料 3-2-5】	学園運営会議に関する規則	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	獨協学園業務処理規則	資料 3-2-3 と同じ
【資料 3-3-2】	姫路獨協大学評議会規程	
	姫路獨協大学評議員名簿	
【資料 3-3-3】	姫路獨協大学学部長等会議規程	
	姫路獨協大学学部長等会議構成員名簿	

【資料 3-3-4】	姫路獨協大学大学院委員会規程 姫路獨協大学大学院委員会委員名簿	
【資料 3-3-5】	姫路獨協大学学則　抜粋	資料 F-3 の写し
【資料 3-3-6】	姫路獨協大学学長補佐に関する規程	
【資料 3-3-7】	姫路獨協大学学則　抜粋	資料 F-3 の写し
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	寄附行為（第 13 条）	資料 F-1 の写し
【資料 3-4-2】	姫路獨協大学学則　抜粋 姫路獨協大学運営諮問会議規程	資料 3-1-9 と同じ
【資料 3-4-3】	姫路獨協大学事務連絡会議要項	
【資料 3-4-4】	獨協学園役員（理事・監事）名簿	資料 F-10 の写し
【資料 3-4-5】	役員候補者及び評議員候補者選考規則	
【資料 3-4-6】	監査報告書	
【資料 3-4-7】	獨協学園内部監査規則	
【資料 3-4-8】	獨協学園評議員会会議規則	
【資料 3-4-9】	獨協学園役員（評議員）名簿	資料 F-10 の写し
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	姫路獨協大学事務分掌規程	
【資料 3-5-2】	姫路獨協大学事務職員人事委員会	
【資料 3-5-3】	姫路獨協大学事務職員役職定年制度内規	
【資料 3-5-4】	姫路獨協大学事務職員の昇任に関する要領	
【資料 3-5-5】	姫路獨協大学事務連絡会議要項 姫路獨協大学事務連絡会議構成員名簿	資料 3-4-3 と同じ
【資料 3-5-6】	姫路獨協大学評議会規程 姫路獨協大学教務委員会規程 姫路獨協大学学生委員会規程 姫路獨協大学入学試験委員会規程 姫路獨協大学キャリア委員会規程	
【資料 3-5-7】	平成 26 年度人事評価制度資料	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）	資料 3-1-1 と同じ
【資料 3-6-2】	平成 27 年度　事業計画	資料 F-6 と同じ
【資料 3-6-3】	平成 26 年度　事業報告	資料 F-7 と同じ
【資料 3-6-4】	学校法人獨協学園　財務計算書類（過去 5 年間）	
【資料 3-6-5】	平成 26 年度　財産目録	
【資料 3-6-6】	姫路獨協大学　外部資金の導入状況	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	独立監査人の監査報告書	
【資料 3-7-2】	姫路獨協大学会計事務に関する内規	

【資料 3-7-3】	姫路獨協大学納入業者選定委員会	
【資料 3-7-4】	監事監査報告書	資料 F-1 の写し
【資料 3-7-5】	平成 26 年度内部監査結果について（平成 27 年 3 月 26 日開催理事会配付資料）	
【資料 3-7-6】	姫路獨協大学ホームページ（財政開示、事業報告・計画）	
【資料 3-7-7】	学校法人獨協学園ホームページ（学園の事業報告及び財務情報）	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	姫路獨協大学ホームページ（認証評価）	
【資料 4-1-2】	姫路獨協大学ホームページ（自己点検・評価報告書－2010 年 4 月から 2013 年 3 月までの状況－）	
【資料 4-1-3】	姫路獨協大学学則（第 1 条の 2）	資料Ｆ-3 の写し
【資料 4-1-4】	姫路獨協大学自己評価規程	
【資料 4-1-5】	学内イントラネット　2014 年度後期　教育活動自己評価（授業改善策）	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	2014 年度前・後期学生による授業評価アンケート実施報告	
【資料 4-2-2】	平成 22 年度　学生生活満足度調査	資料 2-7-24 と同じ
【資料 4-2-3】	卒業時満足度調査	
【資料 4-2-4】	姫路獨協大学ホームページ（教育情報　学部・大学院）	
【資料 4-2-5】	姫路獨協大学ホームページ（大学案内）	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	姫路獨協大学　改善状況報告書	
【資料 4-3-2】	姫路獨協大学自己点検・評価報告書－2010 年 4 月から 2013 年 3 月までの状況－ 「改善すべき事項」の改善状況調査	
【資料 4-3-3】	獨協学園第 9 次基本計画（2014 年度）抜粋	資料 1-3-6 の写し
【資料 4-3-4】	平成 27 年度事業計画	資料 F-6 と同じ
【資料 4-3-5】	平成 26 年度事業報告	資料 F-7 と同じ

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-2. 地域との連携・地域への貢献の具体性		
【資料 A-2-1】	シラバス「特別講義」（2014 年度）	
【資料 A-2-2】	シラバス「経済学特殊講義」（2014 年度）	
【資料 A-2-3】	シラバス「経済学特殊講義」（2014 年度）	
【資料 A-2-4】	シラバス「経済学特殊講義」（2014 年度）	
【資料 A-2-5】	獨協講座案内【2014 春・夏】【2014 秋・冬】	
【資料 A-2-6】	出張講座関係資料	
【資料 A-2-7】	カルチャーカフェ・獨協案内（2014 年度）	
【資料 A-2-8】	少年スポーツ指導者研修会関係資料	
【資料 A-2-9】	チャリティーサッカー大会関係資料	
【資料 A-2-10】	少年柔道合同錬成会関係資料	
【資料 A-2-11】	秋の音楽鑑賞会案内	
【資料 A-2-12】	はりま歴史講座案内	
【資料 A-2-13】	市民教養講座案内	
【資料 A-2-14】	市民公開講座案内	
【資料 A-2-15】	姫路市シニアオープンカレッジ案内	
【資料 A-2-16】	イオンタウン姫路特別出張講座案内	
【資料 A-2-17】	おもちゃの広場関係資料	
【資料 A-2-18】	ホースセラピー教室関係資料	
【資料 A-2-19】	社会・地域貢献講座案内	
【資料 A-2-20】	サイエンス・パートナーシップ・プログラム案内	
【資料 A-2-21】	高校生英語スピーチコンテスト案内	
【資料 A-2-22】	姫路市安全安心まちづくりサポーター関係資料	
【資料 A-2-23】	ひらめき★ときめきサイエンス案内	
【資料 A-2-24】	のびのびセミナー案内	
【資料 A-2-25】	学外委員等委嘱関係資料	
【資料 A-2-26】	姫路市政策研究助成費関係資料	
【資料 A-2-27】	教員免許状更新講習案内	
【資料 A-2-28】	図書館利用関係資料	
【資料 A-2-29】	プレイルーム等施設利用関係資料	
【資料 A-2-30】	全国大学地域貢献度ランキング	